

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年12月23日提出
【計算期間】	第15期(自 2020年9月26日至 2021年9月27日)
【ファンド名】	S M B Cファンドラップ・日本バリュー株 S M B Cファンドラップ・日本グロース株 S M B Cファンドラップ・日本中小型株 S M B Cファンドラップ・米国株 S M B Cファンドラップ・欧州株 S M B Cファンドラップ・新興国株 S M B Cファンドラップ・日本債 S M B Cファンドラップ・米国債 S M B Cファンドラップ・欧州債 S M B Cファンドラップ・新興国債 S M B Cファンドラップ・J - R E I T S M B Cファンドラップ・G - R E I T S M B Cファンドラップ・コモディティ S M B Cファンドラップ・ヘッジファンド
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猿田 隆
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【事務連絡者氏名】	土屋 裕子
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【電話番号】	03-6205-1649
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

信託金の限度額

信託金の限度額は、以下のとおりとします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、以下の限度額を変更することができます。

ファンド名	信託金の限度額
FW日本バリュー株 FW日本グロース株 FW米国株 FW欧州株 FW新興国株 FW日本債 FW米国債 FW欧州債 FW新興国債 FWG-REIT FWコモディティ	各ファンド5,000億円
FW日本中小型株 FWJ-REIT FWヘッジファンド	各ファンド2,000億円

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

S M B Cファンドラップ・日本バリュー株

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券 不動産投信
追加型	海外	その他資産 ()
	国内	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

< 属性区分表 >

S M B C ファンドラップ・日本バリュー株

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	
株式 一般	年 1 回	グローバル	ファミリーファンド	
大型株 中小型株	年 2 回	日本		
債券 一般	年 4 回	北米		
公債	年 6 回 (隔月)	欧州		
社債	年 12 回 (毎月)	アジア		
その他債券 クレジット属性 ()	日々	中南米		
不動産投信	その他 ()	アフリカ		ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（株式 一般））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に株式（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。株式（一般）とは、属性区分において大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年 1 回...目論見書又は投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

<商品分類表>

SMB Cファンドラップ・日本グロース株

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

<属性区分表>

SMB Cファンドラップ・日本グロース株

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式 一般)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回	グローバル	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ
	年2回	日本	
	年4回	北米	
	年6回 (隔月)	欧州	
	年12回 (毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	
	その他 ()	中南米	
		アフリカ	
		中近東 (中東)	
		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産(投資信託証券(株式 一般))

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に株式(一般)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。株式(一般)とは、属性区分において大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<商品分類表>

S M B Cファンドラップ・日本中小型株

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産 ()
	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

<属性区分表>

S M B C ファンドラップ・日本中小型株

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年 1 回	グローバル	ファミリーファンド
一般			
大型株	年 2 回	日本	
中小型株	年 4 回	北米	
債券	年 6 回	欧州	
一般	(隔月)	アジア	
公債	年12回	オセアニア	
社債	(毎月)	中南米	
その他債券	日々	アフリカ	
クレジット属性 ()	その他 ()	中近東 (中東)	
不動産投信		エマージング	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (株式 中小型株))			
資産複合 ()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（株式 中小型株））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に株式（中小型株）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。株式（中小型株）とは、目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<商品分類表>

S M B Cファンドラップ・米国株

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型		その他資産 ()
	内 外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<属性区分表>

S M B Cファンドラップ・米国株

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファン ド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産(投資信託証券(株式 一般))

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に株式(一般)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。株式(一般)とは、属性区分において大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<商品分類表>

SMB Cファンドラップ・欧州株

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

<属性区分表>

S M B C ファンドラップ・欧州株

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券 一般	年6回	欧州	ファミリーファン ド	あり ()
公債	(隔月)	アジア		
社債	年12回	オセアニア		
その他債券 クレジット属性 ()	(毎月)	中南米		
不動産投信	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（株式 一般））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に株式（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。株式（一般）とは、属性区分において大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 商品分類表 >

S M B C ファンドラップ・新興国株

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 属性区分表 >

S M B C ファンドラップ・新興国株

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファン ド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産(投資信託証券(株式 一般))

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に株式(一般)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。株式(一般)とは、属性区分において大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<商品分類表>

SMB Cファンドラップ・日本債

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型	国内	株 式
	海外	債券
追加型	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

<属性区分表>

S M B C ファンドラップ・日本債

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド
一般			
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	
債券	年6回	欧州	
一般	(隔月)	アジア	
公債	年12回	オセアニア	
社債	(毎月)	中南米	
その他債券	日々	アフリカ	
クレジット属性 ()	その他 ()	中近東 (中東)	
不動産投信		エマージング	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))			
資産複合 ()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 商品分類表 >

S M B Cファンドラップ・米国債

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 （ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 属性区分表 >

S M B Cファンドラップ・米国債

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファン ド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産(投資信託証券(債券 一般))

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券(一般)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券(一般)とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<商品分類表>

S M B C ファンドラップ・欧州債

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

< 属性区分表 >

S M B C ファンドラップ・欧州債

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファン ド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 商品分類表 >

S M B C ファンドラップ・新興国債

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 属性区分表 >

S M B C ファンドラップ・新興国債

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファン ド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<商品分類表>

S M B C ファンドラップ・J-REIT

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型	国内	株式
		債券
追加型	海外	不動産投信
		その他資産 ()
	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

< 属性区分表 >

S M B C ファンドラップ・J-REIT

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	
	年12回 (毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	
不動産投信	その他 ()	中南米	
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))		アフリカ	
		中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産(投資信託証券(不動産投信))

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<商品分類表>

S M B C ファンドラップ・G-REIT

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

< 属性区分表 >

S M B C ファンドラップ・G-REIT

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含まず)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファン ド	あり ()
	年12回 (毎月)	欧州		
	日々	アジア		
不動産投信	その他 ()	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))		中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産(投資信託証券(不動産投信))

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(日本を含まず)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含まず)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<商品分類表>

S M B C ファンドラップ・コモディティ

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型	国内	株式
	海外	債券
		不動産投信
追加型	内外	その他資産 (商品)
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

その他資産(商品)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信(リート)以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドの投資収益は実質的に商品を源泉としております。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<属性区分表>

S M B Cファンドラップ・コモディティ

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファン ド	あり ()
	年12回 (毎月)	欧州		
	日々	アジア		
不動産投信	その他 ()	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (債券 その他債券))		中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
		アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産(投資信託証券(債券 その他債券))

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券(その他債券)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券(その他債券)とは、目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(日本を含む)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<商品分類表>

S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
---------	--------	-------------------	------

単位型	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型		不動産投信	
	内外	その他資産 ()	特殊型 (絶対収益追求型)
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合...目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

特殊型（絶対収益追求型）

...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。絶対収益追求型とは、目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 属性区分表 >

S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
--------	------	--------	------	-------	-----

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)			ブル・ベア 型
	年2回				
	年4回	日本			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリー ファンド	あり ()	条件付運用 型
	年12回 (毎月)	欧州			
	日々	アジア			
不動産投信	日々	オセアニア			絶対収益追 求型
その他資産 (投資信託証券)	その他 ()	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	
		アフリカ			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)			その他 ()
		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券）

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含む）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

2007年2月20日 信託契約締結

2007年2月20日 当ファンドの設定・運用開始

2018年4月18日 S M B C ファンドラップ・G-REITの投資形態を「ファミリーファンド」から「ファンド・オブ・ファンズ」へ変更

2019年4月1日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友D Sアセットマネジメント株式会社へ承継

- 2020年6月24日 S M B Cファンドラップ・日本バリュー株およびS M B Cファンドラップ・J-REIT
の投資形態を「ファミリーファンド」から「ファンド・オブ・ファンズ」へ変更
- 2020年12月26日 S M B Cファンドラップ・米国株の運用指図に関する権限の委託を解除

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友D Sアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の作成等を行います。

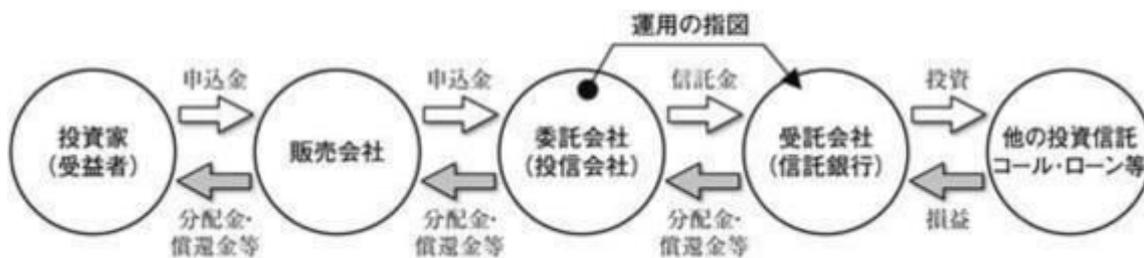
(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問いません。)に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、受益者からの一部解約実行請求の受け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



〔参考情報：投資顧問会社〕

以下の法人は当ファンドの関係法人には該当しませんが、当ファンドの運用に関し助言等を行う投資顧問会社であり、間接的に当ファンドの運用に関与します。

S M B C日興証券株式会社

当ファンドの投資顧問会社として、委託会社に対して投資助言を行います。

ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20億円(2021年9月30日現在)

(ロ) 会社の沿革

- 1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立
- 1987年2月20日 証券投資顧問業の登録
- 1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可
- 1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
- 1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
- 2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得
- 2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更

2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更

(八) 大株主の状況

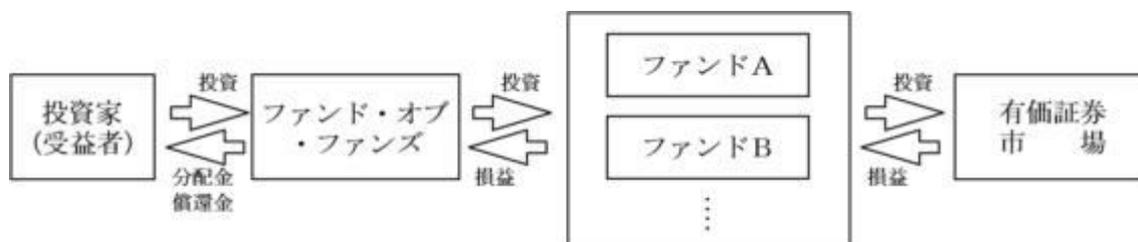
(2021年9月30日現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

八 ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

S M B Cファンドラップ・シリーズは、投資対象や運用スタイルの異なる複数ファンドで構成されたS M B Cファンドラップ専用ファンドです。

指定投資信託証券の選定、追加または入れ替えについては、S M B C日興証券株式会社からの投資助言を受けます。

資金動向、市況動向等によっては下記のような運用ができない場合があります。

各ファンドの投資方針

ファンド名	投資方針
-------	------

F W日本バリュー株	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、わが国の株式を主要投資対象とし、割安性を重視し、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券^(注1)の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
F W日本グロース株	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、わが国の株式を主要投資対象とし、成長性を重視し、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券^(注1)の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
F W日本中小型株	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、わが国の中小型株を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券^(注1)の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
F W米国株	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主として米国の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、米国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券^(注1)の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
F W欧州株	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主として欧州の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、欧州の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券^(注1)の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
F W新興国株	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、新興国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券^(注1)の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
F W日本債	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の公社債へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、わが国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券^(注1)の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
F W米国債	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主として米国通貨建ての公社債へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、米国通貨建ての公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券^(注1)の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

F W欧州債	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主として欧州通貨建ての公社債へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、欧州通貨建ての公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券^(注1)の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
F W新興国債	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の公社債へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、新興国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券^(注1)の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
F WJ-REIT	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の不動産投資信託証券(J-REIT)へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、J-REITを主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券^(注1)の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 <p style="margin-top: 10px;">当ファンドは特化型運用を行います。特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。</p> <p>当ファンドが実質的な主要投資対象とするわが国の不動産投資信託証券(J-REIT)には、寄与度が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。</p>
F WG-REIT	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国のREITへ投資します。 ・投資する投資信託証券は、世界各国のREITを主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券^(注1)の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
F Wコモディティ	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主として商品指数連動債へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、中長期的に世界の商品市況の動きを概ね反映させる投資成果を基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券^(注1)の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

F Wヘッジファンド	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券を主要投資対象とします。 ・投資する投資信託証券は、絶対収益の獲得を目指して運用を行うものとし ます。 「絶対収益」とは、特定の市場等の変動に左右されない投資元本に対する 収益を意味します。また、「絶対に収益を得られる」という意味ではありません。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券^(注1)の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注1) 各ファンドは主に以下の指定投資信託証券へ投資するものとします。

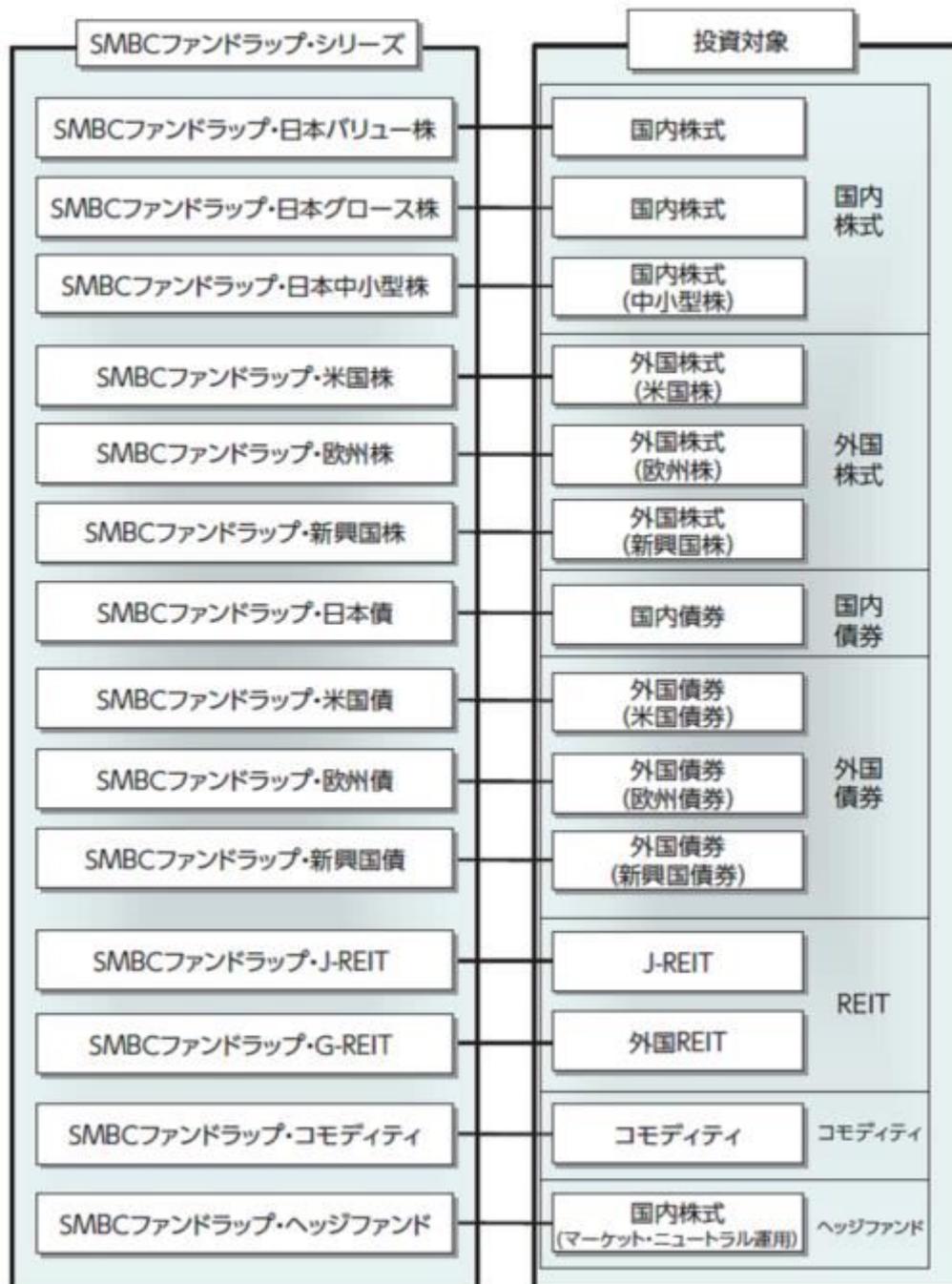
指定投資信託証券の選定、追加・変更は、S M B C日興証券株式会社からの投資助言に基づき行い
ます。下記の指定投資信託証券は、今後追加または変更されることがあります。その場合は、事前
に受益者の皆様へ通知されないこともあります。

ファンド名	主な投資対象である指定投資信託証券
F W日本バリュー株	S M D A M / F O F s 用日本バリュー株F (適格機関投資家限定)
F W日本グロース株	ノムラF O F s 用・ジャパン・アクティブ・グロース(適格機関投資家専 用)
	ティー・ロウ・プライス / F O F s 用 日本株式ファンド(適格機関投資家 専用)
F W日本中小型株	日興アセット / F O F s 用日本中小型株F (適格機関投資家限定)
	S B I / F O F s 用日本中小型株F (適格機関投資家限定)
F W米国株	ティー・ロウ・プライス / F O F s 用 米国大型バリュー株式ファンド (適格機関投資家専用)
	ティー・ロウ・プライス / F O F s 用 米国ブルーチップ株式ファンド (適格機関投資家専用)
F W欧州株	シュローダー / F O F s 用欧州株F (適格機関投資家限定)
F W新興国株	G I M / F O F s 用新興国株F (適格機関投資家限定)
	Amundi Funds Emerging Markets Equity Focus (Amundi ファンズ・エマージング・マーケット・エクイティ・フォーカ ス)
F W日本債	三井住友 / F O F s 用日本債F (適格機関投資家限定)
F W米国債	ブラックロック / F O F s 用米国債F (適格機関投資家限定)
F W欧州債	ドイチェ / F O F s 用欧州債F (適格機関投資家限定)
F W新興国債	F O F s 用新興国債F (適格機関投資家限定)
F WJ-REIT	S M D A M / F O F s 用 J - R E I T (適格機関投資家限定)
F WG-REIT	大和住銀 / プリンシパルフ O F s 用外国リートF (適格機関投資家限定)
F Wコモディティ	パインブリッジ / F O F s 用コモディティF (適格機関投資家限定)
F Wヘッジファンド	S O M P O / F O F s 用日本株MN (適格機関投資家限定)
	ノムラF O F s 用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド(適格 機関投資家専用)
	S M D A M / F O F s 用日本グロース株MN (適格機関投資家限定)

上記ファンドは、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」へも投資します。なお、投資対象とする親投資信託は、将来変更になる場合があります。

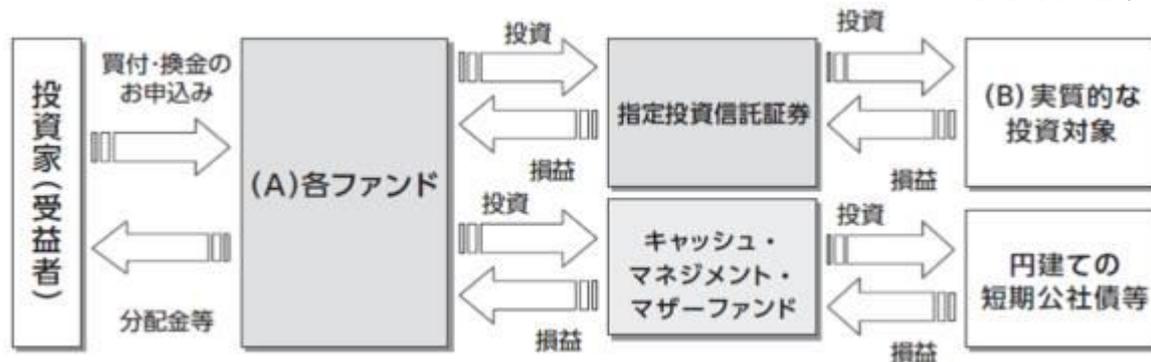
ファンドの特色

「SMBCファンドラップ・シリーズ」は、投資対象や運用スタイルの異なる複数ファンドで構成されたSMBCファンドラップ専用ファンドです。



ファンドの仕組み

指定投資信託証券および親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。なお、指定投資信託証券が複数となる場合もあります。



上記における(A)各ファンドおよび(B)実質的な投資対象は、以下のとおりになります。

(A) 各ファンド	(B) 実質的な投資対象
F W日本バリュー株	わが国の株式
F W日本グロース株	わが国の株式
F W日本中小型株	わが国の株式
F W米国株	米国の株式
F W欧州株	欧州の株式
F W新興国株	新興国の株式
F W日本債	わが国の公社債
F W米国債	米国通貨建ての公社債
F W欧州債	欧州通貨建ての公社債
F W新興国債	新興国の公社債
F WJ-REIT	わが国の不動産投資信託証券(J-REIT)
F WG-REIT	世界各国の不動産投資信託証券(REIT)
F Wコモディティ	商品指数連動債
F Wヘッジファンド	わが国の株式等

(2) 【投資対象】

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を主として、指定投資信託証券および三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンドに投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きま

す。)

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- なお、3の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

S M B Cファンドラップ・シリーズが投資対象とする指定投資信託証券等の概要

S M B Cファンドラップ・シリーズが投資対象とするマザーファンドおよび指定投資信託証券（以下「指定投資信託証券等」）の概要は以下の通りです。

指定投資信託証券等の概要は、2021年12月23日現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。今後、指定投資信託証券の各運用会社の都合等により、記載内容が変更になることがあります。

また、今後繰上償還などにより指定投資信託証券から除外される場合や、以下に記載した投資信託証券以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加される場合があります。

1. S M D A M / F O F s 用日本バリュー株F（適格機関投資家限定）

< 指定投資信託証券の概要 >

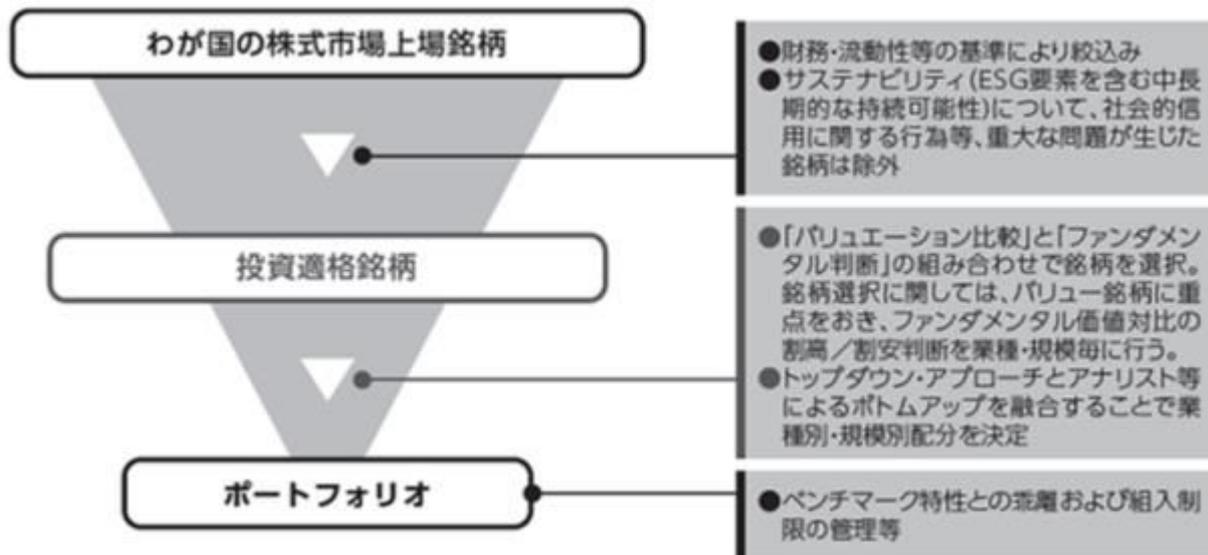
投資信託委託会社	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信 / 国内 / 株式
運用基本方針	国内株式マザーファンド受益証券を通じて、わが国の株式を主要投資対象とし、バリューを重視したアクティブ運用により、TOPIX（東証株価指数・配当込み）を中長期的に上回る投資成果を目指します。
ベンチマーク	TOPIX（東証株価指数・配当込み）
主要投資対象	国内株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資態度	国内株式マザーファンド受益証券(以下、「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とします。 TOPIX(東証株価指数・配当込み)をベンチマークとし、バリュー・アプローチを基本としたアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 マクロ経済動向および産業動向等の分析により、業種・規模別配分等を行います。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 外貨建資産への投資は行いません。
設定日	2020年6月23日
信託期間	無期限
収益分配	毎決算時に分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.495%(税抜0.45%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料等は信託財産から支払われます(その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。)
決算日	毎年7月25日(休業日の場合翌営業日)
ベンチマークについて	TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。TOPIXの算出において、電子計算機の障害または天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、その算出を延期または中止することがあります。また、株式会社東京証券取引所は、TOPIXがいかなる場合においても真正であることを保証するものではなく、同指数の算出において、数値に誤謬が発生しても、株式会社東京証券取引所は一切その賠償の責めを負いません。
その他	-

< 投資信託委託会社の概要 >

三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。
国内トップクラスの資産運用会社として、最高品質の資産運用サービスの提供を通じ、お客さまの資産形成に貢献しています。国内外の株式、債券、リート等に投資する豊富なラインナップの中から、お客さまのニーズに合った特徴あるファンドをご提供します。

< 運用プロセス >



上記の運用プロセスは、2021年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

2 . ノムラF O F s用・ジャパン・アクティブ・グロース（適格機関投資家専用）

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	株式会社りそな銀行 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信 / 国内 / 株式
運用基本方針	信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ベンチマーク	(参考指数：TOPIX(東証株価指数))
主要投資対象	ジャパン・アクティブ・グロース マザーファンド(以下、「マザーファンド」という場合があります。)受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。 わが国の株式の中から、個別企業の調査・分析等に基づいたボトムアップアプローチにより、企業の経営戦略や財務戦略などを通じて長期的な株主資本成長や利益成長が期待できる銘柄を選定します。 ポートフォリオの構築にあたっては、株主資本や利益等の成長率の高さ及びその継続性等に関する評価に基づき組入銘柄を決定し、バリュエーション評価(株価の割高・割安の度合い)等を勘案して組入比率を決定します。 マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。 株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。 非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>
設定日	2019年3月29日
信託期間	無期限
収益分配	分配を行ないません。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.5885%(税抜:0.535%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	1万口につき基準価額の0.3%
その他費用等	<p>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組入る有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・ 外貨建資産の保管等に要する費用 ・ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ ファンドに関する租税 等
決算日	毎年7月25日(休業日の場合翌営業日)
ベンチマークについて	
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

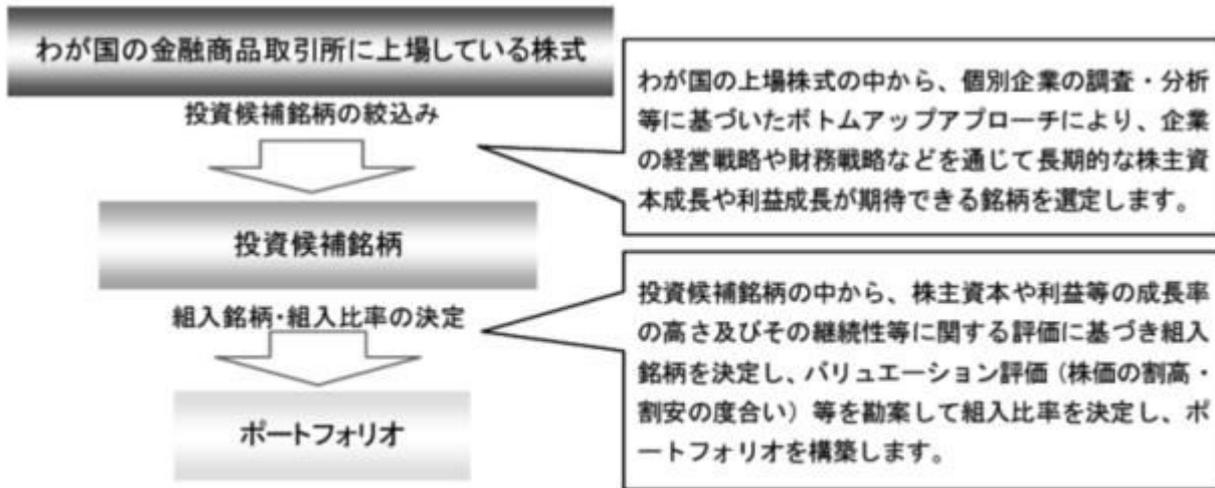
< 投資信託委託会社の概要 >

野村アセットマネジメントは、野村ホールディングス株式会社を持株会社とする野村グループの資産運用会社です。

1997年10月、野村証券投資信託委託株式会社(1959年設立)と野村投資顧問株式会社(1981年設立)が合併し、日本を代表する資産運用会社として優れた実績を築いてきました。また、早くから運用と顧客基盤のグローバル化に取り組み、アメリカ、ヨーロッパ、アジア等、海外への積極的な展開を図っています。

< 運用プロセス >

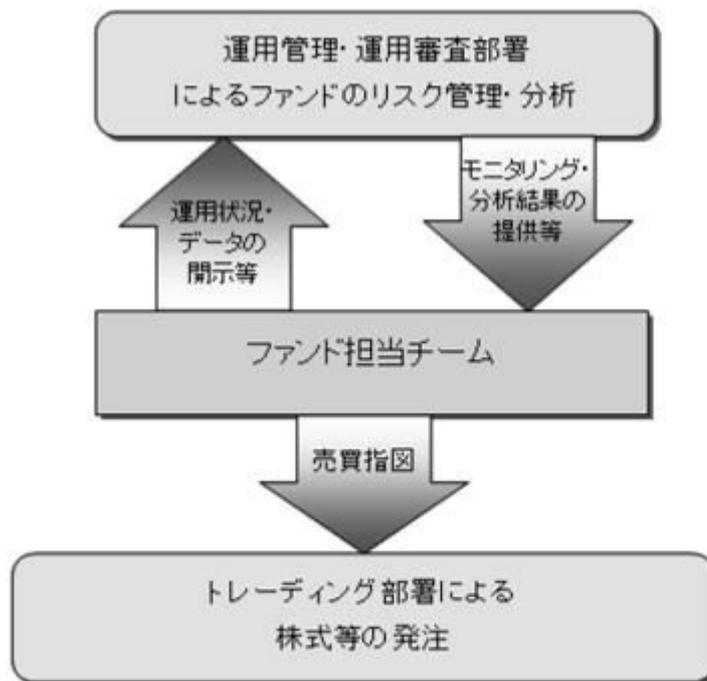
ポートフォリオの構築プロセスは以下の通りです。



*上記ポートフォリオの構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

< 運用体制 >

ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

2 . ティー・ロウ・プライス / F O F s 用 日本株式ファンド(適格機関投資家専用)

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
基本的性格	追加型投信/国内/株式
運用基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行うことを基本とします。
ベンチマーク	-

主要投資対象	ティー・ロウ・プライス 日本株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、成長性が高いと判断される日本の上場株式(上場予定の株式も含まれます。)に投資を行います。また、優先株式、新株予約権付社債、米国預託証券(ADR)、欧州預託証券(EDR)、グローバル預託証券(GDR)等の株式関連証券へ投資を行う場合があります。 マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。 非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。 市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外国為替取引の実質利用は為替変動リスクを回避するために行うことができます。 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、デリバティブ取引等については、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
設定日	2019年6月24日
信託期間	無期限
収益分配	分配を行いません。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.693%(税抜:0.63%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの純資産総額に対して年率0.11%(税抜0.10%)を上限とする額が毎日計上され、毎計算期末の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 計理およびこれに付随する業務に係る費用(業務を委託する場合の委託費用を含みます。) 監査費用 上記に準ずる費用で信託財産から支弁することが相当であると委託会社が合理的に判断する費用等 上記のほか、組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用等が、信託財産から支払われます。
決算日	毎年7月25日(休業日の場合翌営業日)
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

< 投資信託委託会社の概要 >

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社は、米国メリーランド州ボルティモアに本拠を置くティー・ロウ・プライス・グループの日本拠点です。ティー・ロウ・プライスは、1937年の創業以来、80年以上の運用の歴史を有する独立系大手資産運用会社であり、その持ち株会社は米国主要株式指数S&P500に採用されている上場企業です。徹底したリサーチによるファンダメンタル調査を重視し、豊富な商品ラインナップとグローバルな運用力を世界の投資家の皆様に提供しています。

グループ資産残高：1兆6,200億米ドル（2021年6月末現在）

< 運用プロセス >

ユニバースの定義	ファンダメンタル・リサーチ&分析	ポートフォリオ構築	売却基準
<ul style="list-style-type: none"> 日本のあらゆる規模の企業（時価総額3億米ドル以上が目安） 全業種にわたるアルファ追求 等 	<ul style="list-style-type: none"> アナリストは業種・企業分析により、成長見通しを裏付け、バリュエーションを評価 株式レーティングと地域別セクター別ミーティングを通して推奨する行動を伝える 等 	<ul style="list-style-type: none"> 絶対的にも相対的にも良好な結果を出すことを目的としてポートフォリオを構築 意図せざるマクロ・リスクの最小化を目指す ポートフォリオ・リバランスによるリスク管理 等 	<ul style="list-style-type: none"> アナリストによるダウングレード 予期せぬファンダメンタルズの悪化 他のより良い投資アイデアへの乗り換え（“ベター・アイデア”） 極端なバリュエーション 新しい情報や知見による見通しの変更 経営陣の質の低下 等

上記は本書作成時点における運用プロセスを示しており、今後、市場環境の変化等により予告なく変更される場合があります。上記は、運用プロセスのすべてを網羅するものではありません。

< 運用体制 >

< 組織および社内規則等 >

当ファンドは「ティー・ロウ・プライス 日本株式マザーファンド」を通じて投資を行います。マザーファンドの運用は、ティー・ロウ・プライスの「日本株式運用戦略ポートフォリオ運用チーム」が担当します。ティー・ロウ・プライスでは、各戦略に、ポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストにより構成される専門運用チームが設けられており、運用チームは、他戦略の運用プロフェッショナルや、マクロエコノミスト等と適宜情報共有し、相互に支援します。また、運用部門では運用戦略に応じて、適宜、専門委員会が設けられております。ファンドの運用に関する社内規程として、一括発注および約定結果の配分にかかる方針のほか、最良執行にかかる方針を定め、売買執行における最良執行に努めるとともに、売買執行にあたって使用する金融商品取引業者についても方針を定め、取引コストや各金融商品取引業者との取引量等についてモニタリングを行っております。また全社員が遵守すべき服務規程を設けており、利益相反管理方針や従業員取引にかかる規程等が定められております。ファンドの保有する有価証券等の評価に関しては、評価方法その他を管理するための専門委員会を設け、保有有価証券等が一般社団法人投資信託協会の諸規則にそって適正に評価されるよう担保しています。また、ティー・ロウ・プライスは、環境、社会、ガバナンス（ESG）に関する諸要素を運用プロセスに取り入れ、ポートフォリオの組入銘柄のパフォーマンスに重大な影響を与えると判断するESG要素を考慮した投資を行っています。

< 内部管理体制 >

ティー・ロウ・プライスでは、グループ全体で包括的に運用リスクを管理する体制としております。リスクをさまざまな側面から捉え、内在するリスクの種類を明確にし、多面的に管理するため、運用部門から独立したリスク管理部門を組織しております。リスク管理部門には運用リスク担当の専門チームを配置し、運用チームを主にデータ分析面でサポートしています。法令、諸規則および運用ガイドライン等の遵守にあたっては、インベストメント・コンプライアンスが運用部門から独立したモニタリングを行っております。さらに、ティー・ロウ・プライス・グループ組織全体のリスク把握と改善のために、リスク監視委員会を設置しております。リスク監視委員会は、ティー・ロウ・プライス・グループ財務担当役員、リスク管理部門の責任者であるチーフ・リスク・オフィサー他、主要部門の責任者で構成し、運用にかかるリスク、オペレーショナル・

リスク、ビジネス・リスク等を含む全社的なリスクに関する管理体制の構築に責任を持ちます。受託会社や業務委託先の選定にあたっては、選定にかかる方針を定めており、必要に応じて面談や質問票への回答を求めるなどして選考を行うとともに、社内の管理担当者を定めて継続モニタリングを行います。

3 . 日興アセット / FOF s 用日本中小型株F (適格機関投資家限定)

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信 / 国内 / 株式
運用基本方針	主として、日本中小型株式アクティブ・マザーファンド受益証券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	日本中小型株式アクティブ・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	<p>主として、日本中小型株式アクティブ・マザーファンド受益証券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。</p> <p>マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。</p> <p>株式以外の資産への実質投資割合(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。)は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。</p> <p>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。 ・ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。 ・ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
設定日	2017年12月25日
信託期間	無期限
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.649%(税抜:0.59%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

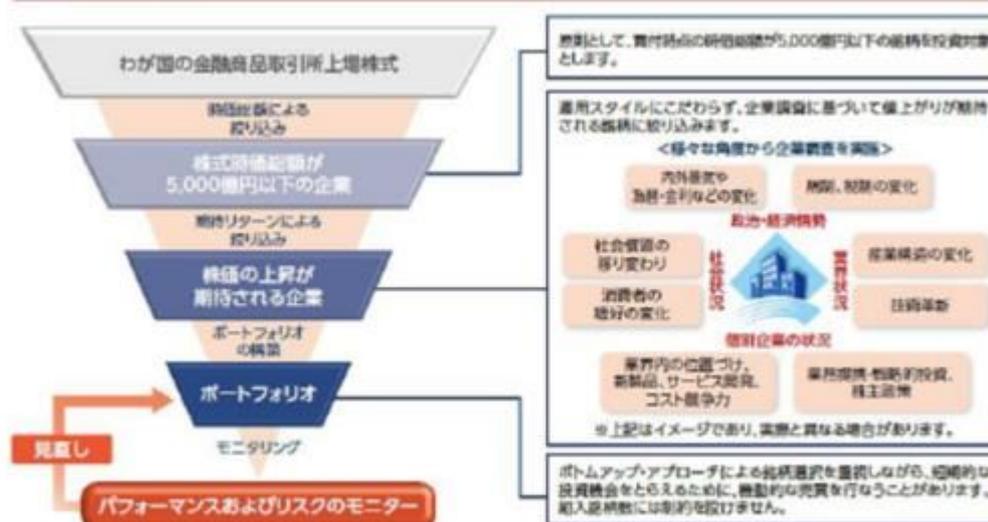
その他費用等	<ul style="list-style-type: none"> ・運用報告書などの作成および交付に係る費用、計理等の業務に係る費用（業務委託する場合の委託費用を含みます。）、監査費用などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、信託財産から支払うことができます。 ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税などについては、その都度、信託財産から支払われます。 <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	-
その他	-

< 投資信託委託会社の概要 >

日興アセットマネジメント株式会社は、日本そしてアジアを代表する資産運用会社です。株式、債券、オルタナティブ、マルチアセットなど多様な資産クラスを対象とするアクティブ運用やETF（上場投資信託）を含むパッシブ運用など、革新的な投資ソリューションを提供しています。グローバルな視点を活かし、お客様のニーズにお応えする様々な商品の開発を推進するとともに、優れた運用パフォーマンスの実現を常に追求しています。

< 運用プロセス >

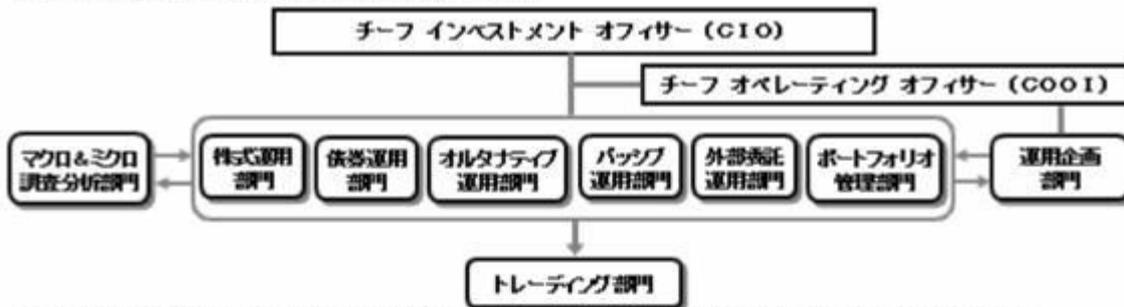
運用プロセス



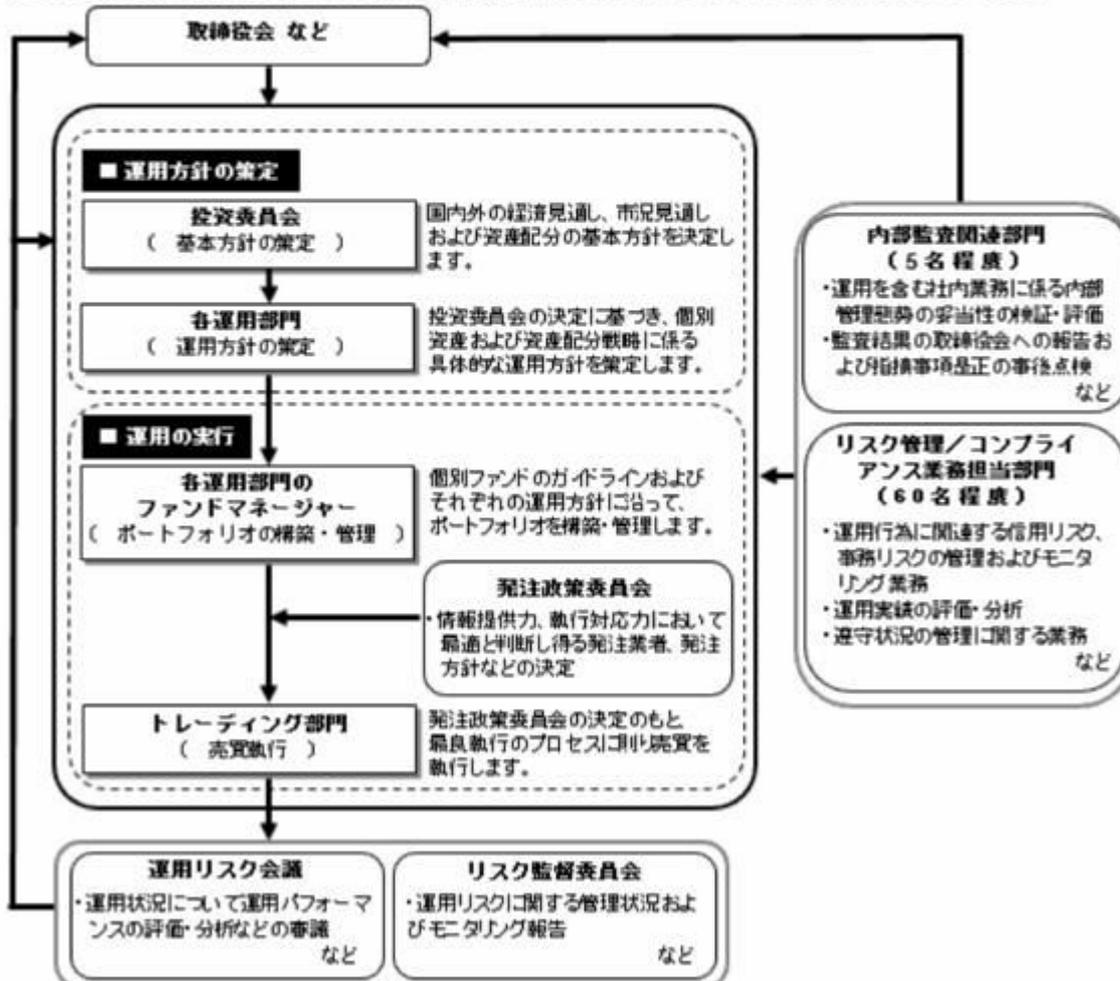
※上記は2020年11月末現在の運用プロセスであり、将来変更される可能性があります。

< 運用体制 >

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部統制および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



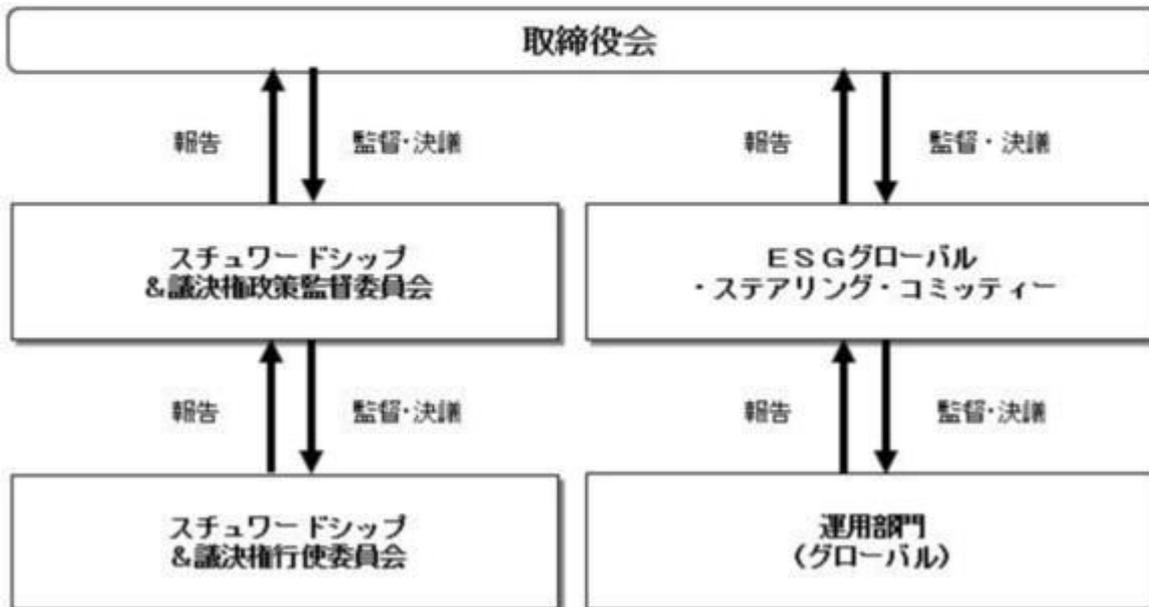
委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG/フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



上記体制は 2021 年 5 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 . S B I / F O F s 用日本中小型株F（適格機関投資家限定）

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	S B I アセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
基本的性格	追加型投信 / 国内 / 株式
運用基本方針	この投資信託は信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式のうち、中小型株を主な投資対象とする、中小型割安成長株・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。
投資態度	<p>主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の中小型株式へ投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>投資銘柄の選定に当たっては、次のポイントを重視します。</p> <p>(1) 株価が下落して過小評価された銘柄から、財務安定性に優れ、収益の回復による株価上昇余地が高く、回復によってわが国の経済社会に貢献すると考えられる企業</p> <p>(2) 株価水準、財務安定性、短期業績の安定性と明確かつ妥当性のある中長期経営戦略、企業経営者の理念・志、等を総合的に評価判断</p> <p>マザーファンド受益証券の組入れ比率は、原則として高位を維持します。</p> <p>資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p> <p>マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。</p>

主な投資制限	<p>マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債並びに新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
設定日	2017年12月21日
信託期間	無期限
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.594%（税抜：0.54%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの監査費用、有価証券売買時の売買手数料、信託事務の諸費用及びこれらに対する税金をファンドより間接的にご負担いただきます。その他の費用については、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	-
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

< 投資信託委託会社の概要 >

SBIアセットマネジメント株式会社は、1986年8月設立のSBIグループの資産運用会社です。今日、投資信託ビジネス、運用会社のビジネスは第一ステージの変革期から第二ステージの変革期に入っていると考えられます。これは、個人の資産運用に対するアプローチが「貯蓄から投資へ」から「貯蓄から資産形成へ」に遷りかわり、これに金融をより身近に、そして解かりやすくするフィンテックという新しい技術とサービスが加わった大きな潮流、変革であると考えられます。

日本の個人金融資産額は、1,990兆円(2021年6月末現在)とも言われますが、欧米に比べ株式や投資信託などの比率が低いことも然りながら、その多くを高年齢層が保有しており、現役世代や若い世代の保有が小さいことが注目点でもあると考えます。現役世代や若い世代における資産形成が社会としても課題となっております。

私ども、SBIアセットマネジメントは正にフィンテックの先駆者であるSBIグループの一員として、この大きな潮流、変革期の中で、お客様の資産形成に資するよう、グループのノウハウを結集し、お客様の資産形成に役立つ商品の開発・提供を行ってまいります。また、商品や商品の運用にかかわる情報については、タイムリーでかつ分かりやすい開示に努めます。

弊社は、フィデューシャリー・デューティー、顧客中心主義の下、お客様のお役に立てる会社になると共に社会にも必要とされる会社となることを目指してまいります。

<投資助言会社>

エンジェル・ジャパン・アセットマネジメント株式会社は、2001年12月設立の独立系の投資助言会社です。「企業家精神を応援し続け、経済社会の活性化に貢献する」という明快な理念の元、革新的な成長企業などへの投資に対する助言を行っています。

なお、同社が行う助言の特徴は次のとおりです。

革新的な成長企業(新規株式公開企業等を含む)を中心とした調査・分析・投資助言に特化
徹底した個別直接面談調査に基づく厳選投資
投資リスク軽減のため、投資後も定期的な企業訪問を行い、充実した調査・分析を継続

<運用プロセス>

マザーファンドの運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。なお、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、次のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの運用の投資方針

○個別直接面談調査

投資に際しては、徹底した個別直接面談調査・分析を行い、a.株価水準、b.財務安定性、c.短期業績の安定性と中長期戦略、d.企業経営者の理念・志、等を総合的に評価判断します。

○「銘柄分散」、「時間分散」を考慮した分散投資

総合判断した企業群は、a.銘柄数を分散する「銘柄分散」、b.一度に組入れず徐々に投資していく「時間分散」、その他「銘柄ごとの組入比率にも制限を設ける等、慎重な分散投資を行います。

ボトムアップ調査	企業群を①既存組入企業群 ②新規株式公開企業群 ③組入候補企業群の3つに分類し、社長インタビュー・現場視察等を行い、その際の面談記録・データ検証をもとに、継続的に調査を行うことによる銘柄選択を実践します。
分散投資	「銘柄分散」、「時間分散」、「組入比率制限」等による分散投資を行います。
情報開示	投資者の皆様との信頼関係構築のために、定期的にレポート等を作成し情報開示に努めていきます。

＜助言銘柄選定のプロセス＞

投資顧問会社であるエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社における助言銘柄選定のプロセスは以下の通りです。



投資助言会社であるエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社における助言銘柄選定のプロセスは以下の通りです。

○個別直接面談調査

投資に際しては、徹底した個別直接面談調査・分析を行い、a.株価水準、b.財務安定性、c.短期業績の安定性と中長期戦略、d.企業経営者の理念・志、等を総合的に評価判断します。

○「銘柄分散」、「時間分散」を考慮した分散投資

総合判断した企業群は、a.銘柄数を分散する「銘柄分散」、b.一度に組入れず徐々に投資していく「時間分散」、その他「銘柄ごとの組入比率にも制限を設ける等、慎重な分散投資を行います。

ボトムアップ調査	企業群を①既存組入企業群 ②新規株式公開企業群 ③組入候補企業群の3つに分類し、社長インタビュー・現場視察等を行い、その際の面談記録・データ検証をもとに、継続的に調査を行うことによる銘柄選択を実践します。
分散投資	「銘柄分散」、「時間分散」、「組入比率制限」等による分散投資を行います。
情報開示	投資者の皆様との信頼関係構築のために、定期的にレポート等を作成し情報開示に努めていきます。

＜助言銘柄選定のプロセス＞

投資顧問会社であるエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社における助言銘柄選定のプロセスは以下の通りです。



＜運用体制＞

1. 運用方針の決定に係る過程

市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本

投資戦略の協議・策定を行います。

投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規程の運用部門の長とします。

運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員、最高運用責任者及び運用部長をもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

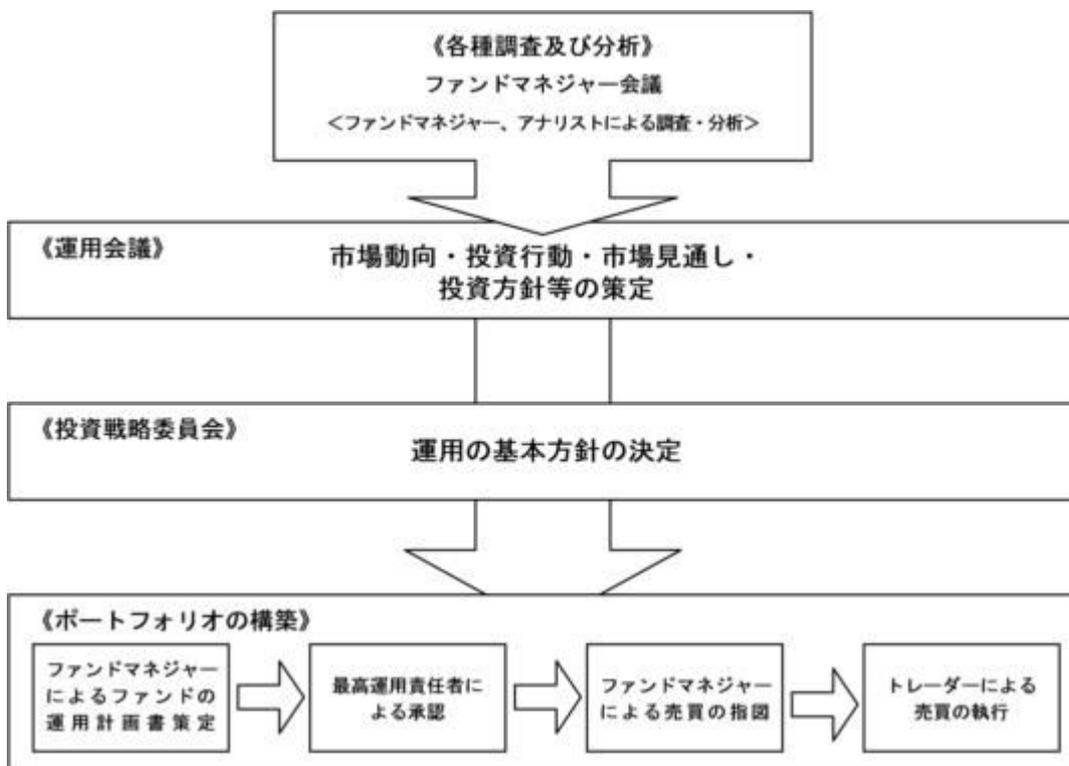
投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行う。



コンプライアンス・オフィサーがファンドに係る意思決定を監督します。

< 受託会社に対する管理体制 >

受託会社（再信託先を含む）に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行い業務遂行状況を確認しています。また、受託会社より内部統制の整備及び運用状況の報告書を受け取っています。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

4 . ティー・ロウ・プライス / F O F s 用 米国大型バリュー株式ファンド(適格機関投資家専用)

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
----------	----------------------

受託会社 （再信託受託会社）	三菱UFJ信託銀行株式会社 （日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
基本的性格	追加型投信/海外/株式
運用基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行うことを基本とします。
ベンチマーク	-
主要投資対象	ティー・ロウ・プライス 米国大型バリュースタックマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所に上場する企業の普通株式および優先株式、新株予約権付社債、米国預託証券(ADR)といった株式関連の証券へ投資をします。
投資態度	<p>マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の株式の中で、過去の株価水準や企業の本質的価値に比べて、相対的に割安であると判断される大型株式を中心に投資を行います。なお、米国以外の企業にも投資する場合があります。</p> <p>マザーファンド受益証券における銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行います。個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライスのアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。</p> <p>*委託会社およびその関連会社をいいます。</p> <p>マザーファンドの運用に関する権限を、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク（米国）、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド（英国）、ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド（香港）、ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド（シンガポール）およびティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド（オーストラリア）に委託します。</p> <p>実質外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。</p> <p>市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。</p> <p>デリバティブの実質利用はヘッジ目的に限定せず、効率的運用のために用いることがあります。</p> <p>外国為替予約取引の利用（実質利用も含みます。）は為替変動リスクを回避するために行うことができます。</p> <p>投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、デリバティブ取引等については、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
信託期間	無期限
収益分配	分配を行いません。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.638%（税抜：0.58%）

申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	<p>ファンドの純資産総額に対して年率0.11%（税抜0.10%）を上限とする額が毎日計上され、毎計算期末の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p>計理およびこれに付随する業務に係る費用（業務を委託する場合の委託費用を含みます。） 監査費用 上記に準ずる費用で信託財産から支弁することが相当であると委託会社が合理的に判断する費用等 上記のほか、組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用等が、信託財産から支払われます。</p>
決算日	毎年7月25日（休業日の場合、翌営業日）
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

< 投資信託委託会社の概要 >

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社は、米国メリーランド州ボルティモアに本拠を置くティー・ロウ・プライス・グループの日本拠点です。ティー・ロウ・プライスは、1937年の創業以来、80年以上の運用の歴史を有する独立系大手資産運用会社であり、その持ち株会社は米国主要株式指数S&P500に採用されている上場企業です。徹底したリサーチによるファンダメンタル調査を重視し、豊富な商品ラインナップとグローバルな運用力を世界の投資家の皆様に提供しています。

グループ資産残高：1兆6,200億米ドル（2021年6月末現在）

< 運用プロセス >

ユニバースの定義	ファンダメンタル・リサーチ&分析	ポートフォリオ構築	売却基準
<ul style="list-style-type: none"> 米国のあらゆる規模の企業（時価総額 90 億米ドル以上が目安） 収益および配当見通し等でミスプライスが見られるバリュエーションが魅力的な銘柄 	<ul style="list-style-type: none"> アナリストは業種・企業分析により、成長見通しを裏付け、バリュエーションを評価 株式レーティングと地域別セクター別ミーティングを通して推奨する行動を伝える 等 	<ul style="list-style-type: none"> 絶対的にも相対的にも良好な結果を出すことを目的としてポートフォリオを構築 意図せざるマクロ・リスクの最小化を目指す ポートフォリオ・リバランスによるリスク管理 等 	<ul style="list-style-type: none"> バリュエーション格差の縮小 企業ファンダメンタルズ評価の大幅な変化 財務の健全性が悪化 等

上記は本書作成時点における運用プロセスを示しており、今後、市場環境の変化等により予告なく変更される場合があります。上記は、運用プロセスのすべてを網羅するものではありません。

< 運用体制 >

< 組織および社内規則等 >

当ファンドは「ティー・ロウ・プライス 米国大型バリュエーション株式マザーファンド」を通じて投資を行います。マザーファンドの運用は、ティー・ロウ・プライスの「米国大型バリュエーション株式運用戦略ポートフォリオ運用チーム」が担当します。ティー・ロウ・プライスでは、各戦略に、ポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストにより構成される専門運用チームが設けられており、運用チームは、他戦略の運用プロフェッショナルや、マクロエコノミスト等と適宜情報共有し、相互に支援します。また、運用部門では運用戦略に応じて、適宜、専

門委員会が設けられております。ファンドの運用に関する社内規程として、一括発注および約定結果の配分にかかる方針のほか、最良執行にかかる方針を定め、売買執行における最良執行に努めるとともに、売買執行にあたって使用する金融商品取引業者に関しても方針を定め、取引コストや各金融商品取引業者との取引量等についてモニタリングを行っております。また全社員が遵守すべき服務規程を設けており、利益相反管理方針や従業員取引にかかる規程等が定められております。ファンドの保有する有価証券等の評価に関しては、評価方法その他を管理するための専門委員会を設け、保有有価証券等が一般社団法人投資信託協会の諸規則にそって適正に評価されるよう担保しています。また、ティー・ロウ・プライスは、環境、社会、ガバナンス(ESG)に関する諸要素を運用プロセスに取り入れ、ポートフォリオの組入銘柄のパフォーマンスに重大な影響を与えるると判断するESG要素を考慮した投資を行っています。

< 内部管理体制 >

ティー・ロウ・プライスでは、グループ全体で包括的に運用リスクを管理する体制としています。リスクをさまざまな側面から捉え、内在するリスクの種類を明確にし、多面的に管理するため、運用部門から独立したリスク管理部門を組織しております。リスク管理部門には運用リスク担当の専門チームを配置し、運用チームを主にデータ分析面でサポートしています。法令、諸規則および運用ガイドライン等の遵守にあたっては、インベストメント・コンプライアンスが運用部門から独立したモニタリングを行っています。さらに、ティー・ロウ・プライス・グループ組織全体のリスク把握と改善のために、リスク監視委員会を設置しています。リスク監視委員会は、ティー・ロウ・プライス・グループ財務担当役員、リスク管理部門の責任者であるチーフ・リスク・オフィサー他、主要部門の責任者で構成し、運用にかかるリスク、オペレーショナル・リスク、ビジネス・リスク等を含む全社的なリスクに関する管理体制の構築に責任を持ちます。受託会社や業務委託先の選定にあたっては、選定にかかる方針を定めており、必要に応じて面談や質問票への回答を求めるなどして選考を行うとともに、社内の管理担当者を定めて継続モニタリングを行います。

4 . ティー・ロウ・プライス / F O F s 用 米国ブルーチップ株式ファンド (適格機関投資家専用)

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
基本的性格	追加型投信 / 海外 / 株式
運用基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行うことを基本とします。
ベンチマーク	-
主要投資対象	ティー・ロウ・プライス 米国ブルーチップ株式マザーファンド (以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所に上場する企業の普通株式および優先株式、新株予約権付社債、米国預託証券(ADR)といった株式関連の証券へ投資をします。

投資態度	<p>マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、米国の株式の中で、業界での地位が高く、経験豊富な経営陣と強固な財務基盤を有すると判断される株式を中心に投資を行います。なお、米国以外の企業にも投資する場合があります。</p> <p>マザーファンド受益証券における銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行います。個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライスのアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。</p> <p>*委託会社およびその関連会社をいいます。</p> <p>マザーファンドの運用に関する権限を、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク(米国)、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(英国)、ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド(香港)、ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド(シンガポール)およびティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド(オーストラリア)に委託します。</p> <p>実質外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。</p> <p>市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。</p> <p>デリバティブの実質利用はヘッジ目的に限定せず、効率的運用のために用いることがあります。</p> <p>外国為替予約取引の利用(実質利用も含みます。)は為替変動リスクを回避するために行うことができます。</p> <p>投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、デリバティブ取引等については、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
信託期間	無期限
収益分配	分配を行いません。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.638%(税抜:0.58%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

その他費用等	<p>ファンドの純資産総額に対して年率0.11%（税抜0.10%）を上限とする額が毎日計上され、毎計算期末の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p>計理およびこれに付随する業務に係る費用（業務を委託する場合の委託費用を含みます。）</p> <p>監査費用</p> <p>上記に準ずる費用で信託財産から支弁することが相当であると委託会社が合理的に判断する費用等</p> <p>上記のほか、組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用等が、信託財産から支払われます。</p>
決算日	毎年7月25日（休業日の場合、翌営業日）
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

< 投資信託委託会社の概要 >

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社は、米国メリーランド州ボルティモアに本拠を置くティー・ロウ・プライス・グループの日本拠点です。ティー・ロウ・プライスは、1937年の創業以来、80年以上の運用の歴史を有する独立系大手資産運用会社であり、その持ち株会社は米国主要株式指数S&P500に採用されている上場企業です。徹底したリサーチによるファンダメンタル調査を重視し、豊富な商品ラインナップとグローバルな運用力を世界の投資家の皆様に提供しています。

グループ資産残高：1兆6,200億米ドル（2021年6月末現在）

< 運用プロセス >

ユニバースの定義	ファンダメンタル・リサーチ&分析	ポートフォリオ構築	売却基準
<ul style="list-style-type: none"> 米国のあらゆる規模の企業（時価総額80億米ドル以上が目安） 成長力のある分野で事業展開する企業で堅調な売上成長、持続可能な成長が期待できる銘柄 	<ul style="list-style-type: none"> アナリストは業種・企業分析により、成長見通しを裏付け、バリュエーションを評価 株式レーティングと地域別セクター別ミーティングを通して推奨する行動を伝える等 	<ul style="list-style-type: none"> 絶対的にも相対的にも良好な結果を出すことを目的としてポートフォリオを構築 意図せざるマクロ・リスクの最小化を目指す ポートフォリオ・リバランスによるリスク管理等 	<ul style="list-style-type: none"> アナリストによるダウングレード 予期せぬ企業ファンダメンタルズの悪化 他のより良い投資アイデアへの乗り換え（“ベター・アイデア”） バリュエーション 経営陣の質の低下等

上記は本書作成時点における運用プロセスを示しており、今後、市場環境の変化等により予告なく変更される場合があります。上記は、運用プロセスのすべてを網羅するものではありません。

< 運用体制 >

< 組織および社内規則等 >

当ファンドは「ティー・ロウ・プライス 米国ブルーチップ株式マザーファンド」を通じて投資を行います。マザーファンドの運用は、ティー・ロウ・プライスの「米国大型コア・グロース株式運用戦略ポートフォリオ運用チーム」が担当します。ティー・ロウ・プライスでは、各戦略に、ポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストにより構成される専門運用チームが設けられており、運用チームは、他戦略の運用プロフェッショナルや、マクロエコノミスト等と適宜情報共有し、相互に支援します。また、運用部門では運用戦略に応じて、適宜、専門委員会が設けられております。ファンドの運用に関する社内規程として、一括発注および約定結果の配分にかかる方針のほか、最良執行にかかる方針を定め、売買執行における最良執行に努めるとともに、売

買執行にあたって使用する金融商品取引業者に関しても方針を定め、取引コストや各金融商品取引業者との取引量等についてモニタリングを行っております。また全社員が遵守すべき服務規程を設けており、利益相反管理方針や従業員取引にかかる規程等が定められております。ファンドの保有する有価証券等の評価に関しては、評価方法その他を管理するための専門委員会を設け、保有有価証券等が一般社団法人投資信託協会の諸規則にそって適正に評価されるよう担保しています。また、ティー・ロウ・プライスは、環境、社会、ガバナンス（ESG）に関する諸要素を運用プロセスに取り入れ、ポートフォリオの組入銘柄のパフォーマンスに重大な影響を与えると判断するESG要素を考慮した投資を行っています。

< 内部管理体制 >

ティー・ロウ・プライスでは、グループ全体で包括的に運用リスクを管理する体制としています。リスクをさまざまな側面から捉え、内在するリスクの種類を明確にし、多面的に管理するため、運用部門から独立したリスク管理部門を組織しております。リスク管理部門には運用リスク担当の専門チームを配置し、運用チームを主にデータ分析面でサポートしています。法令、諸規則および運用ガイドライン等の遵守にあたっては、インベストメント・コンプライアンスが運用部門から独立したモニタリングを行っています。さらに、ティー・ロウ・プライス・グループ組織全体のリスク把握と改善のために、リスク監視委員会を設置しています。リスク監視委員会は、ティー・ロウ・プライス・グループ財務担当役員、リスク管理部門の責任者であるチーフ・リスク・オフィサー他、主要部門の責任者で構成し、運用にかかるリスク、オペレーショナル・リスク、ビジネス・リスク等を含む全社的なリスクに関する管理体制の構築に責任を持ちます。受託会社や業務委託先の選定にあたっては、選定にかかる方針を定めており、必要に応じて面談や質問票への回答を求めるなどして選考を行うとともに、社内の管理担当者を定めて継続モニタリングを行います。

5. シュロージャー / F O F s 用欧州株 F（適格機関投資家限定）

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	シュロージャー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
商品分類	追加型投信 / 海外 / 株式
運用基本方針	主としてシュロージャー・ヨーロピアン・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州の株式等に投資を行うことにより、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	シュロージャー・ヨーロピアン・オープン・マザーファンド受益証券
投資態度	主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に欧州各国の株式等およびそれに準ずるものについて、成長性を重視した銘柄選択を行いながら積極的に分散投資を行い、信託財産の成長を目指します。 株式等への実質組入比率は原則として高位でのぞむ方針ですが、ファンドの運用状況また市況等を勘案し、弾力的に変更します。 国別の実質投資配分については各国の市場動向等投資環境を勘案し、弾力的に変更します。 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 マザーファンドの運用にあたっては、シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。</p> <p>一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
設定日	2007年2月21日
信託期間	無期限
収益分配	<p>毎決算時(毎年7月25日、当該日が休業日の場合は翌営業日)に、委託会社は、分配対象額および市況動向等を勘案し収益分配金額を決定します。ただし、市況動向等によっては、収益分配を行わない場合があります。</p>
信託報酬	純資産総額に対して年率0.55%(税抜0.50%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	<p>売買委託手数料、先物取引、オプション取引等に要する費用およびこれらにかかる消費税等相当額、外貨建資産の保管等に関する費用、信託事務の処理等費用(監査費用等)等を信託財産でご負担いただきます。(これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。)</p>
決算日	毎年7月25日(当該日が休業日の場合は翌営業日)
ベンチマークについて	-
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

< 投資信託委託会社の概要 >

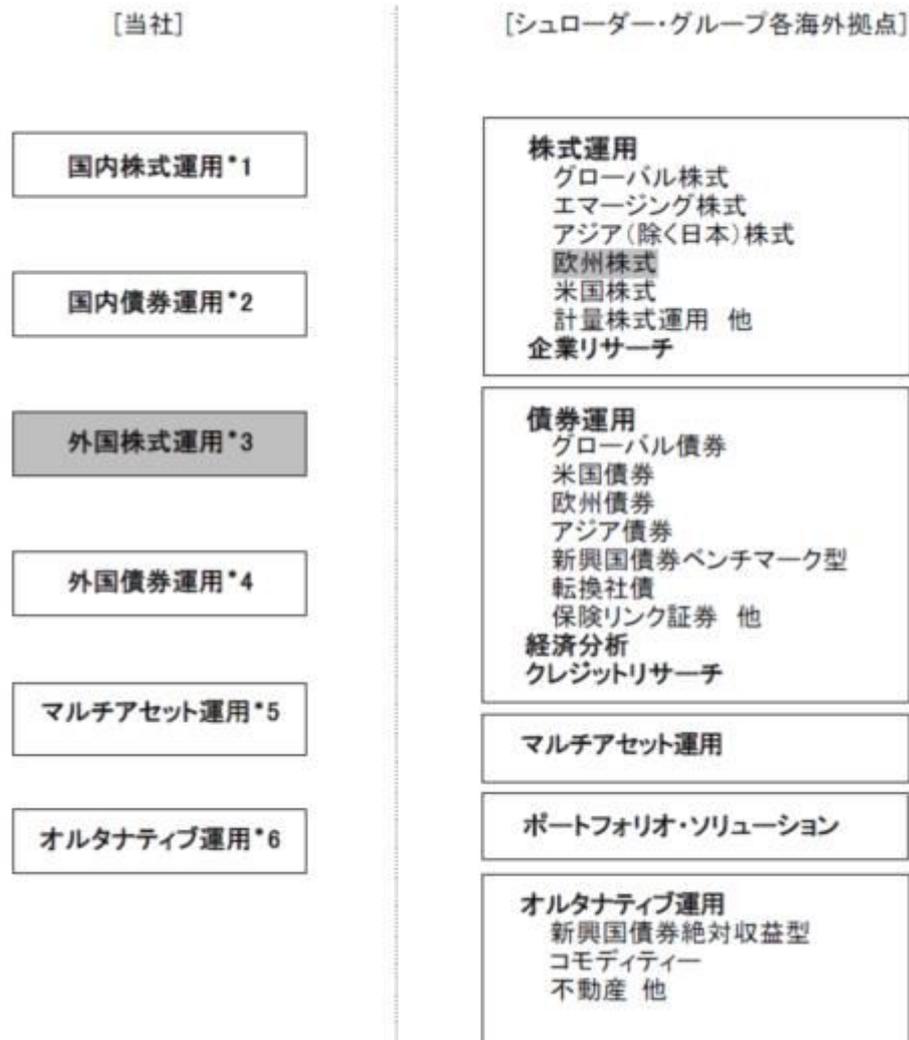
<p>シュローダー・グループについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1804年の創業以来、200年を超える歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループです。 ・英国ロンドンを本拠地とし、グローバルで幅広い資産運用サービスを展開しています。 ・運用資産総額は約107兆円[*](7,004億英ポンド)に上ります。 ・1870年(明治3年)、日本政府が初めて起債した外債の主幹事として、日本初の鉄道敷設(新橋駅横浜駅間)の資金調達に貢献しました。 ・1974年、東京事務所を開設。年金基金、機関投資家、個人投資家向けに、資産運用サービスを提供しています。 <p>2021年6月末現在。*1英ポンド=153.32円換算。</p>

< 運用体制 >

シュロージャー・インベストメント・マネジメント株式会社（外国株式運用担当）がファンドおよびマザーファンドの運用を行います。

なお、ファンドの主要投資対象であるシュロージャー・ヨーロッパ・オープン・マザーファンドの運用にあたっては、シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

運用にあたっては、シュロージャー・インベストメント・マネジメント株式会社が「投資運用業務に係る業務運営規程」（社内規則）に則り、以下の体制（委託会社と委託会社のグループ全体での運用体制を示しています。）で臨みます。



- *1 国内株式運用における、個別銘柄分析、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図
- *2 国内債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社）、国内投資信託の運用指図
- *3 外国株式運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュロージャー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *4 外国債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュロージャー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *5 マルチアセット運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュロージャー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *6 オルタナティブ運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュロージャー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

<運用プロセス>

Plan (計画)	基本的な運用方針は、シュローダー・グループのエコノミスト・チームが提供するマクロリサーチ情報および各運用チームによる企業リサーチ、マーケット分析等の情報を踏まえ、各運用チームの銘柄選定会議およびポートフォリオ構築会議等の運用会議を経て決定されます。
Do (実行)	各運用チームのファンドマネジャーは、運用会議の議論内容等を踏まえ、運用基本方針および顧客毎の運用ガイドラインに従って、ポートフォリオを構築します。
See (検証)	プロダクト担当は月次でAladdinシステムに於いて、各ポートフォリオが個別の運用ガイドラインに抵触していないかの確認を行います。このプロセスは、運用チームから独立した、専任のインベストメント・リスク・チームによって管理され、その内容は四半期毎にリスク・コミッティー(株式ヘッドおよび債券ヘッドが主催)で承認されます。問題が生じた場合は、Schroder Investment Risk Framework[SIRF]にて議論されます。

6 . G I M / F O F s 用新興国株F (適格機関投資家限定)

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
基本的性格	追加型投信 / 海外 / 株式
運用基本方針	主としてG I M エマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用)(以下「マザーファンド」といいます。)に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	M S C I エマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)
主要投資対象	マザーファンドを通じて以下の投資対象に投資を行います。 世界の新興国で上場または取引されている株式に主として投資します。ここで「新興国」とは、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクが、国内経済が成長過程にあると判断する国をいいます。 上記の株式には、以下の有価証券を含みます。 イ.上記の株式にかかる預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。以下同じ。) ロ.金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるオプションを表示する証券または証書のうち、上記の株式(複数の銘柄の場合を含みます。)または上記の株式で構成される株価指数の価格に連動する投資成果を得ることを目的とするもの(以下「カバード・ワラント」といいます。) ハ.社債(外国法人の発行するものを含みます。)のうち、上記の株式(複数の銘柄の場合を含みます。)または上記の株式で構成される株価指数の価格に連動する投資成果を得ることを目的とするもの(以下「株価連動社債」といいます。)
投資態度	マザーファンドを通じて、以下の運用を行います。 主に、上記主要投資対象の株式の中から収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。 投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券、カバード・ワラントまたは株価連動社債を用いた投資も行います。 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)については、為替ヘッジを行いません。

主な投資制限	<p>株式への投資には、制限を設けません。 外貨建資産への投資には、制限を設けません。 有価証券先物取引等は、信託約款に定める範囲で行います。 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>デリバティブ取引等を行う場合（マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引等を行う場合を含みます。）は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュエーション・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。</p>
信託期間	無期限
収益分配	<p>計算期間終了後に、以下の方針に基づき分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲 計算期間終了日における、信託約款に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金等の合計額とします。</p> <p>収益分配金の分配方針 委託者は、上記の分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。</p> <p>収益を留保した場合の留保益の運用方針 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
信託報酬	純資産総額に対して年率0.836%（税抜：0.76%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	<p>ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、信託財産に関する租税等を信託財産から支弁します。（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）</p>
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	<p>M S C I エマージング・マーケッツ・インデックスは、MSCI Inc. が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc. は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc. に帰属しています。M S C I エマージング・マーケッツ・インデックス（税引後配当込み、円ベース）は、同社が発表したM S C I エマージング・マーケッツ・インデックス（税引後配当込み、米ドルベース）を委託会社にて円ベースに換算したものです。</p>
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

< 投資信託委託会社の概要 >

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社は世界有数の金融持株会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門であるJ.P.モルガン・アセット・マネジメント^{*}の日本拠点です。

当社グループは、日本市場の成長性に着目し、1971年東京に駐在員事務所を開設以来、85年には外資系としていち早く投資顧問業に参入、同じく90年には投資信託業務に参入するなど、わが国においても40年以上の歴史を培って参りました。

< 運用再委託先 >

J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

J.P.モルガン・アセット・マネジメント^{*}の米国（ニューヨーク）拠点で、南北アメリカ地域の中心として資産運用を提供しています。

* J.P.モルガン・アセット・マネージメント

J.P.モルガン・アセット・マネージメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドであり、約286兆円^{**}の運用資産を有する世界最大級の資産運用グループです。約150年以上にわたる長い歴史の中で蓄積してきた運用ノウハウを活かして、常に競争力のある運用サービスを提供しています。

ポートフォリオ・マネジャー、アナリストなど約1,090名（2021年6月末時点）の運用プロフェッショナルを擁し、世界約30カ国・地域（2021年6月末時点、運用拠点以外の拠点も含む）に展開しています。

**1米ドル110.99円で換算、2021年6月末現在。

< 運用プロセス >

マザーファンドにおける運用プロセスは次のとおりです。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合があります。

運用委託先であるJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（以下「JPMIM社」といいます。）は、以下のプロセスにしたがい運用を行います。

定量分析

投資対象銘柄を以下のバリュー（割安度）およびモメンタム（勢い・方向性）の観点から数値データを用いて分析・点数化（定量分析）し、その合計評価により投資対象となる銘柄の候補（投資候補銘柄）を絞り込みます。

投資対象は、定量分析するためのデータが取得できる銘柄とします。

- ・ 市場全体に対して、また、国別・業種別等の類似グループ内において割安であるか
- ・ 企業収益予想・株価のモメンタム（勢い・方向性）が良好であるか

ファンダメンタルズ分析（定性分析）

前記で絞り込まれた投資候補銘柄について、エマージング・マーケット・アンド・アジア・パシフィック・エクイティーズ・チーム^{*1}（以下「EMAP」といいます。）に属するアナリスト等による情報（国・業種の情報（地政学リスク^{*2}、産業構造の変化等）を含みます。）も活用しながら、前記の定量分析で使用したデータの妥当性を検証し、また定量分析のみで把握できない事象（企業買収、会計基準変更等）を加味した検証（定性分析）をポートフォリオ・マネジャーが行い、投資候補銘柄を更に絞り込みます。

*1 J.P.モルガン・アセット・マネージメント内で横断的に構成された、新興国および日本を含むアジア太平洋地域の各国への投資を担当するチームです。合わせて、後記「運用体制」をご参照ください。

JPMIM社および委託会社は、J.P.モルガン・アセット・マネジメントの一員です。

- * 2 「地政学リスク」とは、ある国が抱える政治的・軍事的な緊張の高まりが、地理的な位置関係によりその国・関連地域または世界の経済の先行きを不透明にするリスクをいいます。

ポートフォリオ構築

前記 ・ で絞り込まれた投資候補銘柄について、国別配分や業種配分が偏らないよう考慮しながら、組入銘柄を選別し、ポートフォリオを構築します(2020年12月末時点の組入銘柄数は約74銘柄です。)。組入銘柄の見直しは随時行います。

<運用体制>

- ・ 当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにおける運用体制

マザーファンドの運用の指図に関する権限をJPMIM社に委託します。EMAP(約90名)に属する、同社のポートフォリオ・マネジャーがマザーファンドの運用を担当します。

EMAPには、マザーファンドを含むエマージング・マーケット株式ポートフォリオの運用を行うポートフォリオ・マネジャーと、マクロ・ストラテジスト^{*}およびアナリストが所属しています。

* 「マクロ・ストラテジスト」とは、経済環境や相場環境等様々な視点から投資環境を分析し、投資方針を提供する者をいいます。

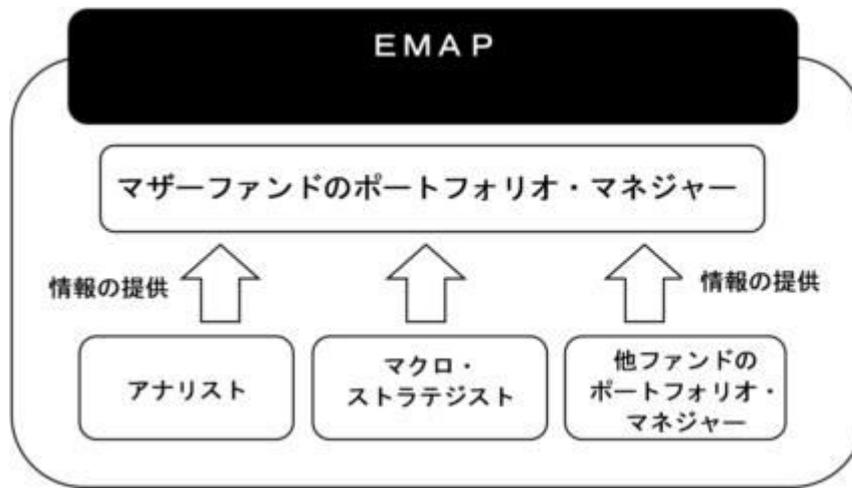
マザーファンドのポートフォリオ・マネジャー(JPMIM社所属)は、EMAPに所属するアナリスト、マクロ・ストラテジストおよび他のファンドのポートフォリオ・マネジャーから情報の提供を受け、マザーファンドにおける投資判断を行います。

有価証券等の売買執行業務は、運用部門から独立しているトレーディング部門で行われます。なお、当該執行業務は、当該運用部門の拠点以外のJ.P.モルガン・アセット・マネジメントに所属する他の拠点で行われる場合があります。

JPMIM社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

- ・ インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果やマザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、およびマザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。
- ・ コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
- ・ リスク管理部門は、投資ガイドライン^{*}の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

* 「投資ガイドライン」とは、マザーファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。



(注1) 運用体制については、JPMIM社を含めたJ.P.モルガン・アセット・マネジメントのものを記載しています。

(注2) 前記の運用体制、組織名称等は、2021年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

6 . Amundi ファンズ・エマージング・マーケット・エクイティ・フォーカス (Amundi Funds Emerging Markets Equity Focus)

< 指定投資信託証券の概要 >

管理会社	アムンディ・ルクセンブルク エス・エイ (Amundi Luxembourg S.A.)
投資運用会社	アムンディ・アセットマネジメント (Amundi Asset Management)
基本的性格	ルクセンブルク籍外国投資法人ノ米ドル建て
運用基本方針	新興国における家計消費、国内投資やインフラ開発等により恩恵を受けるであろう新興国の内需関連銘柄へ主に投資することにより、投資信託財産の長期的な成長を目標とした運用を行います。アムンディ独自のESGスコアにつき、ポートフォリのスコアがベンチマークのスコアより高くなるよう運用します。
ベンチマーク	MSCIエマージング・マーケット・インデックス
主要投資対象	新興国企業の株式および新興国企業の株式リンク商品、またPノートも投資対象となる場合があります。
設定日	2007年10月16日
信託期間	無制限
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
管理報酬および その他費用等	年率0.50%
毎計算期間終了日	毎年6月30日
ベンチマークについて	MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。
その他	-

< 投資運用会社の概要 >

欧州を代表する資産運用会社であるアムンディは、世界トップ10²にランクインしており、世界で1億を超える、個人投資家、機関投資家および事業法人のお客さまに、伝統的資産や実物資産のアクティブおよびパッシブ運用による幅広い種類の貯蓄および運用ソリューションを提供しています。

世界6つの運用拠点³、財務・非財務のリサーチ能力および責任投資への長年の取り組みにより、アムンディは資産運用業界の中心的存在です。

アムンディは、35カ国を超える国と地域で約4,800人⁴の従業員の専門知識と助言をお客さまに提供しています。クレディ・アグリコル・グループ傘下で、ユーロネクスト・パリ市場に上場するアムンディは、現在、約240兆円¹の資産を運用しています。

1 運用資産額は、2021年6月末日現在。約1兆7,940億ユーロ、1ユーロ = 131.58円で換算

2 出所：インベストメント・ペンション・ヨーロッパによる資産運用会社トップ500社（2021年6月版、2020年12月末日の運用資産額）に基づく

3 主要な運用拠点：ボストン、ダブリン、ロンドン、ミラノ、パリ、東京（アルファベット順）

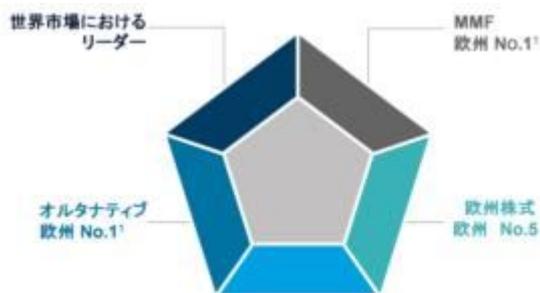
4 2021年6月末日現在

弊社の特徴としましては以下の点が挙げられます。

・総合的な商品提供

真にグローバルな運用プラットフォーム

複数の地域、アセットクラス、運用スタイルにわたる360度の金融情報と専門知識に依拠
持続可能なアルファ、イノベーションおよびインプリメンテーションの卓越性の実現を指向
経験豊かな専門的運用担当者



1) Source: Amundi figures as of 31/3/2021

・ESG投資、責任投資に対する強いコミットメント

2021年までにポートフォリオの100%ESG化にコミットメント
議決権行使にも反映

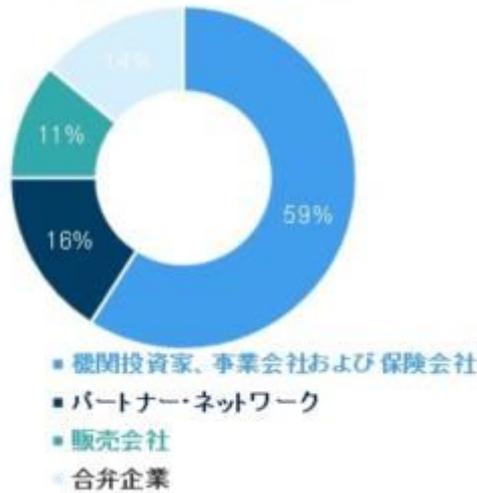


1) Open-ended funds actively managed only
Source: Amundi AM data as of end March 2021. Information given for indicative purposes only, may be changed without prior notice.

・多様な投資家にサービスを提供する、信頼されるパートナー

- 1億人のリテール顧客
- 1,000社の販売会社
- 1,000以上の機関投資家
- 40カ国以上でビジネスを展開

顧客タイプ別運用資産の内訳(%)⁽¹⁾



1) Source: Amundi figures as of 31/3/2021.

<運用プロセス>

当ファンドの運用プロセスは下図に示すように主にファンダメンタル分析を中心としたアクティブなアプローチを基盤としています。

当ファンドの組み入れ対象銘柄は、売上または収益の過半を新興国からあげている世界(先進国を含む)の上場企業が中心となります。

収益源泉の要素は、国別配分、セクター配分、銘柄選択と3つあり、新興市場固有の運用やリスクにおける特徴を考慮するために十分試行されたトップダウンとボトムアップの要素を持ち合わせたアプローチに組み込まれています。



なお、ポートフォリオ構成のベンチマークからのかい離幅の制限は、国別配分が±10%、セクター構成が±15%、個別銘柄のオーバーウェイト幅は+2%かつ純資産額の10%が上限となっております。流動性については、過去3か月の日次平均売買高の30%を前提としてポートフォリオの90%以上が今後10営業日以内に売却できる範囲に管理しています。

<運用体制>

グローバル・エマージングマーケット株式運用チームでは、各地域毎に運用チームおよびアナリストが銘柄リサーチを担当しています。

アジア新興国

- Mickaël Tricot, CFA**
Head of EM Focus strategy
23 years' experience
20 years' with Firm
- Qian Jiang, CFA**
Portfolio manager
14 years' experience
14 years' with Firm
- Lionel Knezaurek**
Portfolio manager
23 years' experience
20 years' with Firm

Investment Specialists
Valérie PHILLIPS
Barthélemy ROUX

ラテンアメリカ

- Patrice Lemonnier, CFA**
EM Equity Team Head
31 years' experience
26 years' with Firm
- Lionel Bernard**
Portfolio manager
24 years' experience
20 years' with Firm

EMEA & MENA

- Rémy Marcel-Villerabel**
Portfolio manager
23 years' experience
22 years' with Firm

**チーム平均で
15年の経験**

Source: Amundi, as of end March 2021. Years of experience in Finance.

パリ在籍のポートフォリオ・マネジャーが当ファンドのリードマネジャーを務め、意思決定の権限、説明責任を有しています。

その他、アムンディのストラテジストおよび株式リサーチアナリスト、ならびに上図における各地域・各国拠点の運用チームとも情報交換を密にし、連携をとっており、当該ポートフォリオ運用に活用していません。

7. 三井住友 / FOF s 用日本債F（適格機関投資家限定）

<指定投資信託証券の概要>

投資信託委託会社	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信 / 国内 / 債券
運用基本方針	主として国内債券マザーファンド（B号）受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の公社債に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。
ベンチマーク	NOMURA - BPI（総合）
主要投資対象	国内債券マザーファンド（B号）受益証券を主要投資対象とします。

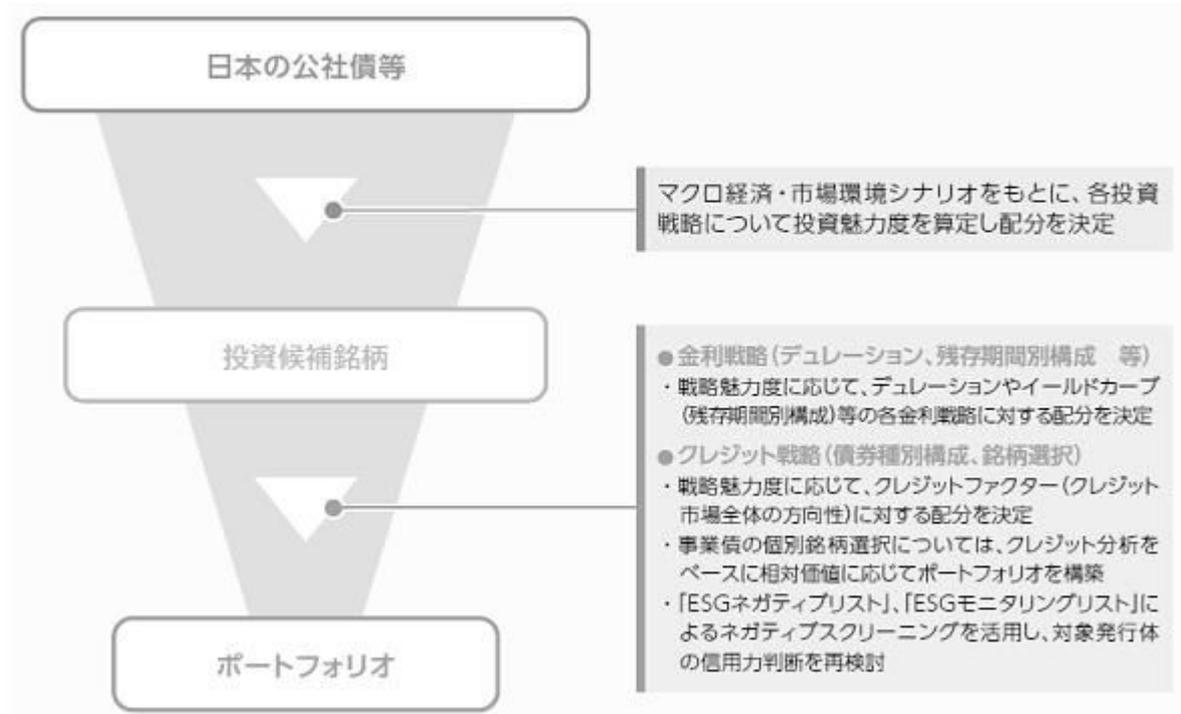
投資態度	<p>主として国内債券マザーファンド（B号）受益証券に投資を行い、中長期的にNOMURA - BPI（総合）（ベンチマーク）を上回る投資成果を目指して運用を行います。</p> <p>国内債券マザーファンド（B号）受益証券等への投資を通じて、実質的に次のような運用を行います。</p> <p>a. 主としてわが国の公社債に投資します。</p> <p>b. 運用にあたっては、リスクを一定以下に抑えて収益の安定性を確保しつつ、定量的相対価値分析を駆使し、残存・セクター・銘柄間の割高割安を判断するだけでなく、ポートフォリオのデュレーションをベンチマーク対比で乖離させることにより、ベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。</p>
主な投資制限	<p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>国債、地方債および特別の法律により法人の発行する債券以外の債券を取得する場合は、主要格付機関のいずれかよりBBB格相当以上の格付を得ていることを条件とします。</p> <p>上記の債券について、いずれの格付機関の格付もBBB格相当を下回ることとなった場合には、委託会社は、同一の発行体が発行した債券への実質投資割合およびBBB格相当未満の債券合計への実質投資割合がそれぞれ信託財産の純資産総額の5%以下および10%以下となるよう、当該債券の売却等の指図を行うものとします。</p>
設定日	2007年2月21日
信託期間	無期限
収益分配	<p>年1回（原則として7月25日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、委託会社が基準価額・市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。</p>
信託報酬	純資産総額に対して年率0.1815%（税抜0.165%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	<p>以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。</p> <p>監査法人等に支払われるファンドの監査費用</p> <p>有価証券の売買時に発生する売買委託手数料</p> <p>資産を外国で保管する場合の費用 等</p> <p>上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	<p>「NOMURA - BPI（総合）」とは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債、円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の指標が日々公表されています。「NOMURA - BPI（総合）」は野村証券株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果に関し、野村証券株式会社は一切関係ありません。</p>
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

< 投資信託委託会社の概要 >

三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。

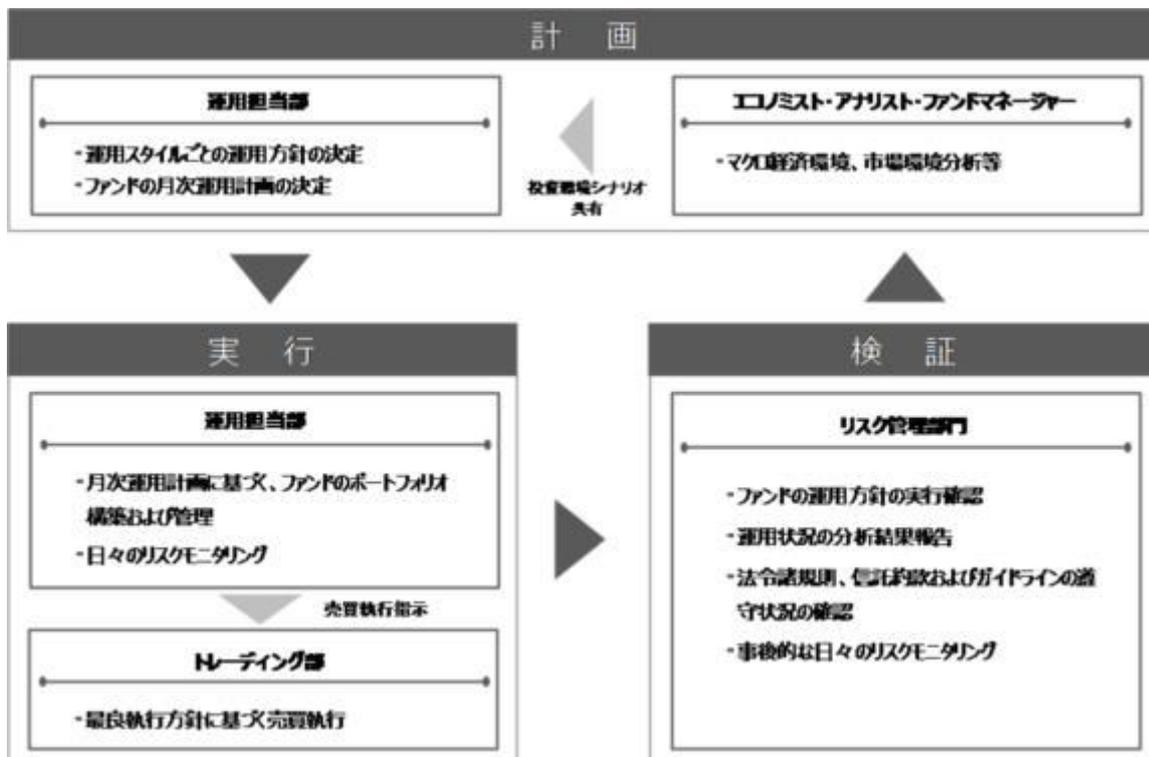
国内トップクラスの資産運用会社として、最高品質の資産運用サービスの提供を通じ、お客さまの資産形成に貢献しています。国内外の株式、債券、リート等に投資する豊富なラインナップの中から、お客さまのニーズに合った特徴あるファンドをご提供します。

< 運用プロセス >



上記の運用プロセスは、2021年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

< ファンドの運用体制 >



リスク管理部門の人員数は、約50名です。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

8. ブラックロック / FOF s 用米国債F（適格機関投資家限定）

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
----------	------------------

受託会社 （再信託受託会社）	三井住友信託銀行株式会社 （株式会社日本カストディ銀行）
基本的性格	追加型投信 / 海外 / 債券
運用基本方針	主として米ドル建ての公社債（国債、政府機関債、社債、MBS、CMB S、ABS等）に投資を行うことにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行ないます。
ベンチマーク	ブルームバーグ米国総合インデックス（円ベース）
主要投資対象	ブラックロック米国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	<p>ブラックロック米国債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての公社債（国債、政府機関債、社債、MBS、CMB S、ABS等）に投資します。</p> <p>ブルームバーグ米国総合インデックス（円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。</p> <p>公社債の投資においては、原則として投資適格格付（BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものへの実質投資割合を信託財産の純資産の90%以上とすることを目指します。</p> <p>デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクに外国債券等にかかる運用の指図に関する権限を委託します。</p>
主な投資制限	<p>株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。</p>
設定日	2007年2月21日
信託期間	無期限
収益分配	原則として、年1回の毎決算時（原則として7月25日。休業日の場合は翌営業日。）に、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額を分配対象額の範囲として分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.319%（税抜0.29%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産にかかる監査報酬等を信託財産から支弁します。（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）
決算日	毎年7月25日（休業日の場合、翌営業日）

ベンチマークについて	ブルームバーグ米国総合インデックス（Bloomberg U.S. Aggregate Index）とは、米ドル建ての固定利付投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわす債券インデックスです。
その他	当ファンドは、原則としてファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

< 投資信託委託会社の概要 >

ブラックロックは、運用資産残高約9.46兆ドル^{*}（約1,056兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。グループの持ち株会社である「ブラックロック・インク」はニューヨーク証券取引所に上場されています。当グループは、世界各国の機関投資家及び個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。

* 2021年9月末現在。（円換算レートは1ドル=111.575円を使用）

< ブラックロックの債券運用の特色 >

ブラックロックは、金利・デフレーションについての相場観に過度に依存しない投資機会、計算可能な相対価値（「レラティブ・バリュー」）に基づく投資機会を発見し、レラティブ・バリューに基づき、多種多様な投資機会を積み重ねていくことにより、安定した超過収益をあげることが可能であると考えています。



< 投資対象債券の概要 >

国債	国が発行し、利子および元本の支払を行う債券	MBS （モーゲージ証券）	一般に、不動産用融資の債権を裏付けとして発行される証券
政府機関債	政府機関が発行し、利子および元本の支払を行う債券	CABS （商業用不動産ローン担保証券）	オフィスビルやショッピングセンターなど、業務用不動産向けローンを担保に発行される証券
社債	一般の事業会社の発行する債券	ABS （資産担保証券）	不動産、貸付債権、完済債権、リース債権などの資産・債権を裏付けとして発行される証券

< ファンドの運用体制・投資プロセス >

ブラックロックの債券運用体制の特徴は、ポートフォリオ・マネジャーが協調しながら運用にあたる「チーム運用体制」を取っていることにあります。

基本戦略は、週次で行われる2つのインベストメント・ストラテジー・ミーティング（投資戦略会議）が中核となっています。マーケット・アウトルック・ミーティングには全ての債券運用プロフェッショナルが参加し、各セクター・チームにて事前に関催するチーム・ミーティングによって導き出された見解を、各チームのリード・マネジャーが発表します。次に、全チームのリード・マネジャー及びリスク・クオンツ分析部の代表者が参加するポートフォリオ・ストラテジー・ミーティングにおいて、セク

ター配分、ポートフォリオのリスク、投資テーマ等について議論を行います。

各ポートフォリオ・チームは、運用を担当するポートフォリオにとって適切と考える金利リスク、期限前償還リスク、利回りカーブ・リスク、信用リスク、流動性バイアス、及びセクター・アロケーションをそれぞれ独自に決定しますが、ポートフォリオ・ストラテジー・ミーティングでは各ポートフォリオ・チームの投資アイデアを共有することを主な目的とします。

ポートフォリオ・チームの1つであるグローバル債券チームは、セクター・チームと協働して、ポートフォリオの投資目的及びガイドラインを遵守しつつ、銘柄選択、タイミング、売買執行において、チームのレラティブ・バリューによる見通しをポートフォリオに反映します。グローバル債券チームは投資方針を策定し、その投資方針に基づいてセクター・スペシャリストが売買を執行します。投資テーマについては、週次で開催されるミーティングで定期的かつ継続的に議論され、必要に応じて修正されま



ファンドの運用体制等は変更となる場合があります。

9. ドイツ / FOF s 用欧州債F (適格機関投資家限定)

< 指定投資信託証券の概要 >

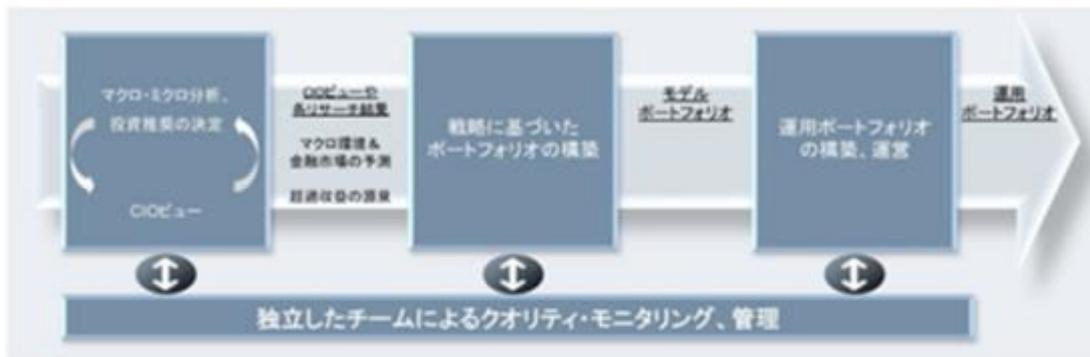
投資信託委託会社	ドイツ・アセット・マネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
基本的性格	追加型投信 / 海外 / 債券
運用基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを基本とします。
ベンチマーク	ブルームバーグ汎欧州総合インデックス (円ベース ヘッジなし)
主要投資対象	ドイツ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州通貨建て発行される国債、政府機関債、事業債等へ投資します。
投資態度	主としてマザーファンド受益証券を通じて、欧州諸国の現地通貨建公社債を主要投資対象とします。 ポートフォリオの平均格付は、原則としてA格相当以上に維持することを目指します。 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 マザーファンドの運用の指図に関する権限を、DWSインターナショナル GmbHに委託します。 資金動向及び市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
設定日	2007年2月21日
信託期間	無期限
収益分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当収入と売買益 (評価益を含みます。)等の全額とし、基準価額の水準等を勘案して分配し ます。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.528%(税抜0.48%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等は信託財産中から 支弁します(その他費用については、運用状況等により変動するものであ り、事前に料率、上限額等を記載することができません。)
決算日	毎年7月25日(休業日の場合は翌営業日)
ベンチマークについて	「ブルームバーグ」及び「ブルームバーグ汎欧州総合インデックス」は、 Bloomberg Finance L.P.及び、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limitedをはじめとする関連会社(以下、総称して「ブル ームバーグ」)のサービスマークであり、ドイチェ・アセット・マネジメン ト株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブル ームバーグはドイチェ・アセット・マネジメント株式会社とは提携しておら ず、また、同社が運用する商品等を承認、支持、レビュー、推奨するもの ではありません。ブルームバー グは、同社が運用する商品等に関連するいかな るデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しま せん。
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とす るものです。

< 投資信託委託会社の概要 >

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社は、ドイツ銀行グループの資産運用部門の日本における拠点であり、投資信託ビジネス・機関投資家向け運用ソリューションの提供における長年の経験、ノウハウ及び実績を有します。グローバルな運用体制と独自の洞察力を駆使した質の高いサービスを提供するとともに、日本市場の資産運用ニーズに的確に応えることを目指します。

< 運用プロセス >



マイクロ分析



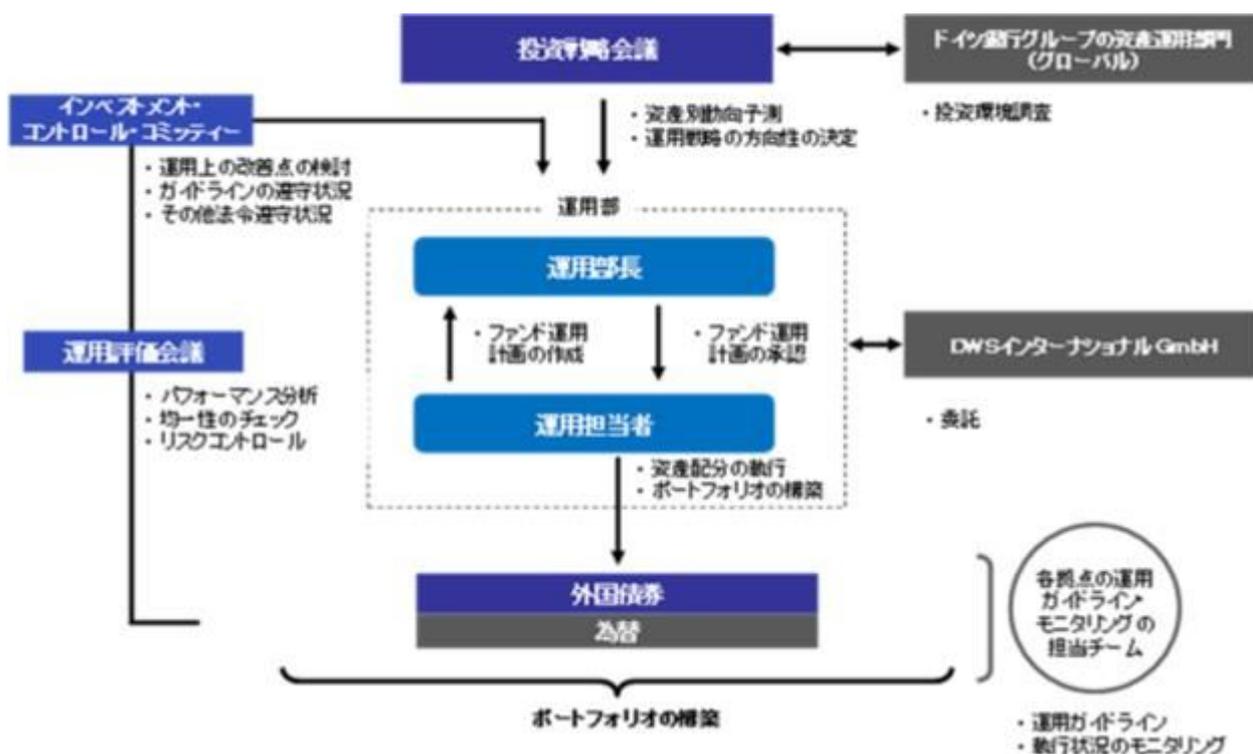
(注1) 上記運用プロセスはマザーファンドに関するものです。

(注2) 上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

(注) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<運用体制>

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



委託会社は、マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、DWSインターナショナルGmbH(所在地：ドイツ フランクフルト)に委託します(以下「運用委託先」という場合があります。)。運用計画の作成、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等のその他運用に関連する業務は、委託会社の運用部が行います。当該運用部における主な意思決定機関は、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの3つがあります。これらはいずれも運用部長が主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定など、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。これらの運用体制については、社内規程及び運用部部内規程により定められています。

運用委託先の管理体制については、当該委託先との継続的な情報交換及び定期的な訪問などを通じて、運用面、法令遵守面、業務執行面から評価を行います。評価結果は上述のインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは必要に応じて適切な措置を行います。

(注)運用体制は、今後変更となる場合があります。

10. FOFs用新興国債F(適格機関投資家限定)

<指定投資信託証券の概要>

投資信託委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	みずほ信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信/海外/債券
運用基本方針	新成長国債券を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。新成長国とは、国内経済が成長過程にあるとゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが判断した、いわゆる先進国を除いた国および地域をいいます(一般的には、開発途上国、エマージング諸国と呼ばれる国を含みます。)
参考指標	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
主要投資対象	新成長国債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度	<p>主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入れ比率を高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。)。</p> <p>信託財産は、マザーファンドを通じて主として新成長国の政府・政府関係機関が発行する米ドル建ての債券に投資します。投資にあたっては、以下を含む債券に投資することを基本とします。新成長国とは、国内経済が成長過程にあるとゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが判断した、いわゆる先進国を除いた国および地域をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none">・新成長国の政府・政府関係機関等が発行する債券・国際機関の発行する債券・1989年のブレディ提案に基づいて新成長国が発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券(ブレディ債)・社債・アセットバック証券・モーゲージ証券・仕組み債 <p>信託財産は、マザーファンドを通じて米ドル建ての債券を中心に投資を行います。その他の新成長国通貨を含むいずれの通貨建ての証券にも投資することができます。なお、米ドル以外の通貨建て証券に関しては、原則として米ドルに為替ヘッジします。</p> <p>投資にあたっては、原則として次の範囲内で行います。</p> <ul style="list-style-type: none">・新成長国単一国への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。 <p>実質外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。</p> <p>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドに債券および通貨の運用の指図に関する権限(デリバティブ取引等にかかる運用の指図を含みます。)を委託します。</p>
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

主な投資制限	<p>株式への投資は転換社債を転換、新株引受権を行使および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。</p> <p>投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産の組入れについては制限を設けません。</p> <p>同一銘柄の債券への実質投資割合は、信託財産の5%以下とします。ただし、国債、政府関係機関債および短期金融商品についてはかかる上限は適用されないものとします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。</p> <p>デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。</p> <p>新成長国の現地通貨建資産への実質投資割合は、信託財産の30%以下とします。</p> <p>デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
設定日	2007年2月21日
信託期間	無期限
収益分配	<p>年1回決算を行い、毎計算期末（毎年7月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。</p> <p>分配金額は、委託者が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。</p>
信託報酬	純資産総額に対して年率0.704%（税抜0.64%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	<p>ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支弁します。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して年率0.05%を信託財産から支弁します（なお、当該率については、年率0.05%を上限として変更する場合があります。）。</p>
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
参考指標について	-

その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
-----	------------------------------------------

< 投資信託委託会社の概要 >

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用部門であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2021年6月末現在、グループ全体で約2兆930億米ドル（約231兆円^{*}）の資産を運用しています。

^{*}米ドルの円貨換算は便宜上、2021年6月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=110.58円）により計算しております。

運用体制およびリスク管理体制

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。なお、グローバル債券・通貨運用グループには委託会社の債券通貨運用部も属しており、本ファンドの運用の一部を行うことがあります。

また、運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。



（注1）リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注2）上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

運用プロセス

本ファンドの運用は、以下のプロセスに従って行われます。



* 「クロス・マクロ」とは、トップダウンのマクロ経済分析において、各資産クラス間から生じる非効率性を捉えることで収益を上げる戦略をいいます。

（注）本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があ

ります。

11. SMDAM / FOFs用J-REIT（適格機関投資家限定）

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
受託会社 （再信託受託会社）	三井住友信託銀行株式会社 （株式会社日本カストディ銀行）
基本的性格	追加型投信 / 国内 / 不動産投信
運用基本方針	J-REITマザーファンド受益証券を通じて、わが国の不動産投資信託証券（以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。 わが国の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。
ベンチマーク	東証REITインデックス（配当込み）
主要投資対象	J-REITマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	J-REITマザーファンド受益証券（以下、「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主としてJ-REITを投資対象とします。 東証REITインデックス（配当込み）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 銘柄選定は、個別銘柄の流動性、成長性・収益性などを勘案して行います。 マザーファンドの運用に当たっては、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社からの投資助言を受けて行います。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドを除く）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。 外貨建資産への投資は行いません。
設定日	2020年6月23日
信託期間	無期限
収益分配	毎決算時に分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.319%（税抜0.29%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料等は信託財産から支払われます（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）

ベンチマークについて	東証REIT指数は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。東証REIT指数の算出において、電子計算機の障害または天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、その算出を延期または中止することがあります。また、株式会社東京証券取引所は、東証REIT指数がいかなる場合においても真正であることを保証するものではなく、同指数の算出において、数値に誤謬が発生しても、株式会社東京証券取引所は一切その賠償の責めを負いません。
その他	-

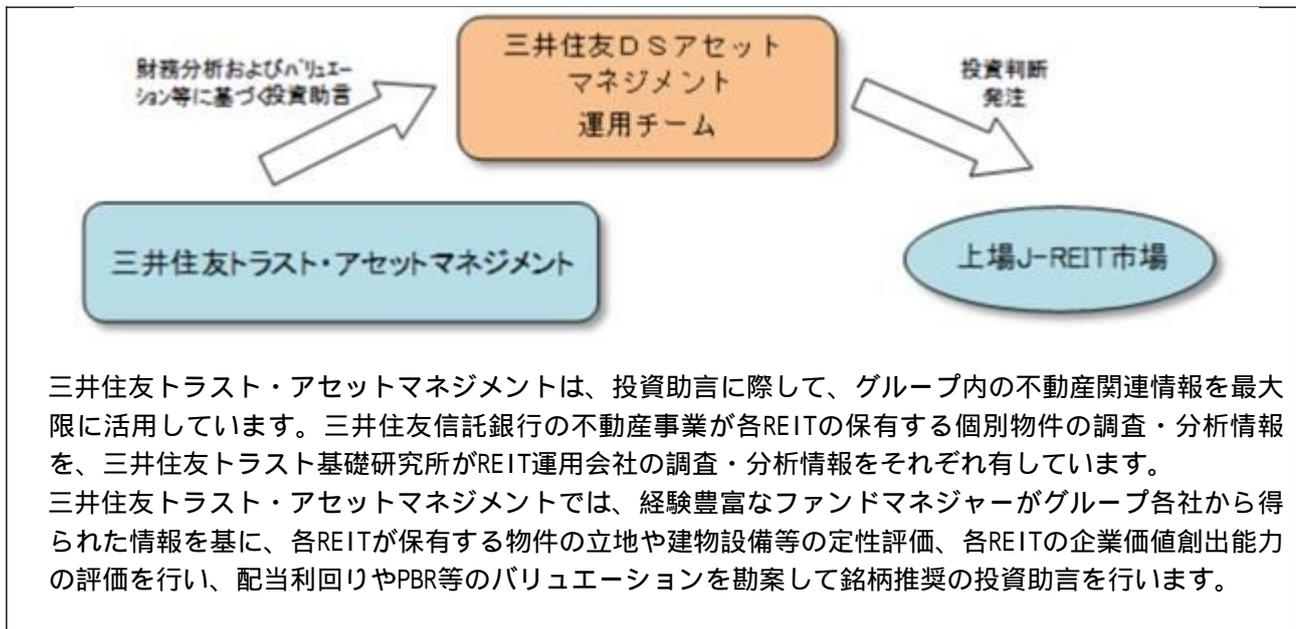
< 投資信託委託会社の概要 >

三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社は、三井住友トラスト・グループの資産運用事業の中核を担う、日本そしてアジアで最大級の運用残高を誇る資産運用会社です。経済・市場環境が大きく変化中、運用力と商品開発力、世界各地に広がるビジネスネットワーク等、運用会社としての総合力を活かし、お客さまの長期的な資産形成や社会の発展に貢献します。J-REIT運用においては、不動産の分野に特化したシンクタンクである三井住友トラスト基礎研究所の分析情報を活用するなど、グループの総力を結集した質の高い運用商品を提供しています。

< マザーファンドの運用体制 >

個別銘柄の流動性を考慮し、投資環境分析や個別銘柄分析等によりポートフォリオを構築します。運用にあたっては、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。



上記の運用体制および運用方法などは将来変更になる場合があります。

12. 大和住銀 / プリンシパルFOFs 用外国リートF（適格機関投資家限定）

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信 / 海外 / 不動産投信

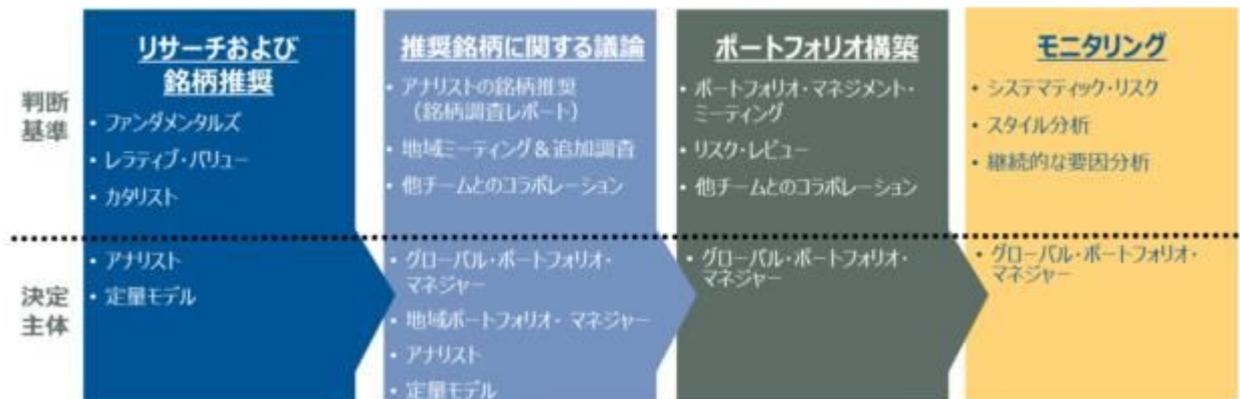
運用基本方針	外国リートマザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とすることにより、安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。
ベンチマーク	S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算)
主要投資対象	外国リートマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	<p>外国リートマザーファンド受益証券(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。</p> <p>運用にあたっては、「事業のファンダメンタルズの改善とその持続性」、「株価上昇のカタリスト」、「バリュエーション」の観点からのボトムアップ・アプローチをベースとし、十分に分散の効いたポートフォリオを構築します。</p> <p>S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。</p> <p>マザーファンドの運用の指図に関する権限をプリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーに委託します。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>投資信託証券(マザーファンドおよび金融商品取引所上場の投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>同一銘柄の投資信託証券(マザーファンドを除く)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>デリバティブ取引はヘッジ目的に限定しません。</p>
信託期間	無期限
収益分配	毎決算時に分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。
信託報酬	<p>純資産総額に対して</p> <p>150億円までの部分 年率0.66%(税抜0.60%)</p> <p>150億円超500億円までの部分 年率0.605%(税抜0.55%)</p> <p>500億円超の部分 年率0.55%(税抜0.50%)</p>
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用等は信託財産から支払われます(その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。)
決算日	毎年7月25日(休業日の場合翌営業日)

ベンチマークについて	S&P先進国REIT指数（除く日本）（以下「当指数」）はS&P Dow Jones Indices LLC（以下「SPDJI」）の商品であり、これを利用するライセンスが三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に付与されています。当指数に対する一切の権利はS&P Globalの一部門であるSPDJIに帰属し、全部または一部を問わずSPDJIの書面による承諾なく再流通または再生産させることは禁じられております。S&PはS&P Globalの登録商標で、Dow JonesはDow Jones Trademark Holdings LLC（以下「Dow Jones」）の登録商標です。SPDJI、Dow Jonesまたはそれぞれの関連会社は、当指数が当該資産クラスまたはセクターを正確に表象しているかについていかなる表明も保証も行いません。SPDJI、Dow Jonesまたはそれぞれの関連会社は、当指数またはそれに含まれるデータの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算）とは、米ドルベースのS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み）を委託会社が円換算したものです。
その他	-

< 投資信託委託会社の概要 >

三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。運用再委託先のプリンシパル・リアルエスレート・インベスターズ・エルエルシーは、米国アイオワ州で設立されたプリンシパル・ファイナンシャル・グループ傘下の不動産運用に特化した運用会社です。プリンシパルは約60年にわたる不動産投資の実績を有しており、公募不動産エクイティ（REIT）のほか、私募不動産エクイティ、私募不動産デット、公募不動産デットの4つの不動産運用サービスを提供しています。

< 運用プロセス >



リサーチおよび銘柄推奨

- アナリストがファンダメンタルズ、レラティブ・バリュー、カタリストに着目した広範かつ徹底したリサーチに基づき、銘柄推奨を行います。

推奨銘柄に関する議論

- 週次で開催する地域ミーティング（南北アメリカ、欧州・中東・アフリカ、アジア、オーストラリア）において、銘柄の推奨根拠や投資アイデアについて、チーム全体で議論を行います。
- 自社開発の定量分析ツールのランキングも補完的に活用します。

ポートフォリオ構築

- グローバル・ポートフォリオ・マネジャーが意思決定の主体となり、これまでのプロセスで深化した推奨銘柄や投資アイデアに基づき、銘柄選択を実施し、アクティブウェイトを決定します。
- ポートフォリオ全体のリスクレベルをコントロールする観点から、マクロ見通しに基づいてポジションの調整を行うことがあります。

モニタリング

- グローバル・ポートフォリオ・マネジャーが、国やセクターのアクティブウェイトやベータに加

え、サイズ、グロースおよびレバレッジなどといった様々なファクターについて、ポートフォリオのアクティブリスクを検証します。

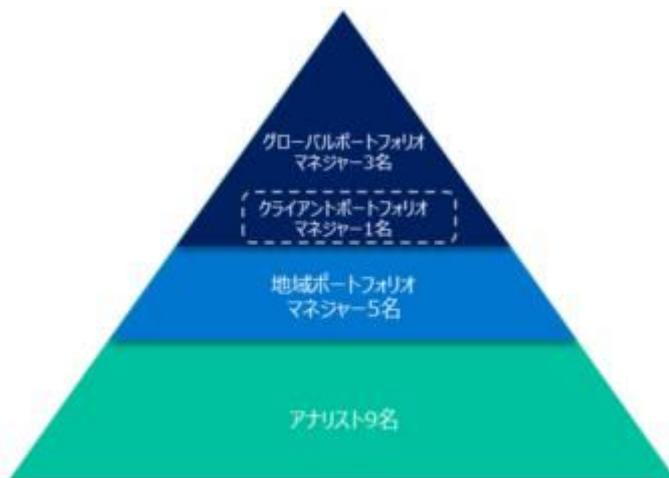
- ・ボトムアップをベースとするポートフォリオのアロケーションがマクロ見通しと整合的であることを確認し、状況に応じて、ポートフォリオのポジションを調整します。

<運用体制>

当ファンドの運用は、プリンシパル・リアルエステート・インベスターズの一部門である、パブリック・エクイティ（REIT運用チーム）が行います。



REIT運用チームは、経験豊富なグローバル・ポートフォリオ・マネジャーを中心とする18名の運用プロフェッショナルを米国（デモイン、シカゴ）、ロンドン、シンガポール、シドニーの5拠点に配置しています。



運用にあたっては、プリンシパル・リアルエステート・インベスターズの他の3部門に加え、グループ内のプリンシパル・グローバル・インベスターズのリソース（マクロ見通し、株式チーム）も活用しています。

上記体制は2021年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

13. パインブリッジ / FOFs用コモディティF（適格機関投資家限定）

<指定投資信託証券の概要>

投資信託委託会社	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
----------	----------------------

受託会社 (再信託受託会社)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
基本的性格	追加型投信/海外/その他資産(商品)
運用基本方針	主として「パインブリッジ・コモディティマザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を通じて、Bloomberg Commodity Index SM (以下「ブルームバーグ商品指数」といいます。)の騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての債券(以下「商品指数連動債」といいます。)に投資することにより、ブルームバーグ商品指数が表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、商品指数連動債に投資することで、ブルームバーグ商品指数(円換算)と概ね連動する投資成果を目指します。 実質組入れの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。
主な投資制限	株式への直接投資は行いません。 マザーファンド受益証券への投資には制限を設けません。 実質組入れの外貨建て資産への投資割合には、制限を設けません。
設定日	2007年2月21日
信託期間	無期限
収益分配	毎決算時に、以下の方針に基づいて分配を行います。 利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の範囲内で分配を行うこととし、分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.396%(税抜0.36%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料や、資産を外国で保管する場合の保管費用等を信託財産から支払います。(その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。)
決算日	毎年7月25日(休業日の場合は翌営業日)

インデックスについて	<p>Bloomberg Commodity IndexSM (ブルームバーグ商品指数)は、商品市場全体の動きを示す代表的な指数です。</p> <p>ブルームバーグ商品指数(Bloomberg Commodity IndexSM)および「ブルームバーグ(Bloomberg)」は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.)およびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)のサービスマークであり、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社による一定の目的での利用のためにライセンスされています。</p> <p>ブルームバーグ商品指数(Bloomberg Commodity IndexSM)は、ブルームバーグとUBSセキュリティーズ・エル・エル・シー(UBS Securities LLC)の間の契約に従ってブルームバーグが算出し、配信し、販売するものです。ブルームバーグ、ならびにUBSセキュリティーズ・エル・エル・シーおよびその関係会社(以下「UBS」と総称します。)のいずれも、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の関係会社ではなく、ブルームバーグおよびUBSは、当ファンドを承認し、是認し、レビューまたは推奨するものではありません。ブルームバーグおよびUBSのいずれも、ブルームバーグ商品指数(Bloomberg Commodity IndexSM)に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。</p>
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

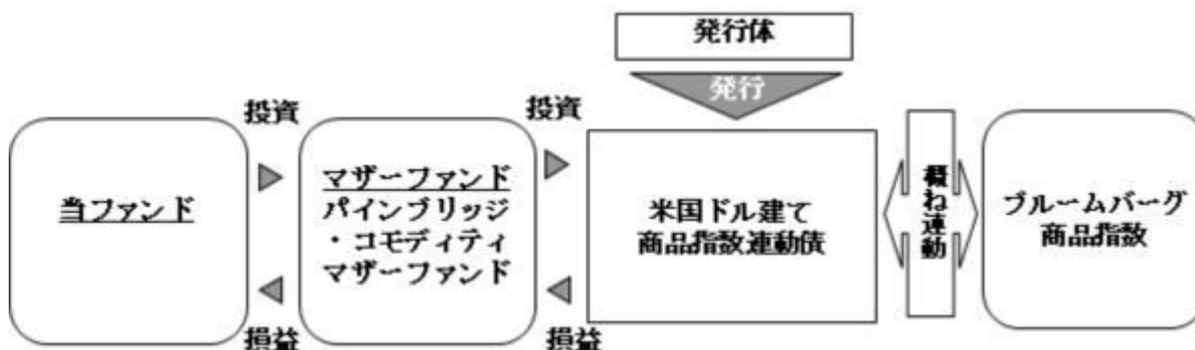
< 投資信託委託会社の概要 >

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つグローバルな資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

当社が属する「PineBridge Investments」は、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

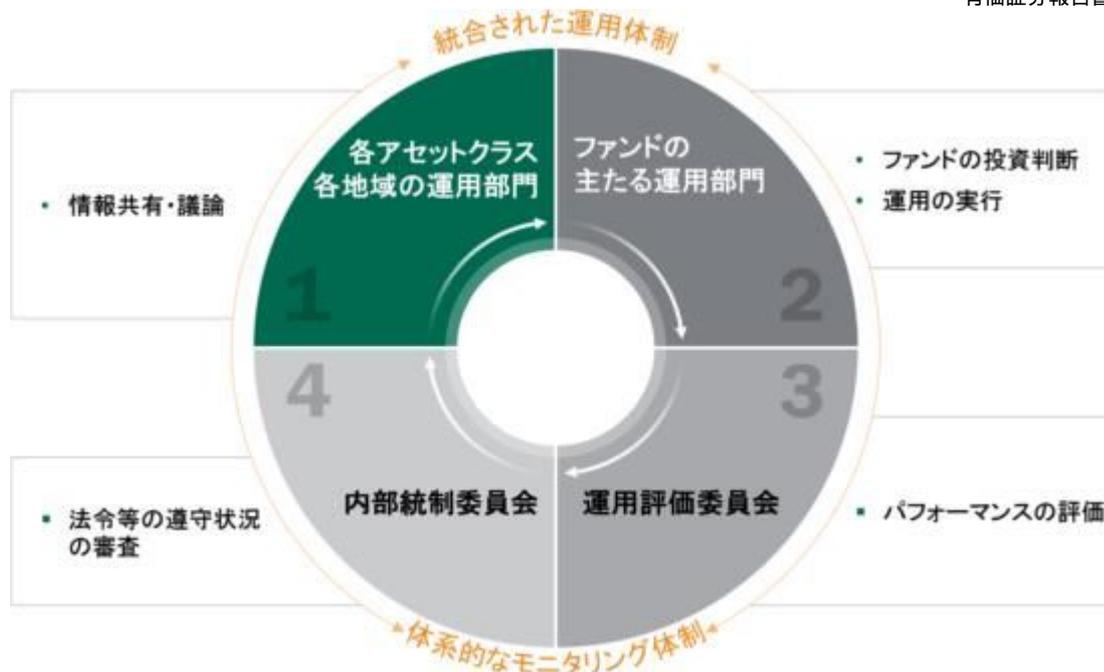
運用プロセス

マザーファンド受益証券への投資を通じて、ブルームバーグ商品指数の騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての債券(商品指数連動債)に投資することで、ブルームバーグ商品指数(円換算)と概ね連動する投資成果を目指します。



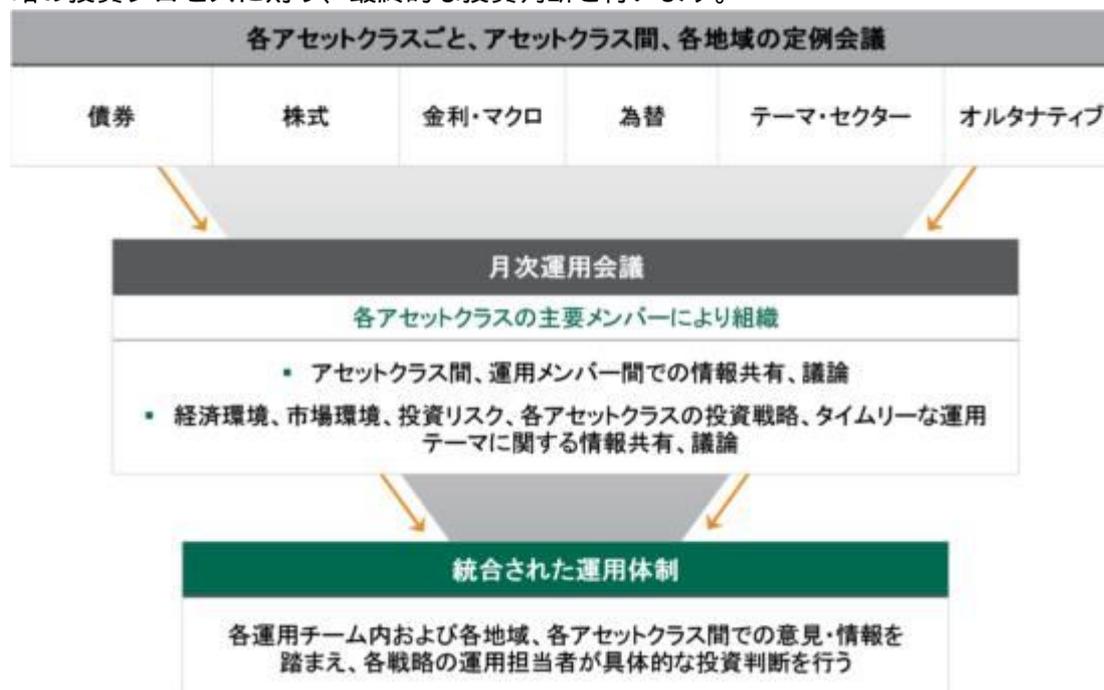
実質組入れの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用体制



1. 投資判断

- 運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門（10名）の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。



2. パフォーマンス評価とリスク管理

- 運用業務部（7名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- 法務コンプライアンス部（4名）において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

3. ファンドの関係法人に対する管理体制

- ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。

当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

上記運用体制等は2021年9月末現在のものであり、今後変更することがあります。

14 . SOMPO / FOF s 用日本株MN（適格機関投資家限定）

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	S O M P Oアセットマネジメント株式会社
受託会社 （再信託受託会社）	三井住友信託銀行株式会社 （株式会社日本カストディ銀行）
基本的性格	追加型投信 / 国内 / 株式 / 特殊型（絶対収益追求型）
運用基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的とします。
ベンチマーク	-
主要投資対象	SOMPO 日本株バリュー シングル・アルファ マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式に直接投資することもできます。
投資態度	SOMPO 日本株バリュー シングル・アルファ マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）受益証券への投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象に、株価指数先物取引を主要取引対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。 親投資信託の株式ポートフォリオにおいて株式市場全体に対する超過収益の獲得を狙う運用に、同額程度の株価指数先物の売り建てヘッジを組み合わせて、絶対収益の獲得を目指します。 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
信託期間	無期限
収益分配	期中無分配とします。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.407%（税抜：0.37%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する監査報酬、租税等 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	-
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

< 投資信託委託会社の概要 >

当社は、1986年に設立された資産運用会社です。SOMPOホールディングス（100％）を株主としたグループの資産運用の中核会社として、また、「資産をお預けいただいたお客さまにベンチマーク以上の運用成果をもたらし、中長期の資産形成に貢献すること」を存在意義とするアクティブ・バリュー・マネージャーとして、常に運用成績の向上に取り組んでおります。

< 運用プロセス >

- ・当社独自で算出した割安度情報に基づいて構築した現物株式ポートフォリオを買い持ちし、同額程度の株価指数先物売り建てヘッジすることによりベータを相殺して現物株式ポートフォリオのアルファ部分を取り出し、絶対リターン化することを目指します。
- ・現物株式ポートフォリオの、売り建て対象であるTOPIXに対するトラッキングエラーを管理することで、下方リスクを抑制します。
- ・ロングする株式ポートフォリオ構築のプロセスは、以下のとおりです。

**STEP1 ファンダメンタルリサーチ**

- リサーチ・ユニバースは現在700銘柄。時価総額や流動性、銘柄の個性等を勘案して決定します。ユニバース全体としてTOPIXを代替できる属性を維持しつつ、適宜入れ替えを行います。
- リサーチは、「5フォース分析」と「ポジショニング分析」を駆使し、企業の本質的かつ恒常的な収益力（ノーマル収益力）の分析に注力します。業種間・企業間で整合性のある中長期業績予測を行います。

STEP2 YESモデルによる投資価値分析

- リサーチ・ユニバース全銘柄のノーマル収益力分析に基づく中長期業績予測を、独自の株式評価モデルYESモデルにインプットします。
- YESモデルによりユニバース各銘柄の投資価値を算出し、投資価値と市場価格との乖離が「相対的割安度」（アルファ情報）としてアウトプットされます。

STEP3 ポートフォリオ構築

- プロダクトコンセプトやベンチマークに応じて設定する投資対象ユニバースの絞込みを行います。
- 超過収益獲得の源泉である相対的割安度の情報を基にポートフォリオを構築します。
- さらに、各アナリストが、市場価格が割安に放置されている理由や、割安な価格が是正されるきっかけやタイミング、リスクシナリオ等を検証のうえ、銘柄組み入れの妙味を定性判断（推奨）により補完します。
- バレー社のリスク管理ツールを使用し、効率的なリスク・リターン特性を追求します。

< 運用体制 >

- ・投資判断は、株式運用部長、及び株式運用部日本株式グループのメンバーが参加する投資戦略会議において、組織的に行います。
- ・日本株式グループメンバーは、全員がポートフォリオマネージャーとアナリストを兼務し、ファンダメンタルリサーチ、投資価値分析、投資判断までの全ての工程に関与します。

< 投資の意思決定プロセス >



< 意思決定の為の機関 >

名称	総合投資会議
開催頻度	原則として月に1回
目的	投資顧問業務における受託資産及び投資信託委託業における投資信託財産に関する基本運用方針の分析と協議
決定事項	前月の分析と振り返りを行い、次月の基本運用方針を協議
主要メンバー	運用企画部・株式運用部・債券運用部・外部委託運用部の担当役員、部長および同部長の指名する者

名称	国内株式投資戦略会議
開催頻度	原則として月に1回
目的	総合投資会議規則により承認された基本運用方針に基づき、運用担当部の各部長が意思決定権を有す運用資産の分析及び運用方針の決定
決定事項	日本株式グループ所管ファンドに関して、次項の分析、決定を行う。 （1）ポートフォリオのリスク・リターン分析 （2）市場環境分析 （3）運用方針の決定 （4）株主議決権の行使案策定
主要メンバー	株式運用部長、株式運用部所管グループメンバーおよび同部長の指名するメンバー

14 . ノムラF0Fs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
基本的性格	追加型投信 / 国内 / 株式 / 特殊型（絶対収益追求型）
運用基本方針	信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ベンチマーク	-
主要投資対象	野村日本株IPストラテジー マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とし、TOPIX（東証株価指数）を対象とした株価指数先物取引（以下、「株価指数先物取引」といいます。）を主要取引対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

投資態度	<p><ノムラF0Fs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用)></p> <p>マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、TOPIXを対象とした株価指数先物取引を主要取引対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。</p> <p>マザーファンド受益証券に投資を行なうとともに、株価指数先物取引を活用します。株価指数先物取引の活用にあたっては、実質的に投資する株式に対する株式市場全体の変動の影響を抑えることを目指し、株価指数先物取引の売建てを行ないます。マザーファンド受益証券への投資割合および株価指数先物取引の売建ての枚数は、市場環境やマザーファンドの特性等を考慮し、適宜調整を行なうことを基本とします。</p> <p>マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として信託財産の純資産総額の70%~90%程度を維持することを基本とします。ただし、株価指数先物取引を行なうにあたって必要となる証拠金の額等によっては、上記の範囲とならない場合があります。</p> <p>非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p><野村日本株IPストラテジー マザーファンド></p> <p>わが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。</p> <p>株式への投資にあたっては、企業の収益力と当該企業が行なう投資の關係に着目した独自の評価尺度を用いて銘柄の魅力度評価を行ない、投資候補銘柄を選別します。</p> <p>ポートフォリオの構築にあたっては、当該投資候補銘柄について、時価総額、流動性、財務リスク等を勘案して組入銘柄および組入比率を決定します。</p> <p>株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。</p> <p>非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

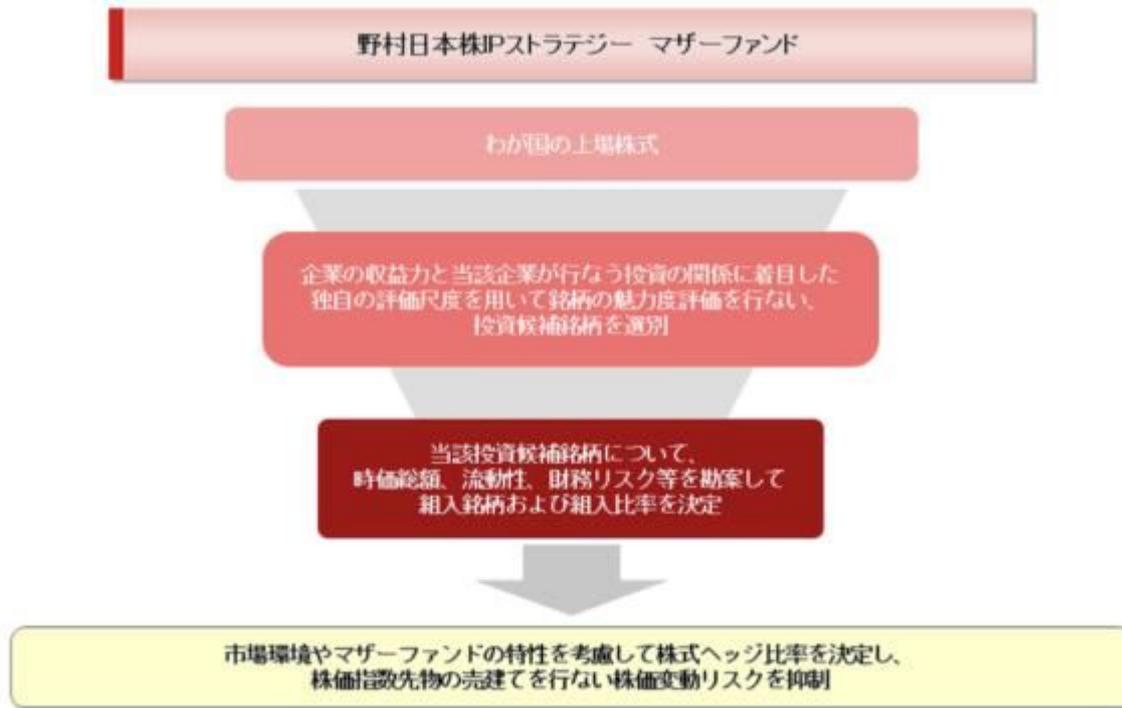
主な投資制限	<p>< ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用) ></p> <p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>
設定日	2019年6月20日
信託期間	無期限
収益分配	期中無分配とします。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.4235%(税抜:0.385%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	1万口につき基準価額の0.15%
その他費用等	<p>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入の有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・外貨建資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税等
決算日	毎年7月25日(休業日の場合翌営業日)
ベンチマークについて	-
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

< 投資信託委託会社の概要 >

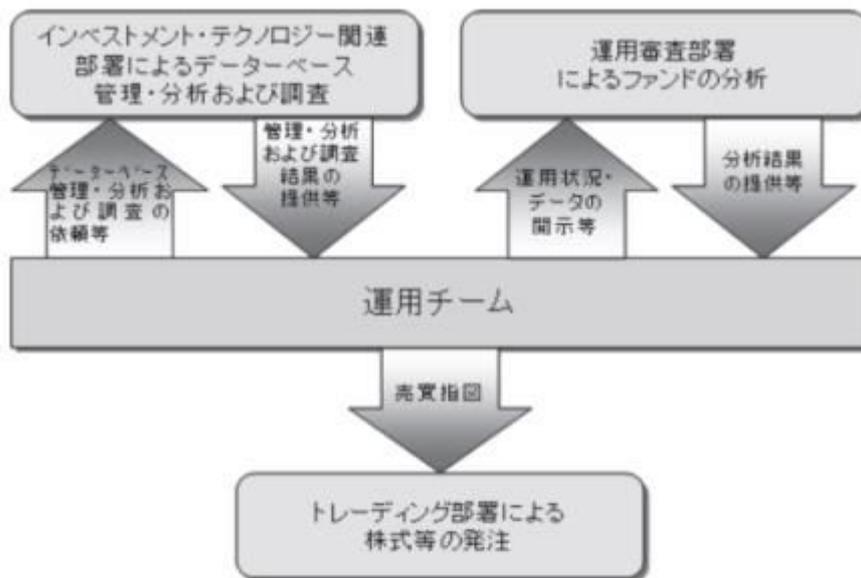
野村アセットマネジメントは、野村ホールディングス株式会社を持株会社とする野村グループの資産運用会社です。

1997年10月、野村証券投資信託委託株式会社(1959年設立)と野村投資顧問株式会社(1981年設立)が合併し、日本を代表する資産運用会社として優れた実績を築いてきました。また、早くから運用と顧客基盤のグローバル化に取り組み、アメリカ、ヨーロッパ、アジア等、海外への積極的な展開を図っています。

< 運用プロセス >



< 運用体制 >



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

14 . S M D A M / F O F s 用日本グロース株M N（適格機関投資家限定）

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信 / 国内 / 株式 / 特殊型 (絶対収益追求型)

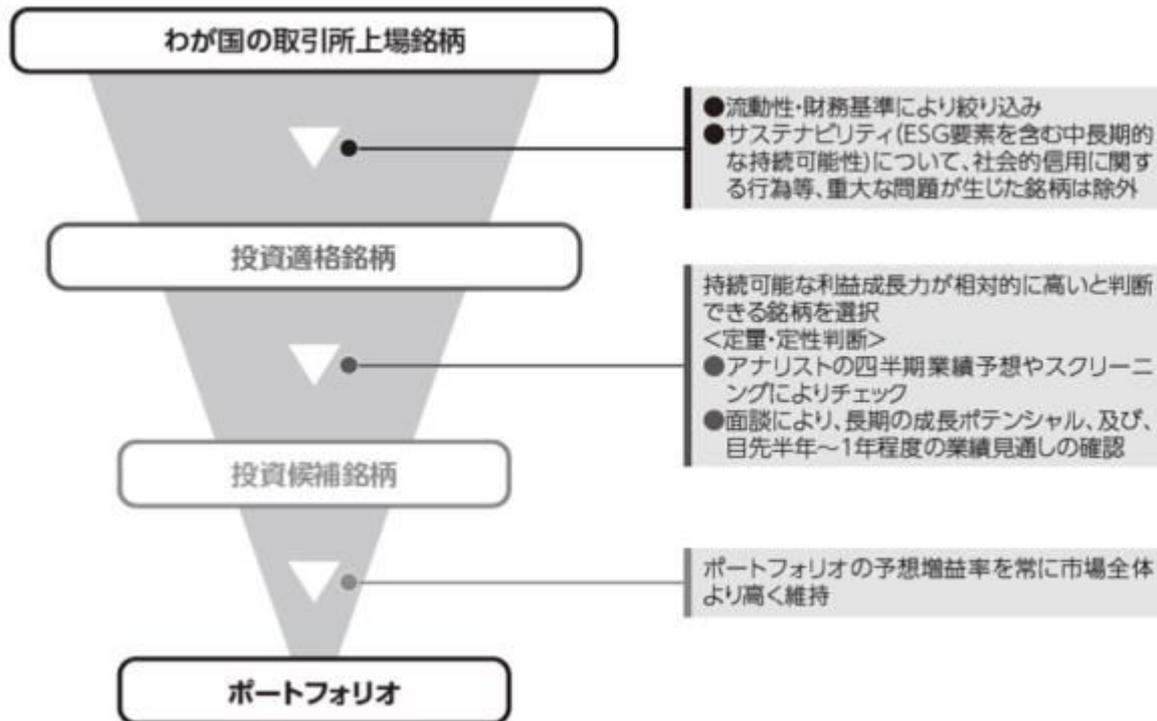
運用基本方針	日本グロース株MNMザーファンド受益証券を通じて、日本の株式を主要投資対象としつつ、株式市場の変動リスクの低減を図ることを目的として、日本の株価指数先物取引の売建てを行うことで安定的な収益の獲得を目指します。
ベンチマーク	-
主要投資対象	日本グロース株MNMザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	日本グロース株MNMザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の株式を主要投資対象としつつ、株式市場の変動リスクの低減を図ることを目的として、日本の株価指数先物取引の売建てを行うことで安定的な収益の獲得を目指します。 銘柄選定に関しては、ボトムアップ・アプローチによる定性分析とバリュエーション分析を重視し、組織運用による銘柄選定を行います。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 外貨建資産への直接投資は行いません。
設定日	2019年6月20日
信託期間	無期限
収益分配	毎決算時に分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.385%（税抜：0.35%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料等は信託財産から支払われます（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	-
その他	-

< 投資信託委託会社の概要 >

三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。

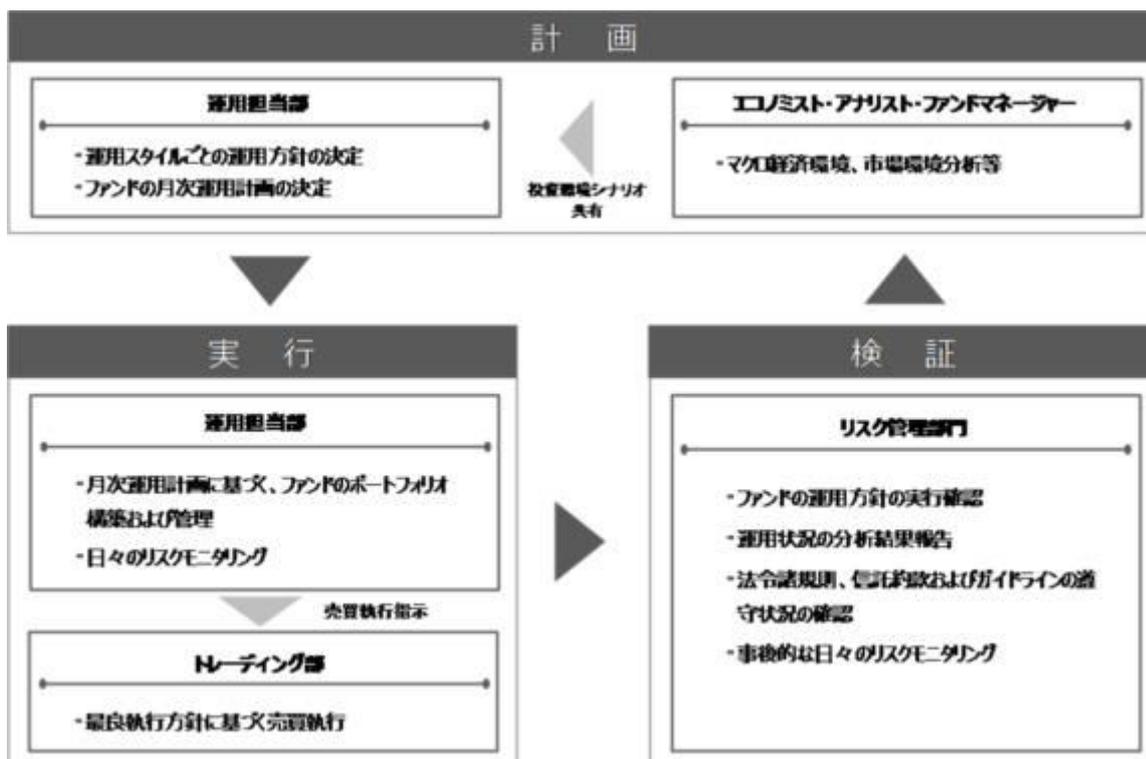
国内トップクラスの資産運用会社として、最高品質の資産運用サービスの提供を通じ、お客さまの資産形成に貢献しています。国内外の株式、債券、リート等に投資する豊富なラインナップの中から、お客さまのニーズに合った特徴あるファンドをご提供します。

< ファンドの運用プロセス >



上記の運用プロセスは、2021年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

<ファンドの運用体制>



リスク管理部門の人員数は、約50名です。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

15. キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

<マザーファンドの概要>

投資信託委託会社	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)

基本的性格	親投資信託
運用基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
投資態度	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。 デリバティブ取引(有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引をいいます。)の利用はヘッジ目的に限定しません。
設定日	2007年2月20日
信託期間	無期限
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支弁します(その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。)
決算日	毎年7月25日(休業日の場合翌営業日)
ベンチマークについて	-
その他	-

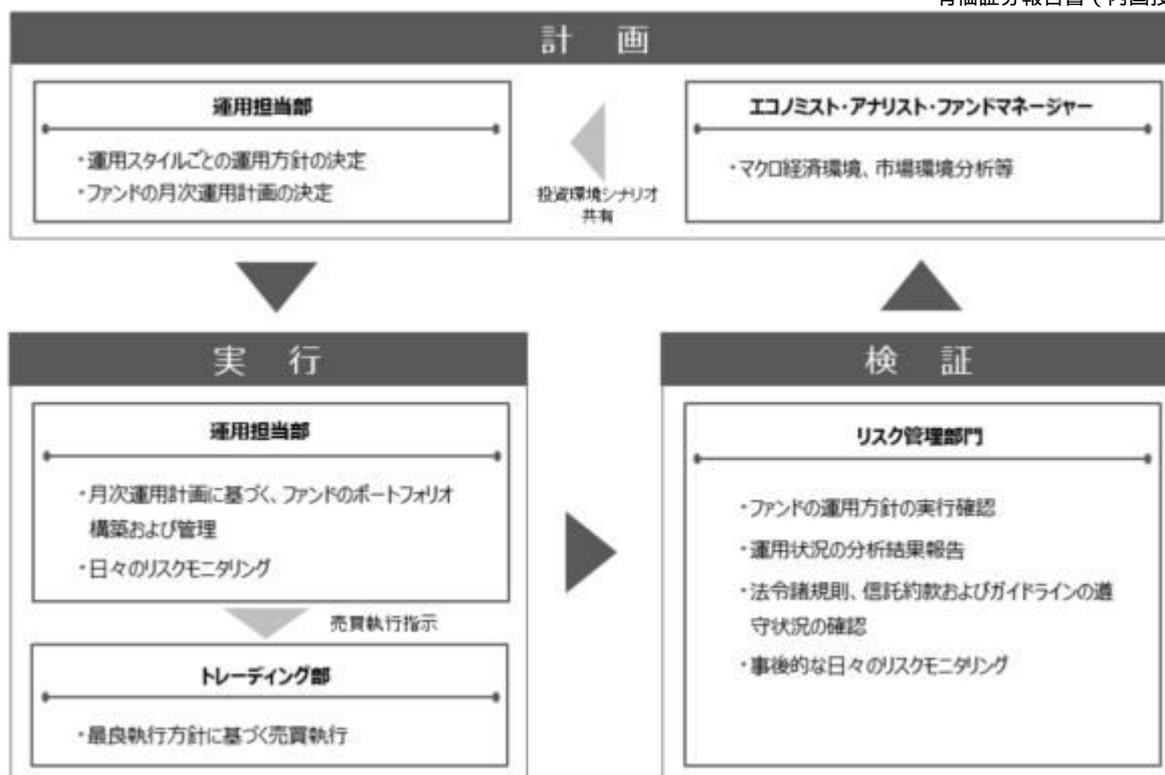
< 投資信託委託会社の概要 >

三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。

国内トップクラスの資産運用会社として、最高品質の資産運用サービスの提供を通じ、お客さまの資産形成に貢献しています。国内外の株式、債券、リート等に投資する豊富なラインナップの中から、お客さまのニーズに合った特徴あるファンドをご提供します。

(3) 【運用体制】

イ ファンドの運用体制



リスク管理部門の人員数は、約50名です。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定期的に判断します。

□ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

毎決算時（毎年9月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。

（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（５）【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

< F W日本バリュー株、 F W日本グロース株、 F W日本中小型株、 F W日本債 >

イ．主な投資制限

- (イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- (ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (ハ)外貨建資産への直接投資は行いません。

ロ．信用リスク集中回避のための投資制限

- (イ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ハ．公社債の借入れの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ニ．資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ホ．受託会社による資金の立替

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

< F W米国株、 F W欧州株、 F W新興国株、 F W米国債、 F W欧州債、 F W新興国債、 F WG-REIT、 F Wコモディティ、 F Wヘッジファンド >

イ．主な投資制限

- (イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- (ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (ハ)外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

ロ．信用リスク集中回避のための投資制限

- (イ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ハ．公社債の借入れの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ニ．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には制約されることがあります。

ホ．外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ヘ．資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信

託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ト．受託会社による資金の立替

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

< F WJ-REIT >

イ．主な投資制限

- (イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- (ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (ハ)外貨建資産への直接投資は行いません。

ロ．公社債の借入れの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ハ．信用リスク集中回避のための投資制限

- (イ)同一銘柄の投資信託証券（わが国の不動産投資信託証券（わが国の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。）を除きます。本項において同じ。）への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じです。

- (ロ)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニ．資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）

を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ホ. 受託会社による資金の立替

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- ハ 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)
委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

各ファンドの主要なリスクは、以下(1)から(10)の項目のうち 印のものとなります。

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
F W日本バリュー株										
F W日本グロース株										
F W日本中小型株										
F W米国株										
F W欧州株										
F W新興国株										
F W日本債										
F W米国債										
F W欧州債										
F W新興国債										
F WJ-REIT										
F WG-REIT										
F Wコモディティ										
F Wヘッジファンド										

F W日本グロース株およびF W日本中小型株につきましては、投資信託証券への投資を通じて外貨建資産に投資する場合には、外国証券投資のリスクも生じます。

(1) 価格変動リスク

S M B Cファンドラップ・シリーズの各ファンドは、投資信託証券を通じて、実質的に株式、債券、REIT、コモディティ等の値動きのある有価証券等に投資します。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(2) 流動性リスク

S M B Cファンドラップ・シリーズの各ファンドの実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(3) 株式投資のリスク

< 株価変動に伴うリスク >

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

< 信用リスク >

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(4) 債券投資のリスク

< 金利変動に伴うリスク >

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い（大きい）ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

<信用リスク>

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きますと、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(5)外国証券投資のリスク

<為替リスク>

S M B Cファンドラップ・シリーズで実質的に外貨建資産へ投資を行うファンドは、為替変動のリスクが生じます。また、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<カントリーリスク>

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<新興国への投資のリスク>

新興国は、先進国と比べて経済状況が脆弱であるとされ、政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性があります。想定される変化としては、次のようなものがあります。

- ・政治体制の変化
- ・社会不安の高まり
- ・他国との外交関係の悪化
- ・海外からの投資に対する規制
- ・海外との資金移動の規制

さらに、新興国は、先進国と比べて法制度やインフラが未発達で、情報開示の制度や習慣等が異なる場合があります。この結果、投資家の権利が迅速かつ公正に実現されず、投資資金の回収が困難になる場合や投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない可能性があります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

また、新興国の発行体が発行する債券では、先進国の発行体が発行する債券に比べて、デフォルトが起きる可能性が相対的に高いと考えられます。デフォルトが起きると債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(6)不動産投資信託（REIT）固有のリスク

<価格変動リスク>

不動産投資信託の価格は、以下のような要因により変動します。

- ・保有不動産等の評価額の変動
- ・組入資産（不動産）の入替え等による変動
- ・当該不動産投資信託が借入れを行っている場合の金利支払い等の負担の増減
- ・建築規制や税制などの変更に伴う市況の変化
- ・人災、自然災害等の偶発的な出来事による不動産の劣化や滅失、毀損

上記などにより、不動産価格が下落した場合、不動産投資信託の価格も下がり、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

<分配金の変動>

不動産投資信託の分配金の原資は、不動産等から得られる賃貸収入が主なものです。賃貸収入

は、賃貸料の下落や空室の発生等により減少する可能性があり、この場合、分配金はこれらの影響を受ける可能性があります。投資対象となる不動産の管理や修繕等にかかる費用が増えると、分配金に影響を及ぼします。

<信用リスク、その他>

不動産投資信託の信用状態が悪化した結果、債務超過や支払不能となった場合、大きな損失が生じるおそれがあります。また、取引所の上場廃止基準に抵触した場合、当該不動産投資信託の上場が廃止される可能性があります。

(7)商品市況の価額変動に伴うリスク

商品市況は、多くの要因により変動します。要因の主なものとしては、対象となる商品の需給、貿易動向、天候、農業生産、商品産出地域の政治・経済情勢、疫病の発生などが挙げられます。このため、商品の動向を表わす各種商品指数も、商品市況の変動の影響を受けます。さらに、指数を対象にした先物等の市場では、流動性の不足、投機的参加者の参入、規制当局による規制や介入等により、一時的に偏りや混乱を生じることがあります。

S M B Cファンドラップ・シリーズで実質的にコモディティへ投資を行うファンドは、商品指数に連動した債券等に投資しますので、これらの影響を受けます。商品市況が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(8)マーケット・ニュートラル戦略固有のリスク

マーケット・ニュートラル戦略とは、株式市場等の全体の動きに依存して変動する要素(マーケット・リスク)を、当該市場を対象とした株価指数先物を売建てることなどにより、株式等のポートフォリオから可能な限り排除することを目指した戦略です。したがって、組入れている現物株式の株価が上昇しても、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、現物株式と株価指数先物との連動率が低い場合などは、ヘッジの効果が十分に上がらない可能性もあります。

(9)デリバティブ取引のリスク

信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的や効率的な運用に資する目的等で、先物取引やオプション取引などのデリバティブ(金融派生商品)を活用することがあります。デリバティブ取引は、以下のような様々なリスクを伴います。このようなリスクを被った場合、ファンドの基準価額が大きく下落するおそれがあります。

<信用リスク>

デリバティブ取引の相手方(カウンターパーティ)が、倒産などによって、当初契約したとおりの取引を実行できなくなった場合、損失を被る可能性があります。

<価格変動リスク>

証拠金を積んだ取引に伴い、レバレッジを効かせた結果、原資産の価格変動よりも、デリバティブの価格変動の方が大きくなる可能性があります。

<流動性リスク>

デリバティブ取引を決済する際に、流動性が欠けると、本来の理論価格よりも不利な価格でしか反対売買ができなかったり、反対売買自体ができない可能性があります。

<システミック・リスク>

市場の一部で決済不履行などが起こった際に、それが連鎖的に市場参加者あるいは他の市場に波及する場合があります。

<決済リスク>

海外市場を通じた取引の場合、海外のカウンターパーティとの間で、時差の問題等で資金決済が滞る可能性があります。

(10)その他のリスク

S M B Cファンドラップ・シリーズが投資対象とする国内籍の指定投資信託証券が投資対象とするマザーファンドで、当該マザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、当該マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されてい

た価格で売却できないこともあります。この際に、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

また、S M B Cファンドラップ・シリーズが投資対象とする外国籍の指定投資信託証券や、当該投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動があり、当該投資信託証券において売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

<その他の留意点>

1 特化型運用について

F W J-REITは特化型運用を行います。したがって、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、当該銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

2 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

3 繰上償還について

S M B Cファンドラップ・シリーズの各ファンドは、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回るようになった場合等には、繰上償還されることがあります。

4 換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

5 クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

6 計等の変更可能性について

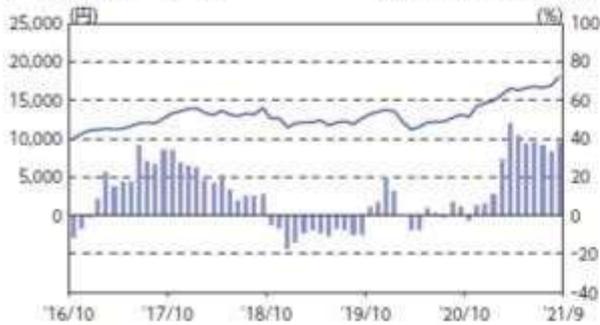
法令・税制・会計等は、変更になる可能性があります。

□ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

<参考情報>

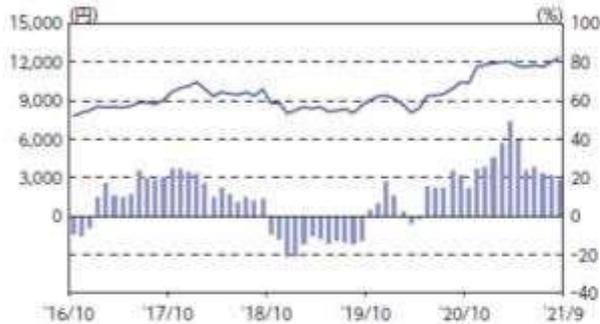
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移
FW日本バリュー株 (2016年10月～2021年9月)



当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
FW日本バリュー株 (2016年10月～2021年9月)



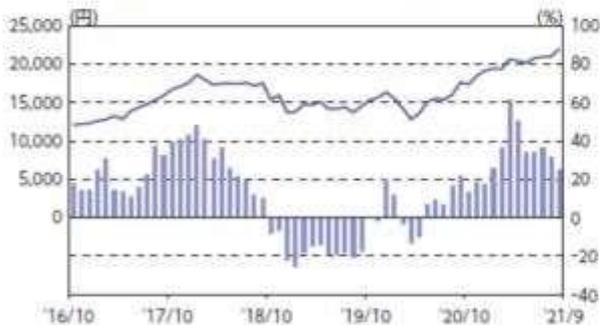
FW日本グロース株 (2016年10月～2021年9月)



FW日本グロース株 (2016年10月～2021年9月)



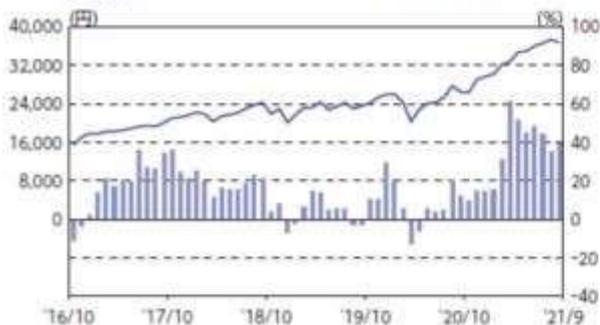
FW日本中小型株 (2016年10月～2021年9月)



FW日本中小型株 (2016年10月～2021年9月)



FW米国株 (2016年10月～2021年9月)



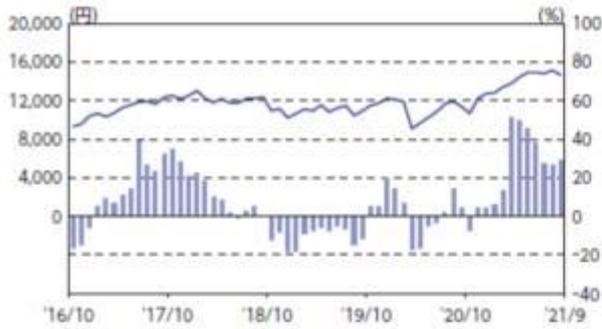
FW米国株 (2016年10月～2021年9月)



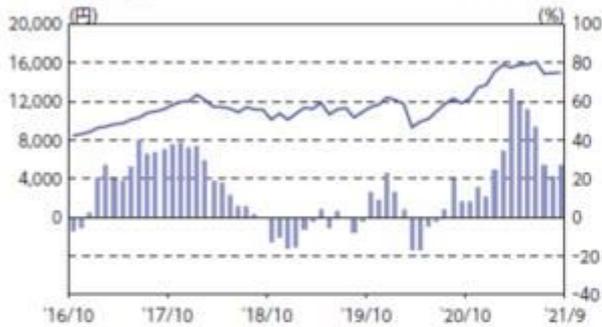
■ 年間騰落率(右目盛) — 分配金再投資基準価額(左目盛)

● 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

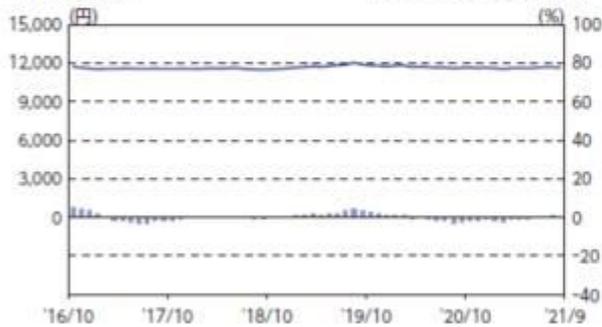
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移
FW欧州株 (2016年10月～2021年9月)



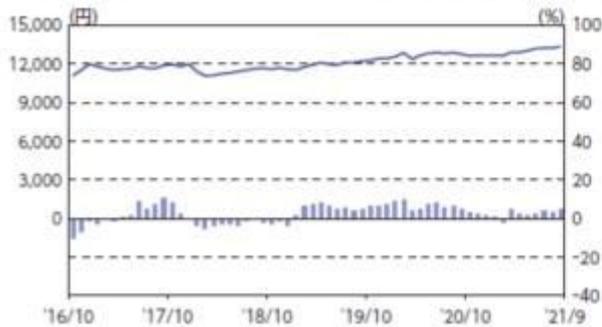
FW新興国株 (2016年10月～2021年9月)



FW日本債 (2016年10月～2021年9月)



FW米国債 (2016年10月～2021年9月)



■ 年間騰落率(右目盛) ■ 分配金再投資基準価額(左目盛)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
FW欧州株 (2016年10月～2021年9月)



FW新興国株 (2016年10月～2021年9月)



FW日本債 (2016年10月～2021年9月)

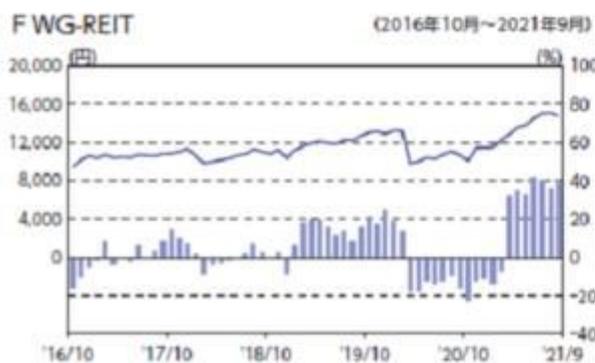
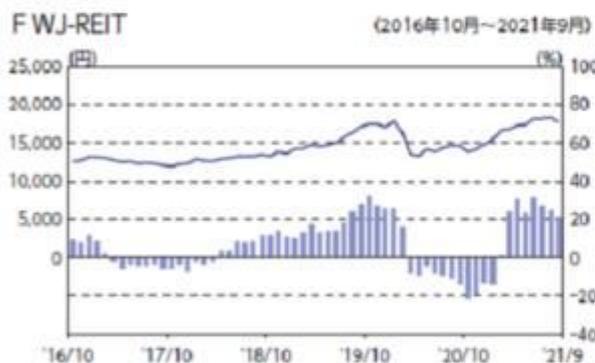
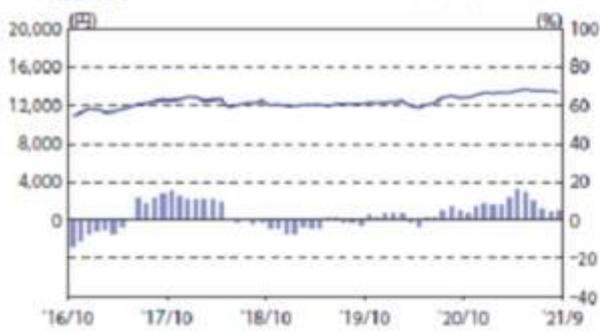


FW米国債 (2016年10月～2021年9月)



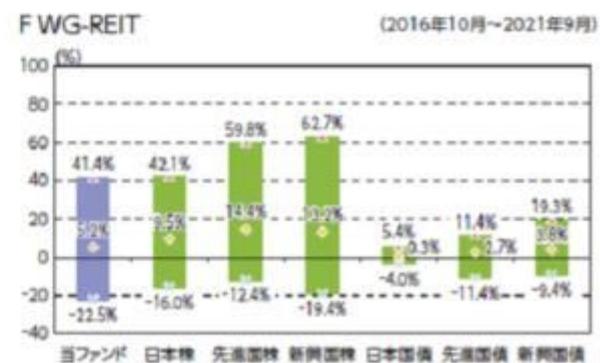
● 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



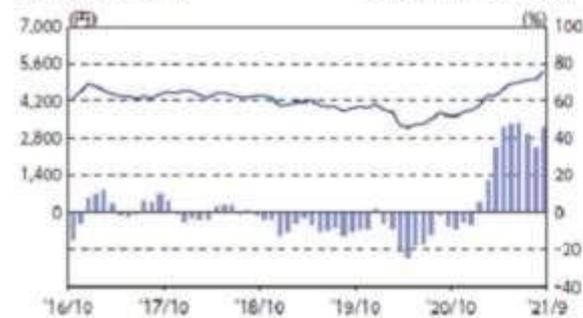
■ 年間騰落率(右目盛) ● 分配金再投資基準価額(左目盛)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

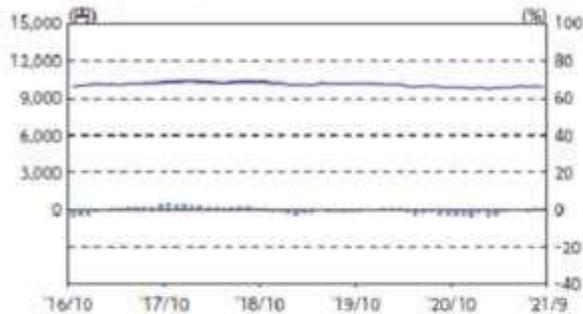


● 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 FWコモディティ (2016年10月～2021年9月)



FWヘッジファンド (2016年10月～2021年9月)



■ 年間騰落率(左目録) ■ 分配金再投資基準価額(右目録)

※年間騰落率は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

FWコモディティ (2016年10月～2021年9月)



FWヘッジファンド (2016年10月～2021年9月)



● 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX (配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所に上場している株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス (グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI (国債) 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金(解約)手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

[F W日本バリュー株]

ファンド	純資産総額に年0.308%（税抜き0.28%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分（税抜き） >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.10%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする投資信託	年0.495%（税抜き0.45%）*		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して最大年0.803%（税抜き0.73%）*		

* 当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

[F W日本グロース株]

ファンド	純資産総額に年0.308%（税抜き0.28%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分（税抜き） >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.10%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする投資信託	最大年0.693%（税抜き0.63%）*		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して最大年1.001%（税抜き0.91%）*		

* 当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

[F W日本中小型株]

ファンド	純資産総額に年0.308%（税抜き0.28%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分（税抜き） >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.10%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする投資信託	最大年0.649%（税抜き0.59%）*		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して最大年0.957%（税抜き0.87%）*		

* 当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

[F W米国株]

ファンド	純資産総額に年0.308%（税抜き0.28%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分（税抜き） >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.10%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする投資信託	年0.638%（税抜き0.58%）*		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して最大年0.946%（税抜き0.86%）*		

* 当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

[F W欧州株]

ファンド	純資産総額に年0.308% (税抜き0.28%) の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分 (税抜き) >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.10%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする投資信託	年0.55% (税抜き0.50%) *		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して最大年0.858% (税抜き0.78%) *		

* 当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

[F W新興国株]

ファンド	純資産総額に年0.308% (税抜き0.28%) の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分 (税抜き) >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.10%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする投資信託	最大年0.836% (税抜き0.76%) *		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して最大年1.144% (税抜き1.04%) *		

* 投資対象とする投資信託の信託報酬等は、年間最低報酬額等が定められている場合があるため、純資産総額によっては、上記の料率を上回ることがあります。

* 当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

[F W日本債]

ファンド	純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。 信託報酬率は、前月最終営業日の新発10年国債利回り(日本相互証券株式会社発表終値。以下「新発10年国債利回り」といいます。)に応じて以下の通りとし、毎月第1営業日の計上分より適用します。 < 信託報酬率およびその配分 >				
	新発10年国債利回り	信託報酬率	配分(税抜き)		
			委託会社	販売会社	受託会社
	0.5%未満	年0.253% (税抜き0.23%)	年0.10%	年0.10%	年0.03%
	0.5%以上	年0.308% (税抜き0.28%)	年0.15%	年0.10%	年0.03%
	上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。				
	支払先	役務の内容			
	委託会社	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価			
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価				
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価				
投資対象とする投資信託	年0.1815%(税抜き0.165%)*				
実質的な負担	新発10年国債利回りに応じて以下の通りです。				
	0.5%未満	ファンドの純資産総額に対して最大年0.4345%(税抜き0.395%)*			
	0.5%以上	ファンドの純資産総額に対して最大年0.4895%(税抜き0.445%)*			

*当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

[F W米国債]

ファンド	純資産総額に年0.308%(税抜き0.28%)の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。 信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分(税抜き) >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.10%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、 委託会社からの指図の実行等の対価
	上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。		
投資対象とする 投資信託	年0.319%（税抜き0.29%）*		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して最大年0.627%（税抜き0.57%）*		

* 当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

[F W欧州債]

	純資産総額に年0.308%（税抜き0.28%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分（税抜き） >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.10%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。		
投資対象とする 投資信託	年0.528%（税抜き0.48%）*		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して最大年0.836%（税抜き0.76%）*		

* 当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

[F W新興国債]

	純資産総額に年0.308%（税抜き0.28%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分（税抜き） >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.10%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、 委託会社からの指図の実行等の対価
	上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。		
投資対象とする 投資信託	年0.704% (税抜き0.64%) *		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して最大年1.012% (税抜き0.92%) *		

* 当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

[F WJ-REIT]

	純資産総額に年0.308% (税抜き0.28%) の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分 (税抜き) >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.10%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。		
投資対象とする 投資信託	年0.319% (税抜き0.29%) *		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して最大年0.627% (税抜き0.57%) *		

* 当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

[F WG-REIT]

	純資産総額に年0.308% (税抜き0.28%) の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分 (税抜き) >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.10%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、 委託会社からの指図の実行等の対価
	上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。		
投資対象とする 投資信託	最大年0.66% (税抜き0.60%) *		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して最大年0.968% (税抜き0.88%) *		

*当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

[FWコモディティ]

	純資産総額に年0.308% (税抜き0.28%) の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分 (税抜き) >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.10%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。		
投資対象とする 投資信託	年0.396% (税抜き0.36%) *		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して最大年0.704% (税抜き0.64%) *		

*当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

[FWヘッジファンド]

	純資産総額に年0.308% (税抜き0.28%) の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分 (税抜き) >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.10%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、 委託会社からの指図の実行等の対価
	上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。		
投資対象とする 投資信託	最大年0.4235% (税抜き0.385%) *		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して最大年0.7315% (税抜き0.665%) *		

*当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることになります。

運用管理費用(信託報酬)の概要

投資対象	SMBCファンドラップ・シリーズ 委託会社：三井住友D Sアセットマネジメント		+
	ファンド名	運用管理費用 (信託報酬)の総額	
国内株式	SMBCファンドラップ・日本バリュー株	年率0.28% (税抜)	+
	SMBCファンドラップ・日本グロース株	年率0.28% (税抜)	
	SMBCファンドラップ・日本中小型株	年率0.28% (税抜)	
外国株式	SMBCファンドラップ・米国株	年率0.28% (税抜)	+
	SMBCファンドラップ・欧州株	年率0.28% (税抜)	
	SMBCファンドラップ・新興国株	年率0.28% (税抜)	
国内債券	SMBCファンドラップ・日本債	年率0.23% (税抜) ～ 年率0.28% (税抜)	+
外国債券	SMBCファンドラップ・米国債	年率0.28% (税抜)	+
	SMBCファンドラップ・欧州債	年率0.28% (税抜)	
	SMBCファンドラップ・新興国債	年率0.28% (税抜)	
REIT	SMBCファンドラップ・J-REIT	年率0.28% (税抜)	+
	SMBCファンドラップ・G-REIT	年率0.28% (税抜)	
コモディティ	SMBCファンドラップ・コモディティ	年率0.28% (税抜)	+
ヘッジファンド	SMBCファンドラップ・ヘッジファンド	年率0.28% (税抜)	+

投資対象とする指定投資信託証券			= 実質的な運用管理費用（信託報酬）
ファンド名*	委託会社（運用会社） （実質的な運用主体）	運用管理費用 （信託報酬）の総額	
SMDAM/FOFs用日本バリュー株F	三井住友D Sアセットマネジメント	年率0.45%（税抜）	最大 年率0.803% （税抜0.73%）
ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・グロース	野村アセットマネジメント	年率0.535%（税抜）	= 最大 年率1.001% （税抜0.91%）
ティー・ロウ・プライス/FOFs用日本株式ファンド	ティー・ロウ・プライス・ジャパン	年率0.63%（税抜）	
日興アセット/FOFs用日本中小型株F	日興アセットマネジメント	年率0.59%（税抜）	最大 年率0.957% （税抜0.87%）
SBI/FOFs用日本中小型株F	SBIアセットマネジメント	年率0.54%（税抜）	最大 年率0.946% （税抜0.86%）
ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国大型バリュー株式ファンド	ティー・ロウ・プライス・ジャパン	年率0.58%（税抜）	
ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国ブルーチップ株式ファンド			
シュローダー/FOFs用欧州株F	シュローダー・インベストメント・マネジメント	年率0.50%（税抜）	= 最大 年率0.858% （税抜0.78%）
GIM/FOFs用新興国株F	JPモルガン・アセット・マネジメント	年率0.76%（税抜）	最大 年率1.144% （税抜1.04%）
Amundiファンズ・エマージング・マーケット・エクイティ・フォーカス	アムンディ・アセットマネジメント	年率0.50%	
三井住友/FOFs用日本債F	三井住友D Sアセットマネジメント	年率0.165%（税抜）	= 最大 年率0.4345% （税抜0.395%） ～ 最大 年率0.4895% （税抜0.445%）
ブラックロック/FOFs用米国債F	ブラックロック・ジャパン	年率0.29%（税抜）	最大 年率0.627% （税抜0.57%）
ドイチェ/FOFs用欧州債F	ドイチェ・アセット・マネジメント	年率0.48%（税抜）	= 最大 年率0.836% （税抜0.76%）
FOFs用新興国債F	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント	年率0.64%（税抜）	最大 年率1.012% （税抜0.92%）
SMDAM/FOFs用J-REIT	三井住友D Sアセットマネジメント	年率0.29%（税抜）	= 最大 年率0.627% （税抜0.57%）
大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF	三井住友D Sアセットマネジメント	最大 年率0.60%（税抜）	最大 年率0.968% （税抜0.88%）
パインブリッジ/FOFs用コモディティF	パインブリッジ・インベストメント	年率0.36%（税抜）	= 最大 年率0.704% （税抜0.64%）
SOMPO/FOFs用日本株MN	SOMPOアセットマネジメント	年率0.37%（税抜）	= 最大 年率0.7315% （税抜0.665%）
ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド	野村アセットマネジメント	年率0.385%（税抜）	
SMDAM/FOFs用日本グロース株MN	三井住友D Sアセットマネジメント	年率0.35%（税抜）	

*ファンド名の一部を省略して記載している場合があります。

（４）【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0066%（税抜き0.0060%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に

要する費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)は、信託財産中から支弁するものとしてします。

上記口、八にかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法を具体的に記載することはできません。

上記(1)～(4)にかかる手数料等および他の投資信託(ファンド)の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的な金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5)【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- (ハ) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の(収益分配金の課税について)を参照。)

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

ハ 収益分配金の課税について

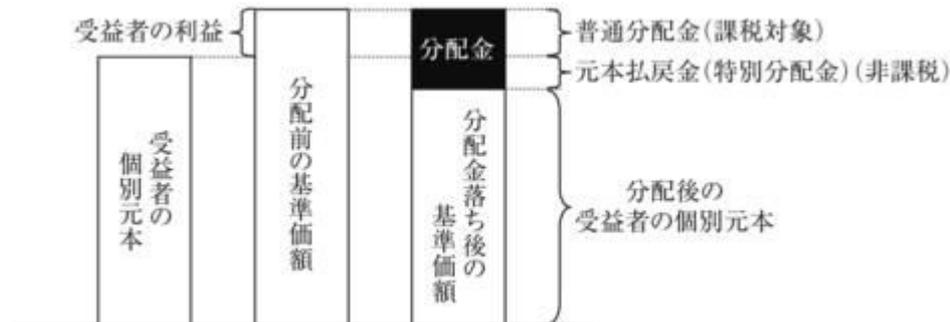
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配)

金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

・収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315% (所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等(上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限り)および利子所得の金額との損益通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315% (所得税のみ)の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2021年9月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

S M B C ファンドラップ・日本バリュー株

2021年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	74,121,134,397	97.94
親投資信託受益証券	日本	999,409	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,555,945,317	2.06
合計(純資産総額)		75,678,079,123	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

S M B C ファンドラップ・日本グロース株

2021年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	56,934,811,240	97.51
親投資信託受益証券	日本	170,177,568	0.29
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,281,006,430	2.20
合計(純資産総額)		58,385,995,238	100.00

S M B C ファンドラップ・日本中小型株

2021年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	9,123,304,320	97.55
親投資信託受益証券	日本	27,446,086	0.29
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	201,854,847	2.16
合計(純資産総額)		9,352,605,253	100.00

S M B C ファンドラップ・米国株

2021年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	71,024,548,968	97.64
親投資信託受益証券	日本	999,704	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,714,032,787	2.36
合計(純資産総額)		72,739,581,459	100.00

S M B C ファンドラップ・欧州株

2021年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	22,846,347,683	97.26

親投資信託受益証券	日本	91,100,095	0.39
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	551,907,355	2.35
合計(純資産総額)		23,489,355,133	100.00

S M B C ファンドラップ・新興国株

2021年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	7,955,027,387	47.27
投資証券	ルクセンブルグ	8,407,531,517	49.96
親投資信託受益証券	日本	62,052,143	0.37
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	405,065,096	2.40
合計(純資産総額)		16,829,676,143	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	日本	81,348,751	0.48

S M B C ファンドラップ・日本債

2021年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	191,966,610,398	97.53
親投資信託受益証券	日本	979,750,400	0.50
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	3,887,779,677	1.97
合計(純資産総額)		196,834,140,475	100.00

S M B C ファンドラップ・米国債

2021年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	31,584,122,955	97.45
親投資信託受益証券	日本	138,982,435	0.43
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	688,421,106	2.12
合計(純資産総額)		32,411,526,496	100.00

S M B C ファンドラップ・欧州債

2021年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
-------	------	-------------	-------------

投資信託受益証券	日本	8,621,732,543	97.13
親投資信託受益証券	日本	69,393,707	0.78
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	185,374,292	2.09
合計(純資産総額)		8,876,500,542	100.00

S M B C ファンドラップ・新興国債

2021年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	12,152,008,108	97.46
親投資信託受益証券	日本	55,804,377	0.45
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	260,449,832	2.09
合計(純資産総額)		12,468,262,317	100.00

S M B C ファンドラップ・J - R E I T

2021年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	9,947,114,941	97.61
親投資信託受益証券	日本	999,409	0.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	242,523,817	2.38
合計(純資産総額)		10,190,638,167	100.00

S M B C ファンドラップ・G - R E I T

2021年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	20,466,372,366	97.43
親投資信託受益証券	日本	94,450,642	0.45
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	445,022,326	2.12
合計(純資産総額)		21,005,845,334	100.00

S M B C ファンドラップ・コモディティ

2021年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	6,338,431,506	97.60
親投資信託受益証券	日本	31,357,641	0.48
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	124,404,786	1.92
合計(純資産総額)		6,494,193,933	100.00

S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

2021年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	62,659,869,919	97.52
親投資信託受益証券	日本	316,009,629	0.49
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,275,853,702	1.99
合計(純資産総額)		64,251,733,250	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

S M B C ファンドラップ・日本バリュー株

イ 主要投資銘柄

2021年9月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	S M D A M / F O F s 用日本バ リュー株F(適格 機関投資家限定)	50,088,616,298	1.5095	75,610,844,748	1.4798	74,121,134,397	97.94
日本	親投資信 託受益証 券	キャッシュ・マネ ジメント・マザー ファンド	984,252	1.0154	999,409	1.0154	999,409	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2021年9月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.94
親投資信託受益証券	0.00
合計	97.94

S M B C ファンドラップ・日本グロース株

イ 主要投資銘柄

2021年9月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
------	----	-----	----	-------------	-------------	------------------	------------	-----------------

日本	投資信託 受益証券	ノムラ F O F S 用・ジャパン・ア クティブ・グロ ース(適格機関投資 家専用)	28,117,177,481	1.6178	45,488,141,851	1.5548	43,716,587,547	74.88
日本	投資信託 受益証券	ティー・ロウ・ブ ライス / F O F S 用 日本株式ファ ンド(適格機関投 資家専用)	8,661,440,072	1.5813	13,695,989,009	1.5261	13,218,223,693	22.64
日本	親投資信 託受益証 券	キャッシュ・マネ ジメント・マザー ファンド	167,596,581	1.0154	170,177,568	1.0154	170,177,568	0.29

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2021年9月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.51
親投資信託受益証券	0.29
合計	97.81

S M B C ファンドラップ・日本中小型株

イ 主要投資銘柄

2021年9月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	日興アセット / F O F S 用日本中小 型株 F (適格機関 投資家限定)	3,587,890,226	1.3273	4,762,061,329	1.2954	4,647,752,998	49.69
日本	投資信託 受益証券	S B I / F O F S 用日本中小型株 F (適格機関投資家 限定)	4,264,866,898	1.0688	4,558,140,818	1.0494	4,475,551,322	47.85
日本	親投資信 託受益証 券	キャッシュ・マネ ジメント・マザー ファンド	27,029,827	1.0154	27,446,086	1.0154	27,446,086	0.29

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2021年9月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.55
親投資信託受益証券	0.29
合計	97.84

S M B C ファンドラップ・米国株

イ 主要投資銘柄

2021年9月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	ティー・ロウ・ブ ライズ / F O F s 用 米国ブルー チップ株式ファン ド(適格機関投資 家専用)	34,948,118,699	1.2742	44,529,597,934	1.2361	43,199,369,523	59.39
日本	投資信託 受益証券	ティー・ロウ・ブ ライズ / F O F s 用 米国大型バ リュウ株式ファン ド(適格機関投資 家専用)	22,545,113,795	1.2265	27,651,042,660	1.2342	27,825,179,445	38.25
日本	親投資信 託受益証 券	キャッシュ・マネ ジメント・マザー ファンド	984,543	1.0154	999,704	1.0154	999,704	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2021年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.64
親投資信託受益証券	0.00
合計	97.64

S M B C ファンドラップ・欧州株

イ 主要投資銘柄

2021年9月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	シュローダー / F O F s 用 欧州株 F (適格機関投資家 限定)	15,459,702,046	1.5225	23,537,177,227	1.4778	22,846,347,683	97.26
日本	親投資信 託受益証 券	キャッシュ・マネ ジメント・マザー ファンド	89,718,432	1.0154	91,100,095	1.0154	91,100,095	0.39

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2021年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
----	----------

投資信託受益証券	97.26
親投資信託受益証券	0.39
合計	97.65

S M B Cファンドラップ・新興国株

イ 主要投資銘柄

2021年9月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルグ	投資証券	Amundi Funds Emerging Markets Equity Focus	35,947.8	235,791.8	8,476,203,701	233,881.5	8,407,531,517	49.96
日本	投資信託 受益証券	G I M / F O F s 用新興国株F(適 格機関投資家限 定)	5,230,473,659	1.5146	7,922,326,723	1.5209	7,955,027,387	47.27
日本	親投資信 託受益証 券	キャッシュ・マネ ジメント・マザー ファンド	61,111,034	1.0154	62,052,143	1.0154	62,052,143	0.37

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2021年9月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	47.27
投資証券	49.96
親投資信託受益証券	0.37
合計	97.59

S M B Cファンドラップ・日本債

イ 主要投資銘柄

2021年9月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信 託受益 証券	三井住友 / F O F s用日本債F(適 格機関投資家限 定)	156,324,601,302	1.2291	192,136,329,072	1.2280	191,966,610,398	97.53
日本	親投資 信託受 益証券	キャッシュ・マネ ジメント・マザー ファンド	964,891,078	1.0154	979,750,400	1.0154	979,750,400	0.50

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2021年9月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.53
親投資信託受益証券	0.50
合計	98.02

S M B Cファンドラップ・米国債

イ 主要投資銘柄

2021年9月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	ブラックロック/ F O F s 用米国債 F (適格機関投資 家限定)	20,911,098,355	1.5034	31,436,788,994	1.5104	31,584,122,955	97.45
日本	親投資信 託受益証 券	キャッシュ・マネ ジメント・マザー ファンド	136,874,567	1.0154	138,982,435	1.0154	138,982,435	0.43

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2021年9月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.45
親投資信託受益証券	0.43
合計	97.88

S M B Cファンドラップ・欧州債

イ 主要投資銘柄

2021年9月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	ドイツェ / F O F s 用欧州債 F (適 格機関投資家限 定)	6,153,984,685	1.4045	8,643,087,978	1.4010	8,621,732,543	97.13
日本	親投資信 託受益証 券	キャッシュ・マネ ジメント・マザー ファンド	68,341,252	1.0154	69,393,707	1.0154	69,393,707	0.78

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2021年9月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.13
親投資信託受益証券	0.78

合 計	97.91
-----	-------

S M B Cファンドラップ・新興国債

イ 主要投資銘柄

2021年9月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	F O F s 用新興国 債 F (適格機関投 資家限定)	5,456,426,792	2.2371	12,206,661,817	2.2271	12,152,008,108	97.46
日本	親投資信 託受益証 券	キャッシュ・マネ ジメント・マザー ファンド	54,958,024	1.0154	55,804,377	1.0154	55,804,377	0.45

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2021年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.46
親投資信託受益証券	0.45
合 計	97.91

S M B Cファンドラップ・J - R E I T

イ 主要投資銘柄

2021年9月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	S M D A M / F O F s 用 J - R E I T (適格機関投資 家限定)	7,720,517,651	1.2825	9,901,266,965	1.2884	9,947,114,941	97.61
日本	親投資信 託受益証 券	キャッシュ・マネ ジメント・マザー ファンド	984,252	1.0154	999,409	1.0154	999,409	0.01

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2021年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.61
親投資信託受益証券	0.01
合 計	97.62

S M B Cファンドラップ・G - R E I T

イ 主要投資銘柄

2021年9月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	大和住銀/プリン シバルF O F s 用 外国リートF (適 格機関投資家限 定)	14,111,819,876	1.4835	20,935,430,588	1.4503	20,466,372,366	97.43
日本	親投資信 託受益証 券	キャッシュ・マネ ジメント・マザー ファンド	93,018,163	1.0154	94,450,642	1.0154	94,450,642	0.45

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2021年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.43
親投資信託受益証券	0.45
合計	97.88

S M B C ファンドラップ・コモディティ

イ 主要投資銘柄

2021年9月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	パインブリッジ/ F O F s 用コモ ディティF (適格 機関投資家限定)	12,089,321,965	0.5082	6,143,989,438	0.5243	6,338,431,506	97.60
日本	親投資信 託受益証 券	キャッシュ・マネ ジメント・マザー ファンド	30,882,058	1.0154	31,357,641	1.0154	31,357,641	0.48

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2021年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.60
親投資信託受益証券	0.48
合計	98.08

S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

イ 主要投資銘柄

2021年9月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	ノムラF O F s 用・日本株I Pス トラテジー・ベ ータヘッジ戦略フ ァンド(適格機関 投資家専用)	31,016,842,113	1.0228	31,724,243,225	1.0199	31,634,077,271	49.23
日本	投資信託 受益証券	S M D A M / F O F s 用日本グロ ース株M N (適 格機関投資家 限定)	15,091,512,125	1.0853	16,379,490,364	1.0711	16,164,518,637	25.16
日本	投資信託 受益証券	S O M P O / F O F s 用日本株M N (適格機関 投資家限定)	16,972,674,751	0.8616	14,623,777,811	0.8756	14,861,274,011	23.13
日本	親投資信 託受益証 券	キャッシュ・マ ネジメント・マ ザー ファンド	311,216,889	1.0154	316,009,629	1.0154	316,009,629	0.49

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2021年9月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.52
親投資信託受益証券	0.49
合計	98.01

【投資不動産物件】

S M B C ファンドラップ・日本バリュー株

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・日本グロース株

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・日本中小型株

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・米国株

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・欧州株

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・新興国株

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・日本債

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・米国債

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・欧州債

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・新興国債

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・J - R E I T

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・G - R E I T

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・コモディティ

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

S M B C ファンドラップ・日本バリュー株

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・日本グロース株

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・日本中小型株

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・米国株

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・欧州株

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・新興国株

2021年9月30日現在

種類	資産の名称	買建 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ド ル	買建	726,862.30	80,913,601	81,348,751	0.48

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

S M B C ファンドラップ・日本債

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・米国債

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・欧州債

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・新興国債

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・J - R E I T

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・G - R E I T

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・コモディティ

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

S M B C ファンドラップ・日本バリュー株

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期 (2012年 9月25日)	2,962,571,855	2,962,571,855	5,307	5,307
第7期 (2013年 9月25日)	2,583,498,904	2,583,498,904	8,622	8,622
第8期 (2014年 9月25日)	11,327,483,080	11,327,483,080	9,735	9,735

第9期	(2015年 9月25日)	35,140,778,012	35,140,778,012	10,365	10,365
第10期	(2016年 9月26日)	48,036,576,284	48,036,576,284	9,493	9,493
第11期	(2017年 9月25日)	69,552,289,574	69,552,289,574	12,474	12,474
第12期	(2018年 9月25日)	82,948,812,901	82,948,812,901	13,891	13,891
第13期	(2019年 9月25日)	77,236,774,387	77,236,774,387	12,713	12,713
第14期	(2020年 9月25日)	68,657,462,435	68,657,462,435	12,770	12,770
第15期	(2021年 9月27日)	76,702,055,683	76,702,055,683	18,418	18,418
	2020年 9月末日	70,533,102,539	-	13,116	-
	10月末日	68,610,083,680	-	12,832	-
	11月末日	74,566,561,059	-	14,215	-
	12月末日	68,746,282,865	-	14,606	-
	2021年 1月末日	69,304,244,041	-	14,931	-
	2月末日	71,982,093,729	-	15,698	-
	3月末日	75,645,976,454	-	16,536	-
	4月末日	61,626,724,209	-	16,286	-
	5月末日	63,649,283,174	-	16,615	-
	6月末日	65,215,007,106	-	16,770	-
	7月末日	66,197,327,295	-	16,609	-
	8月末日	69,264,122,917	-	16,879	-
	9月末日	75,678,079,123	-	18,062	-

S M B C ファンドラップ・日本グロース株

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)		
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第6期	(2012年 9月25日)	1,610,071,839	1,610,071,839	4,071	4,071
第7期	(2013年 9月25日)	1,305,120,525	1,305,120,525	6,527	6,527
第8期	(2014年 9月25日)	4,594,093,589	4,594,093,589	7,042	7,042
第9期	(2015年 9月25日)	10,503,410,869	10,503,410,869	7,963	7,963
第10期	(2016年 9月26日)	21,701,497,670	21,701,497,670	7,494	7,494
第11期	(2017年 9月25日)	28,166,948,912	28,166,948,912	8,990	8,990
第12期	(2018年 9月25日)	37,794,702,134	37,794,702,134	9,810	9,810
第13期	(2019年 9月25日)	37,070,616,226	37,070,616,226	8,666	8,666
第14期	(2020年 9月25日)	44,503,788,121	44,503,788,121	10,120	10,120
第15期	(2021年 9月27日)	60,270,748,439	60,270,748,439	12,898	12,898
	2020年 9月末日	45,920,983,910	-	10,441	-
	10月末日	45,403,789,275	-	10,383	-
	11月末日	49,987,467,749	-	11,653	-
	12月末日	43,571,288,675	-	11,814	-
	2021年 1月末日	43,403,897,969	-	11,933	-
	2月末日	43,159,874,880	-	12,011	-
	3月末日	43,211,358,444	-	12,051	-
	4月末日	49,790,370,224	-	11,696	-
	5月末日	50,162,707,799	-	11,644	-

6月末日	51,504,039,568	-	11,786	-
7月末日	52,086,430,441	-	11,635	-
8月末日	55,373,853,063	-	12,021	-
9月末日	58,385,995,238	-	12,419	-

S M B C ファンドラップ・日本中小型株

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期 (2012年 9月25日)	401,818,825	401,818,825	4,713	4,713
第7期 (2013年 9月25日)	342,390,551	342,390,551	9,149	9,149
第8期 (2014年 9月25日)	2,021,578,538	2,021,578,538	9,853	9,853
第9期 (2015年 9月25日)	6,200,962,764	6,200,962,764	9,825	9,825
第10期 (2016年 9月26日)	8,447,956,221	8,447,956,221	11,768	11,768
第11期 (2017年 9月25日)	9,228,884,980	9,228,884,980	15,455	15,455
第12期 (2018年 9月25日)	11,343,818,113	11,343,818,113	17,301	17,301
第13期 (2019年 9月25日)	10,022,320,207	10,022,320,207	14,562	14,562
第14期 (2020年 9月25日)	8,855,220,482	8,855,220,482	16,894	16,894
第15期 (2021年 9月27日)	9,491,431,946	9,491,431,946	22,479	22,479
2020年 9月末日	9,235,964,797	-	17,619	-
10月末日	9,037,356,779	-	17,340	-
11月末日	9,447,934,423	-	18,481	-
12月末日	8,420,072,293	-	19,151	-
2021年 1月末日	8,400,535,150	-	19,378	-
2月末日	8,284,890,255	-	19,346	-
3月末日	8,807,129,015	-	20,620	-
4月末日	7,811,148,523	-	20,368	-
5月末日	7,832,833,308	-	20,172	-
6月末日	8,189,687,794	-	20,771	-
7月末日	8,446,150,657	-	20,902	-
8月末日	8,729,688,809	-	20,979	-
9月末日	9,352,605,253	-	22,014	-

S M B C ファンドラップ・米国株

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期 (2012年 9月25日)	1,579,094,674	1,579,094,674	7,299	7,299
第7期 (2013年 9月25日)	1,322,060,523	1,322,060,523	11,374	11,374
第8期 (2014年 9月25日)	5,536,929,662	5,536,929,662	14,561	14,561
第9期 (2015年 9月25日)	18,783,278,908	18,783,278,908	16,056	16,056
第10期 (2016年 9月26日)	29,112,124,064	29,112,124,064	14,937	14,937
第11期 (2017年 9月25日)	46,147,174,572	46,147,174,572	20,089	20,089

第12期	(2018年 9月25日)	66,872,426,590	66,872,426,590	24,177	24,177
第13期	(2019年 9月25日)	60,530,675,159	60,530,675,159	23,739	23,739
第14期	(2020年 9月25日)	57,404,194,977	57,404,194,977	25,487	25,487
第15期	(2021年 9月27日)	73,508,256,239	73,508,256,239	37,407	37,407
	2020年 9月末日	59,768,353,627	-	26,534	-
	10月末日	59,072,567,794	-	26,382	-
	11月末日	64,008,056,192	-	29,111	-
	12月末日	57,460,221,330	-	29,702	-
	2021年 1月末日	57,558,096,072	-	30,175	-
	2月末日	60,439,529,095	-	32,082	-
	3月末日	61,713,314,195	-	32,860	-
	4月末日	62,536,682,682	-	34,757	-
	5月末日	63,637,546,099	-	34,996	-
	6月末日	66,575,250,756	-	36,110	-
	7月末日	69,044,400,275	-	36,644	-
	8月末日	72,581,441,619	-	37,432	-
	9月末日	72,739,581,459	-	36,821	-

S M B C ファンドラップ・欧州株

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)		
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第6期	(2012年 9月25日)	1,488,298,635	1,488,298,635	6,269	6,269
第7期	(2013年 9月25日)	1,338,654,206	1,338,654,206	9,512	9,512
第8期	(2014年 9月25日)	5,148,554,978	5,148,554,978	10,584	10,584
第9期	(2015年 9月25日)	11,191,095,058	11,191,095,058	10,344	10,344
第10期	(2016年 9月26日)	14,609,772,633	14,609,772,633	9,453	9,453
第11期	(2017年 9月25日)	16,572,131,525	16,572,131,525	12,375	12,375
第12期	(2018年 9月25日)	20,187,178,776	20,187,178,776	12,319	12,319
第13期	(2019年 9月25日)	20,953,615,731	20,953,615,731	11,021	11,021
第14期	(2020年 9月25日)	19,583,757,873	19,583,757,873	11,299	11,299
第15期	(2021年 9月27日)	24,053,360,581	24,053,360,581	15,061	15,061
	2020年 9月末日	19,687,607,691	-	11,366	-
	10月末日	18,423,851,566	-	10,698	-
	11月末日	20,718,402,782	-	12,248	-
	12月末日	20,058,598,923	-	12,717	-
	2021年 1月末日	19,910,229,636	-	12,802	-
	2月末日	20,618,021,989	-	13,423	-
	3月末日	21,078,058,230	-	13,766	-
	4月末日	21,063,678,291	-	14,433	-
	5月末日	21,995,121,215	-	14,908	-
	6月末日	22,334,501,078	-	14,923	-
	7月末日	22,665,178,355	-	14,811	-
	8月末日	23,840,706,863	-	15,131	-

9月末日	23,489,355,133	-	14,629	-
------	----------------	---	--------	---

S M B C ファンドラップ・新興国株

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期 (2012年 9月25日)	647,666,801	647,666,801	6,509	6,509
第7期 (2013年 9月25日)	482,001,724	482,001,724	8,642	8,642
第8期 (2014年 9月25日)	2,082,438,461	2,082,438,461	9,574	9,574
第9期 (2015年 9月25日)	4,801,669,543	4,801,669,543	8,307	8,307
第10期 (2016年 9月26日)	8,928,828,323	8,928,828,323	8,320	8,320
第11期 (2017年 9月25日)	12,929,777,761	12,929,777,761	11,444	11,444
第12期 (2018年 9月25日)	11,294,885,298	11,294,885,298	11,076	11,076
第13期 (2019年 9月25日)	15,511,995,138	15,511,995,138	10,976	10,976
第14期 (2020年 9月25日)	16,281,184,585	16,281,184,585	11,754	11,754
第15期 (2021年 9月27日)	16,687,611,637	16,687,611,637	14,941	14,941
2020年 9月末日	16,340,664,545	-	11,806	-
10月末日	16,968,429,835	-	12,332	-
11月末日	18,226,902,583	-	13,471	-
12月末日	15,648,671,144	-	13,735	-
2021年 1月末日	16,952,744,587	-	15,110	-
2月末日	17,503,967,617	-	15,794	-
3月末日	17,177,329,924	-	15,550	-
4月末日	16,161,952,292	-	15,792	-
5月末日	16,384,021,010	-	15,833	-
6月末日	16,900,700,715	-	16,124	-
7月末日	15,929,301,932	-	14,879	-
8月末日	16,490,625,097	-	14,975	-
9月末日	16,829,676,143	-	14,988	-

S M B C ファンドラップ・日本債

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期 (2012年 9月25日)	3,933,325,075	3,933,325,075	10,585	10,585
第7期 (2013年 9月25日)	2,427,165,342	2,427,165,342	10,735	10,735
第8期 (2014年 9月25日)	12,499,722,370	12,499,722,370	10,924	10,924
第9期 (2015年 9月25日)	43,082,082,091	43,082,082,091	11,168	11,168
第10期 (2016年 9月26日)	99,955,781,944	99,955,781,944	11,724	11,724
第11期 (2017年 9月25日)	149,029,870,225	149,029,870,225	11,592	11,592
第12期 (2018年 9月25日)	200,050,105,773	200,050,105,773	11,491	11,491
第13期 (2019年 9月25日)	202,210,076,722	202,210,076,722	11,885	11,885

第14期 (2020年 9月25日)	175,929,370,136	175,929,370,136	11,645	11,645
第15期 (2021年 9月27日)	196,003,237,568	196,003,237,568	11,651	11,651
2020年 9月末日	175,713,497,419	-	11,636	-
10月末日	174,639,729,825	-	11,635	-
11月末日	171,541,183,348	-	11,634	-
12月末日	176,776,333,687	-	11,641	-
2021年 1月末日	173,830,722,411	-	11,623	-
2月末日	169,926,779,604	-	11,534	-
3月末日	170,012,938,595	-	11,610	-
4月末日	184,624,051,888	-	11,620	-
5月末日	185,791,519,140	-	11,625	-
6月末日	187,471,628,159	-	11,641	-
7月末日	191,237,930,286	-	11,692	-
8月末日	194,535,306,945	-	11,686	-
9月末日	196,834,140,475	-	11,641	-

S M B C ファンドラップ・米国債

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期 (2012年 9月25日)	1,146,146,106	1,146,146,106	7,826	7,826
第7期 (2013年 9月25日)	896,671,537	896,671,537	9,600	9,600
第8期 (2014年 9月25日)	3,555,595,067	3,555,595,067	10,831	10,831
第9期 (2015年 9月25日)	11,328,623,470	11,328,623,470	12,201	12,201
第10期 (2016年 9月26日)	14,992,056,063	14,992,056,063	10,750	10,750
第11期 (2017年 9月25日)	16,954,272,393	16,954,272,393	11,863	11,863
第12期 (2018年 9月25日)	23,317,258,291	23,317,258,291	11,645	11,645
第13期 (2019年 9月25日)	29,163,149,985	29,163,149,985	12,202	12,202
第14期 (2020年 9月25日)	31,042,403,402	31,042,403,402	12,797	12,797
第15期 (2021年 9月27日)	32,070,959,422	32,070,959,422	13,295	13,295
2020年 9月末日	30,961,895,813	-	12,772	-
10月末日	30,515,708,726	-	12,647	-
11月末日	30,123,336,618	-	12,661	-
12月末日	31,647,301,881	-	12,652	-
2021年 1月末日	31,291,316,503	-	12,665	-
2月末日	30,849,182,300	-	12,648	-
3月末日	31,347,423,472	-	12,916	-
4月末日	28,449,650,766	-	12,916	-
5月末日	29,073,413,579	-	13,055	-
6月末日	29,859,476,275	-	13,213	-
7月末日	30,594,176,300	-	13,248	-
8月末日	31,506,516,708	-	13,243	-
9月末日	32,411,526,496	-	13,356	-

S M B C ファンドラップ・欧州債

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期 (2012年 9月25日)	1,314,032,713	1,314,032,713	8,323	8,323
第7期 (2013年 9月25日)	800,500,762	800,500,762	10,981	10,981
第8期 (2014年 9月25日)	2,914,226,155	2,914,226,155	12,564	12,564
第9期 (2015年 9月25日)	9,591,004,860	9,591,004,860	12,663	12,663
第10期 (2016年 9月26日)	11,873,617,920	11,873,617,920	11,077	11,077
第11期 (2017年 9月25日)	14,341,063,141	14,341,063,141	12,686	12,686
第12期 (2018年 9月25日)	17,257,228,687	17,257,228,687	12,494	12,494
第13期 (2019年 9月25日)	13,807,553,934	13,807,553,934	12,207	12,207
第14期 (2020年 9月25日)	9,418,894,427	9,418,894,427	12,726	12,726
第15期 (2021年 9月27日)	8,846,975,086	8,846,975,086	13,409	13,409
2020年 9月末日	9,428,411,445	-	12,746	-
10月末日	9,420,649,005	-	12,796	-
11月末日	9,466,737,325	-	13,054	-
12月末日	9,448,169,470	-	13,346	-
2021年 1月末日	9,277,984,625	-	13,268	-
2月末日	9,214,461,831	-	13,348	-
3月末日	9,182,005,675	-	13,365	-
4月末日	8,203,955,486	-	13,533	-
5月末日	8,407,563,126	-	13,732	-
6月末日	8,404,514,633	-	13,545	-
7月末日	8,600,256,251	-	13,580	-
8月末日	8,798,155,177	-	13,512	-
9月末日	8,876,500,542	-	13,377	-

S M B C ファンドラップ・新興国債

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期 (2012年 9月25日)	372,399,559	372,399,559	10,416	10,416
第7期 (2013年 9月25日)	324,613,307	324,613,307	12,710	12,710
第8期 (2014年 9月25日)	1,526,851,093	1,526,851,093	15,223	15,223
第9期 (2015年 9月25日)	4,610,302,489	4,610,302,489	16,624	16,624
第10期 (2016年 9月26日)	6,653,172,613	6,653,172,613	16,181	16,181
第11期 (2017年 9月25日)	8,504,302,985	8,504,302,985	18,609	18,609
第12期 (2018年 9月25日)	11,067,265,032	11,067,265,032	17,742	17,742
第13期 (2019年 9月25日)	13,671,206,387	13,671,206,387	18,987	18,987
第14期 (2020年 9月25日)	12,842,388,225	12,842,388,225	18,862	18,862
第15期 (2021年 9月27日)	12,450,686,410	12,450,686,410	20,855	20,855

2020年 9月末日	12,801,273,984	-	18,813	-
10月末日	12,630,576,035	-	18,659	-
11月末日	12,915,638,627	-	19,391	-
12月末日	13,001,965,074	-	19,693	-
2021年 1月末日	12,742,473,820	-	19,571	-
2月末日	12,591,219,453	-	19,582	-
3月末日	12,675,387,277	-	19,788	-
4月末日	10,895,304,701	-	20,010	-
5月末日	11,251,471,548	-	20,420	-
6月末日	11,564,136,671	-	20,696	-
7月末日	11,744,800,756	-	20,566	-
8月末日	12,234,417,705	-	20,793	-
9月末日	12,468,262,317	-	20,763	-

S M B C ファンドラップ・J - R E I T

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期 (2012年 9月25日)	187,593,187	187,593,187	6,276	6,276
第7期 (2013年 9月25日)	265,629,415	265,629,415	9,520	9,520
第8期 (2014年 9月25日)	1,249,010,274	1,249,010,274	10,794	10,794
第9期 (2015年 9月25日)	3,419,155,579	3,419,155,579	11,259	11,259
第10期 (2016年 9月26日)	5,269,468,018	5,269,468,018	12,714	12,714
第11期 (2017年 9月25日)	6,384,991,510	6,384,991,510	12,114	12,114
第12期 (2018年 9月25日)	9,496,213,914	9,496,213,914	13,288	13,288
第13期 (2019年 9月25日)	8,829,648,851	8,829,648,851	16,875	16,875
第14期 (2020年 9月25日)	8,690,724,271	8,690,724,271	14,345	14,345
第15期 (2021年 9月27日)	10,085,259,409	10,085,259,409	17,630	17,630
2020年 9月末日	8,865,996,722	-	14,635	-
10月末日	8,327,046,341	-	13,823	-
11月末日	8,355,715,031	-	14,137	-
12月末日	9,147,120,228	-	14,830	-
2021年 1月末日	9,360,124,715	-	15,394	-
2月末日	9,988,386,854	-	16,644	-
3月末日	10,048,062,665	-	16,803	-
4月末日	9,053,789,597	-	17,268	-
5月末日	9,216,258,466	-	17,387	-
6月末日	9,750,876,715	-	18,159	-
7月末日	9,997,575,799	-	18,201	-
8月末日	10,340,773,323	-	18,331	-
9月末日	10,190,638,167	-	17,710	-

S M B C ファンドラップ・G - R E I T

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期 (2012年 9月25日)	416,180,819	416,180,819	5,770	5,770
第7期 (2013年 9月25日)	394,012,893	394,012,893	7,513	7,513
第8期 (2014年 9月25日)	1,993,629,058	1,993,629,058	9,176	9,176
第9期 (2015年 9月25日)	3,561,254,596	3,561,254,596	10,417	10,417
第10期 (2016年 9月26日)	5,314,132,735	5,314,132,735	10,058	10,058
第11期 (2017年 9月25日)	7,311,686,131	7,311,686,131	10,785	10,785
第12期 (2018年 9月25日)	10,592,762,672	10,592,762,672	11,241	11,241
第13期 (2019年 9月25日)	13,891,298,443	13,891,298,443	12,554	12,554
第14期 (2020年 9月25日)	14,878,699,609	14,878,699,609	10,260	10,260
第15期 (2021年 9月27日)	21,358,103,897	21,358,103,897	15,115	15,115
2020年 9月末日	15,448,451,033	-	10,660	-
10月末日	14,584,602,514	-	10,120	-
11月末日	16,214,044,387	-	11,433	-
12月末日	16,349,989,273	-	11,443	-
2021年 1月末日	16,131,515,976	-	11,448	-
2月末日	17,022,344,164	-	12,234	-
3月末日	17,823,572,149	-	12,862	-
4月末日	17,533,638,838	-	13,556	-
5月末日	18,065,803,909	-	13,816	-
6月末日	19,262,096,413	-	14,532	-
7月末日	20,360,685,656	-	15,035	-
8月末日	21,051,270,771	-	15,101	-
9月末日	21,005,845,334	-	14,783	-

S M B C ファンドラップ・コモディティ

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期 (2012年 9月25日)	183,515,022	183,515,022	5,601	5,601
第7期 (2013年 9月25日)	127,167,548	127,167,548	6,043	6,043
第8期 (2014年 9月25日)	501,347,505	501,347,505	6,063	6,063
第9期 (2015年 9月25日)	1,604,534,435	1,604,534,435	5,011	5,011
第10期 (2016年 9月26日)	2,559,053,384	2,559,053,384	4,091	4,091
第11期 (2017年 9月25日)	3,302,898,549	3,302,898,549	4,438	4,438
第12期 (2018年 9月25日)	4,503,159,694	4,503,159,694	4,355	4,355
第13期 (2019年 9月25日)	4,300,406,764	4,300,406,764	3,969	3,969
第14期 (2020年 9月25日)	5,112,118,416	5,112,118,416	3,628	3,628
第15期 (2021年 9月27日)	6,266,030,976	6,266,030,976	5,133	5,133
2020年 9月末日	5,121,622,556	-	3,638	-
10月末日	5,070,833,009	-	3,620	-
11月末日	5,190,849,817	-	3,764	-

12月末日	4,961,695,134	-	3,850	-
2021年 1月末日	5,106,724,926	-	4,021	-
2月末日	5,530,970,038	-	4,411	-
3月末日	5,492,271,056	-	4,402	-
4月末日	5,241,155,572	-	4,655	-
5月末日	5,509,354,511	-	4,846	-
6月末日	5,640,131,629	-	4,900	-
7月末日	5,877,652,768	-	5,007	-
8月末日	6,051,190,388	-	5,019	-
9月末日	6,494,193,933	-	5,291	-

S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期 (2012年 9月25日)	789,356,984	789,356,984	9,583	9,583
第7期 (2013年 9月25日)	719,411,408	719,411,408	10,016	10,016
第8期 (2014年 9月25日)	3,084,635,412	3,084,635,412	10,278	10,278
第9期 (2015年 9月25日)	10,427,229,573	10,427,229,573	10,395	10,395
第10期 (2016年 9月26日)	27,708,925,513	27,708,925,513	9,984	9,984
第11期 (2017年 9月25日)	41,700,590,918	41,700,590,918	10,243	10,243
第12期 (2018年 9月25日)	54,609,795,360	54,609,795,360	10,325	10,325
第13期 (2019年 9月25日)	54,414,627,484	54,414,627,484	10,134	10,134
第14期 (2020年 9月25日)	59,164,644,106	59,164,644,106	9,876	9,876
第15期 (2021年 9月27日)	64,003,582,158	64,003,582,158	9,940	9,940
2020年 9月末日	59,150,819,034	-	9,884	-
10月末日	58,864,096,746	-	9,896	-
11月末日	57,607,486,426	-	9,876	-
12月末日	59,867,984,267	-	9,799	-
2021年 1月末日	59,677,217,266	-	9,921	-
2月末日	57,899,220,234	-	9,756	-
3月末日	57,968,786,613	-	9,845	-
4月末日	60,419,884,797	-	9,887	-
5月末日	60,734,931,097	-	9,889	-
6月末日	61,833,981,267	-	10,013	-
7月末日	62,317,143,701	-	9,936	-
8月末日	63,688,202,528	-	9,987	-
9月末日	64,251,733,250	-	9,929	-

【分配の推移】

S M B C ファンドラップ・日本バリュー株

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第6期	2011年 9月27日～2012年 9月25日	0
第7期	2012年 9月26日～2013年 9月25日	0
第8期	2013年 9月26日～2014年 9月25日	0
第9期	2014年 9月26日～2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0

S M B C ファンドラップ・日本グロース株

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第6期	2011年 9月27日～2012年 9月25日	0
第7期	2012年 9月26日～2013年 9月25日	0
第8期	2013年 9月26日～2014年 9月25日	0
第9期	2014年 9月26日～2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0

S M B C ファンドラップ・日本中小型株

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第6期	2011年 9月27日～2012年 9月25日	0
第7期	2012年 9月26日～2013年 9月25日	0
第8期	2013年 9月26日～2014年 9月25日	0
第9期	2014年 9月26日～2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0

S M B C ファンドラップ・米国株

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第6期	2011年 9月27日～2012年 9月25日	0

第7期	2012年 9月26日 ~ 2013年 9月25日	0
第8期	2013年 9月26日 ~ 2014年 9月25日	0
第9期	2014年 9月26日 ~ 2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日 ~ 2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日 ~ 2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日 ~ 2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日 ~ 2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日 ~ 2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日 ~ 2021年 9月27日	0

S M B C ファンドラップ・欧州株

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第6期	2011年 9月27日 ~ 2012年 9月25日	0
第7期	2012年 9月26日 ~ 2013年 9月25日	0
第8期	2013年 9月26日 ~ 2014年 9月25日	0
第9期	2014年 9月26日 ~ 2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日 ~ 2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日 ~ 2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日 ~ 2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日 ~ 2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日 ~ 2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日 ~ 2021年 9月27日	0

S M B C ファンドラップ・新興国株

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第6期	2011年 9月27日 ~ 2012年 9月25日	0
第7期	2012年 9月26日 ~ 2013年 9月25日	0
第8期	2013年 9月26日 ~ 2014年 9月25日	0
第9期	2014年 9月26日 ~ 2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日 ~ 2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日 ~ 2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日 ~ 2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日 ~ 2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日 ~ 2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日 ~ 2021年 9月27日	0

S M B C ファンドラップ・日本債

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第6期	2011年 9月27日 ~ 2012年 9月25日	0
第7期	2012年 9月26日 ~ 2013年 9月25日	0
第8期	2013年 9月26日 ~ 2014年 9月25日	0

第9期	2014年 9月26日 ~ 2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日 ~ 2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日 ~ 2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日 ~ 2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日 ~ 2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日 ~ 2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日 ~ 2021年 9月27日	0

S M B C ファンドラップ・米国債

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第6期	2011年 9月27日 ~ 2012年 9月25日	0
第7期	2012年 9月26日 ~ 2013年 9月25日	0
第8期	2013年 9月26日 ~ 2014年 9月25日	0
第9期	2014年 9月26日 ~ 2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日 ~ 2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日 ~ 2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日 ~ 2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日 ~ 2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日 ~ 2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日 ~ 2021年 9月27日	0

S M B C ファンドラップ・欧州債

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第6期	2011年 9月27日 ~ 2012年 9月25日	0
第7期	2012年 9月26日 ~ 2013年 9月25日	0
第8期	2013年 9月26日 ~ 2014年 9月25日	0
第9期	2014年 9月26日 ~ 2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日 ~ 2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日 ~ 2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日 ~ 2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日 ~ 2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日 ~ 2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日 ~ 2021年 9月27日	0

S M B C ファンドラップ・新興国債

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第6期	2011年 9月27日 ~ 2012年 9月25日	0
第7期	2012年 9月26日 ~ 2013年 9月25日	0
第8期	2013年 9月26日 ~ 2014年 9月25日	0
第9期	2014年 9月26日 ~ 2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日 ~ 2016年 9月26日	0

第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0

S M B C ファンドラップ・J - R E I T

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第6期	2011年 9月27日～2012年 9月25日	0
第7期	2012年 9月26日～2013年 9月25日	0
第8期	2013年 9月26日～2014年 9月25日	0
第9期	2014年 9月26日～2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0

S M B C ファンドラップ・G - R E I T

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第6期	2011年 9月27日～2012年 9月25日	0
第7期	2012年 9月26日～2013年 9月25日	0
第8期	2013年 9月26日～2014年 9月25日	0
第9期	2014年 9月26日～2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0

S M B C ファンドラップ・コモディティ

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第6期	2011年 9月27日～2012年 9月25日	0
第7期	2012年 9月26日～2013年 9月25日	0
第8期	2013年 9月26日～2014年 9月25日	0
第9期	2014年 9月26日～2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0

第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0

S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第6期	2011年 9月27日～2012年 9月25日	0
第7期	2012年 9月26日～2013年 9月25日	0
第8期	2013年 9月26日～2014年 9月25日	0
第9期	2014年 9月26日～2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0

【収益率の推移】

S M B C ファンドラップ・日本バリュー株

	収益率(%)
第6期	8.2
第7期	62.5
第8期	12.9
第9期	6.5
第10期	8.4
第11期	31.4
第12期	11.4
第13期	8.5
第14期	0.4
第15期	44.2

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・日本グロース株

	収益率(%)
第6期	2.4
第7期	60.3
第8期	7.9
第9期	13.1
第10期	5.9

第11期	20.0
第12期	9.1
第13期	11.7
第14期	16.8
第15期	27.5

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・日本中小型株

	収益率(%)
第6期	5.4
第7期	94.1
第8期	7.7
第9期	0.3
第10期	19.8
第11期	31.3
第12期	11.9
第13期	15.8
第14期	16.0
第15期	33.1

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・米国株

	収益率(%)
第6期	30.9
第7期	55.8
第8期	28.0
第9期	10.3
第10期	7.0
第11期	34.5
第12期	20.3
第13期	1.8
第14期	7.4
第15期	46.8

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・欧州株

	収益率(%)
第6期	23.7
第7期	51.7

第8期	11.3
第9期	2.3
第10期	8.6
第11期	30.9
第12期	0.5
第13期	10.5
第14期	2.5
第15期	33.3

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・新興国株

	収益率(%)
第6期	5.4
第7期	32.8
第8期	10.8
第9期	13.2
第10期	0.2
第11期	37.5
第12期	3.2
第13期	0.9
第14期	7.1
第15期	27.1

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・日本債

	収益率(%)
第6期	1.4
第7期	1.4
第8期	1.8
第9期	2.2
第10期	5.0
第11期	1.1
第12期	0.9
第13期	3.4
第14期	2.0
第15期	0.1

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・米国債

	収益率(%)
第6期	6.0
第7期	22.7
第8期	12.8
第9期	12.6
第10期	11.9
第11期	10.4
第12期	1.8
第13期	4.8
第14期	4.9
第15期	3.9

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・欧州債

	収益率(%)
第6期	7.5
第7期	31.9
第8期	14.4
第9期	0.8
第10期	12.5
第11期	14.5
第12期	1.5
第13期	2.3
第14期	4.3
第15期	5.4

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・新興国債

	収益率(%)
第6期	18.8
第7期	22.0
第8期	19.8
第9期	9.2
第10期	2.7
第11期	15.0
第12期	4.7
第13期	7.0
第14期	0.7
第15期	10.6

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B Cファンドラップ・J - R E I T

	収益率（％）
第6期	13.8
第7期	51.7
第8期	13.4
第9期	4.3
第10期	12.9
第11期	4.7
第12期	9.7
第13期	27.0
第14期	15.0
第15期	22.9

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B Cファンドラップ・G - R E I T

	収益率（％）
第6期	32.7
第7期	30.2
第8期	22.1
第9期	13.5
第10期	3.4
第11期	7.2
第12期	4.2
第13期	11.7
第14期	18.3
第15期	47.3

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B Cファンドラップ・コモディティ

	収益率（％）
第6期	3.0
第7期	7.9
第8期	0.3
第9期	17.4
第10期	18.4
第11期	8.5
第12期	1.9
第13期	8.9
第14期	8.6

第15期	41.5
------	------

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

	収益率(%)
第6期	0.3
第7期	4.5
第8期	2.6
第9期	1.1
第10期	4.0
第11期	2.6
第12期	0.8
第13期	1.8
第14期	2.5
第15期	0.6

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

S M B C ファンドラップ・日本バリュー株

	設定口数(口)	解約口数(口)
第6期	2,160,367,297	3,335,854,771
第7期	853,829,286	3,439,495,669
第8期	10,053,724,381	1,413,836,894
第9期	27,654,661,355	5,388,389,943
第10期	24,820,561,609	8,122,413,735
第11期	22,067,375,761	16,910,315,197
第12期	23,465,753,940	19,508,711,616
第13期	9,046,015,636	8,008,054,618
第14期	6,945,135,428	13,931,568,577
第15期	10,542,613,803	22,664,536,774

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・日本グロース株

	設定口数(口)	解約口数(口)
第6期	1,451,949,596	2,214,254,648
第7期	582,706,649	2,537,722,187
第8期	5,960,494,053	1,436,144,132
第9期	11,829,659,270	5,162,624,523

第10期	18,854,476,313	3,086,362,580
第11期	12,551,439,628	10,179,999,803
第12期	14,018,184,667	6,822,883,958
第13期	8,823,573,556	4,574,554,035
第14期	13,281,697,406	12,082,529,928
第15期	16,917,682,170	14,164,433,234

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・日本中小型株

	設定口数(口)	解約口数(口)
第6期	362,819,100	455,869,925
第7期	115,951,264	594,216,195
第8期	1,876,820,898	199,392,711
第9期	5,153,245,689	893,558,566
第10期	4,209,996,351	3,342,293,888
第11期	2,794,504,021	4,002,229,232
第12期	2,747,359,780	2,162,084,376
第13期	1,406,205,999	1,080,348,392
第14期	858,937,669	2,499,730,968
第15期	1,034,690,436	2,053,983,948

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・米国株

	設定口数(口)	解約口数(口)
第6期	937,114,880	1,932,546,789
第7期	289,893,562	1,290,986,466
第8期	3,376,312,918	736,094,583
第9期	9,627,474,849	1,731,611,617
第10期	10,271,965,052	2,480,533,134
第11期	9,295,643,901	5,813,700,221
第12期	9,940,497,440	5,252,349,469
第13期	3,619,252,156	5,781,226,666
第14期	4,245,204,478	7,220,611,070
第15期	4,543,506,489	7,415,215,117

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・欧州株

	設定口数(口)	解約口数(口)
第6期	1,125,914,546	1,811,032,774
第7期	565,113,556	1,531,649,047
第8期	4,266,583,728	809,633,519
第9期	10,144,295,452	4,189,344,571

第10期	8,334,951,011	3,699,027,697
第11期	5,998,726,005	8,061,988,500
第12期	5,891,431,500	2,896,340,931
第13期	4,623,331,838	1,997,927,892
第14期	3,740,708,658	5,420,846,266
第15期	3,722,347,876	5,083,533,809

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・新興国株

	設定口数(口)	解約口数(口)
第6期	565,265,196	651,673,284
第7期	151,653,388	588,905,455
第8期	1,875,504,990	258,083,667
第9期	4,717,031,919	1,111,926,571
第10期	6,337,337,896	1,386,141,829
第11期	4,889,018,517	4,321,722,834
第12期	4,711,378,951	5,812,104,073
第13期	5,302,326,111	1,367,240,178
第14期	3,415,625,338	3,696,763,808
第15期	2,609,800,393	5,293,015,321

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・日本債

	設定口数(口)	解約口数(口)
第6期	2,153,400,728	2,755,990,457
第7期	1,153,071,537	2,608,024,866
第8期	10,393,646,857	1,212,712,988
第9期	32,148,449,089	5,014,576,827
第10期	58,070,879,899	11,386,937,383
第11期	68,102,838,215	24,801,398,504
第12期	69,664,771,041	24,128,405,649
第13期	23,859,983,267	27,818,584,273
第14期	26,479,413,570	45,535,641,172
第15期	51,018,896,651	33,875,571,005

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・米国債

	設定口数(口)	解約口数(口)
第6期	805,087,600	1,026,169,237
第7期	305,493,136	835,897,478
第8期	2,983,993,163	635,322,839
第9期	7,531,764,914	1,529,487,777

第10期	8,030,873,913	3,369,580,985
第11期	6,463,211,471	6,117,737,725
第12期	8,406,059,475	2,674,351,594
第13期	6,506,757,893	2,629,432,710
第14期	4,420,446,060	4,064,158,126
第15期	7,518,143,168	7,652,802,736

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・欧州債

	設定口数(口)	解約口数(口)
第6期	655,935,046	1,284,870,172
第7期	175,159,339	1,024,928,462
第8期	2,126,137,585	535,695,574
第9期	6,255,700,992	1,001,189,104
第10期	6,159,701,744	3,014,546,927
第11期	5,020,313,353	4,435,021,912
第12期	5,147,656,502	2,639,517,782
第13期	2,495,631,602	4,996,750,017
第14期	1,418,773,301	5,328,677,962
第15期	1,637,500,290	2,441,422,462

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・新興国債

	設定口数(口)	解約口数(口)
第6期	201,989,501	210,968,276
第7期	114,003,137	216,117,849
第8期	877,336,740	129,738,884
第9期	2,216,009,337	445,651,148
第10期	1,991,992,112	653,620,687
第11期	1,792,277,094	1,333,922,647
第12期	2,551,024,081	883,227,354
第13期	1,897,477,489	935,016,281
第14期	1,167,512,280	1,559,118,668
第15期	1,606,288,673	2,444,971,818

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・J - R E I T

	設定口数(口)	解約口数(口)
第6期	115,873,969	176,625,218
第7期	187,255,398	207,152,340
第8期	1,021,722,943	143,603,764
第9期	2,434,878,534	555,253,500

第10期	2,229,042,823	1,121,177,594
第11期	2,332,084,681	1,205,899,052
第12期	2,821,106,605	945,522,826
第13期	1,297,820,190	3,211,896,121
第14期	2,004,324,047	1,178,238,024
第15期	1,711,647,550	2,049,481,755

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・G - R E I T

	設定口数(口)	解約口数(口)
第6期	289,152,143	532,707,203
第7期	277,157,479	474,034,343
第8期	2,002,729,647	354,509,243
第9期	3,544,858,731	2,298,678,836
第10期	2,817,555,866	952,877,270
第11期	3,069,326,999	1,573,367,873
第12期	3,888,669,255	1,244,864,008
第13期	3,238,772,117	1,596,884,423
第14期	6,130,540,634	2,694,297,859
第15期	3,721,230,083	4,092,139,656

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・コモディティ

	設定口数(口)	解約口数(口)
第6期	162,520,466	177,280,816
第7期	78,929,707	196,136,328
第8期	729,336,509	112,844,647
第9期	2,772,394,864	397,210,733
第10期	3,789,624,413	736,012,193
第11期	3,016,399,788	1,830,200,530
第12期	4,247,996,753	1,348,814,885
第13期	1,616,481,976	1,122,130,202
第14期	5,208,159,748	1,954,078,859
第15期	2,656,756,158	4,537,814,452

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

	設定口数(口)	解約口数(口)
第6期	435,402,073	623,223,508
第7期	446,069,780	551,520,164
第8期	2,607,950,952	324,960,239
第9期	8,310,306,138	1,280,535,123

第10期	20,886,799,408	3,163,434,651
第11期	21,077,497,557	8,119,522,073
第12期	20,258,985,094	8,082,013,714
第13期	8,404,576,891	7,600,551,949
第14期	17,138,835,687	10,923,887,735
第15期	18,114,732,699	13,631,537,951

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

(1) 投資状況

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

2021年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
特殊債券	日本	1,791,295,821	39.22
社債券	日本	901,456,700	19.74
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,874,157,439	41.04
合計(純資産総額)		4,566,909,960	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2021年9月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	特殊 債券	3 1 政保地方 公共団	500,000,000	100.42	502,078,500	100.23	501,139,000	1.100	2021/12/14	10.97
日本	特殊 債券	1 5 政保中 部空港	456,000,000	100.57	458,590,992	100.42	457,901,976	0.900	2022/03/15	10.03
日本	特殊 債券	1 4 9 政保 道路機構	260,000,000	100.34	260,876,460	100.17	260,436,540	1.000	2021/11/30	5.70
日本	特殊 債券	1 5 2 政保 道路機構	155,000,000	100.46	155,706,180	100.27	155,415,865	1.100	2021/12/28	3.40
日本	特殊 債券	3 9 政保地方 公共団	115,000,000	100.82	115,937,250	100.72	115,825,240	0.801	2022/08/15	2.54
日本	社債 券	1 1 セブン アンドアイ	100,000,000	100.40	100,396,000	100.34	100,339,200	0.514	2022/06/20	2.20
日本	特殊 債券	3 3 政保地方 公共団	100,000,000	100.41	100,412,000	100.34	100,338,300	0.900	2022/02/15	2.20
日本	社債 券	9 ドンキ ホーテHD	100,000,000	100.44	100,440,700	100.32	100,318,300	0.800	2022/03/11	2.20
日本	社債 券	1 0 日本たば こ産業	100,000,000	100.35	100,347,000	100.26	100,259,500	0.358	2022/07/15	2.20
日本	社債 券	1 6 三菱ケミ カルホールデ イ	100,000,000	100.29	100,293,000	100.25	100,249,200	0.433	2022/06/03	2.20

日本	特殊 債券	1 1 国際協 力機構	100,000,000	100.45	100,454,600	100.25	100,248,000	1.140	2021/12/20	2.20
日本	社債 券	1 3 パナソ ニック	100,000,000	100.32	100,323,700	100.23	100,228,600	0.568	2022/03/18	2.19
日本	社債 券	5 イオンF S	100,000,000	100.12	100,121,000	100.05	100,050,300	0.230	2022/05/27	2.19
日本	社債 券	1 4 ZHD	100,000,000	100.00	100,000,100	100.01	100,010,800	0.200	2021/12/10	2.19
日本	社債 券	2 5 リコー リース	100,000,000	100.02	100,019,700	100.00	100,000,500	0.130	2022/02/23	2.19
日本	社債 券	4 3 三菱U F Jリース	100,000,000	100.00	100,000,700	100.00	100,000,300	0.060	2021/10/25	2.19
日本	特殊 債券	5 8 日本学 生支援	100,000,000	100.00	100,000,000	99.99	99,990,900	0.001	2022/02/18	2.19

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2021年9月30日現在

種類	投資比率(%)
特殊債券	39.22
社債券	19.74
合計	58.96

投資不動産物件

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

参考情報

2021年9月30日 現在

《基準価額・純資産の推移》（2010年12月30日～2021年9月30日）

— 純資産総額：右目盛
— 基準価額：左目盛

※基準価額は、1万円当たり、価額除算後です。

FW日本バリュー株



FW日本グロース株



FW日本中小型株



FW米国株



FW欧州株



FW新興国株



FW日本債



FW米国債



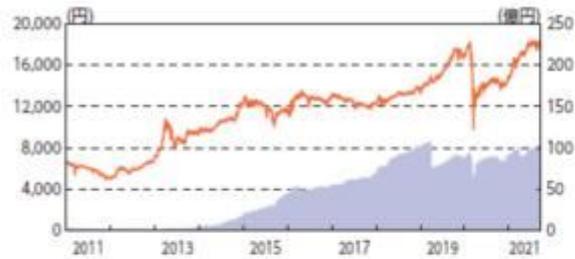
FW欧州債



FW新興国債



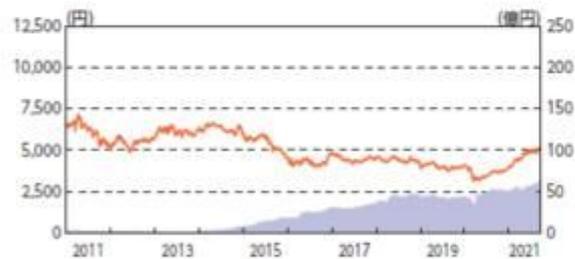
FWJ-REIT



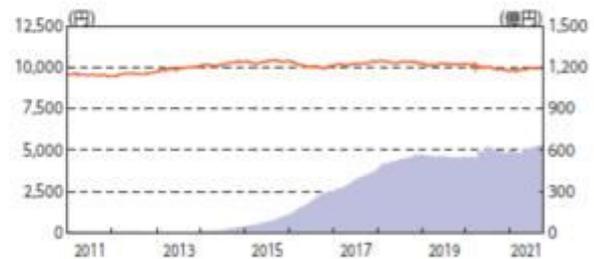
FWG-REIT



FWコモディティ



FWヘッジファンド



〈分配の推移〉

	FW日本バリュー株	FW日本グロース株	FW日本中小型株	FW米国株	FW欧州株	FW新興国株	FW日本債
2021年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2020年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2019年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2018年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2017年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
設定来累計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

	FW米国債	FW欧州債	FW新興国債	FWJ-REIT	FWG-REIT	FWコモディティ	FWヘッジファンド
2021年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2020年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2019年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2018年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2017年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
設定来累計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は1万円当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

(主要な資産の状況)

FW日本バリュー株

投資銘柄	比率(%)
SMDAM/ FOFs用日本バリュー株F (適格機関投資家限定)	97.94
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

FW日本中小型株

投資銘柄	比率(%)
日興アセット/ FOFs用日本中小型株F (適格機関投資家限定)	49.69
SBI/ FOFs用日本中小型株F (適格機関投資家限定)	47.85
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.29

FW欧州株

投資銘柄	比率(%)
シュローダー/ FOFs用欧州株F (適格機関投資家限定)	97.26
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.39

FW日本債

投資銘柄	比率(%)
三井住友/ FOFs用日本債F (適格機関投資家限定)	97.53
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.50

FW欧州債

投資銘柄	比率(%)
ドイチェ/ FOFs用欧州債F (適格機関投資家限定)	97.13
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.78

FWJ-REIT

投資銘柄	比率(%)
SMDAM/ FOFs用J-REIT (適格機関投資家限定)	97.61
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.01

FWコモディティ

投資銘柄	比率(%)
バインブリッジ/ FOFs用コモディティF (適格機関投資家限定)	97.60
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.48

FW日本グロース株

投資銘柄	比率(%)
ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・グロース (適格機関投資家専用)	74.88
ティー・ロウ・プライス/ FOFs用 日本株式ファンド (適格機関投資家専用)	22.64
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.29

FW米国株

投資銘柄	比率(%)
ティー・ロウ・プライス/ FOFs用米株フルチャップ株式ファンド (適格機関投資家専用)	59.39
ティー・ロウ・プライス/ FOFs用米株大型/バリュー株式ファンド (適格機関投資家専用)	38.25
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

FW新興国株

投資銘柄	比率(%)
Amundi Funds Emerging Markets Equity Focus	49.96
GIM/ FOFs用新興国株F (適格機関投資家限定)	47.27
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.37

FW米国債

投資銘柄	比率(%)
ブラックロック/ FOFs用米国債F (適格機関投資家限定)	97.45
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.43

FW新興国債

投資銘柄	比率(%)
FOFs用新興国債F (適格機関投資家限定)	97.46
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.45

FWG-REIT

投資銘柄	比率(%)
大和住債/ プリンシパル/ FOFs用外国リートF (適格機関投資家限定)	97.43
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.45

FWヘッジファンド

投資銘柄	比率(%)
ノムラFOFs用・日本株ストラテジー・ベータヘッジファンド (適格機関投資家専用)	49.23
SMDAM/ FOFs用日本グロース株MN (適格機関投資家限定)	25.16
SOMPO/ FOFs用日本株MN (適格機関投資家限定)	23.13
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.49

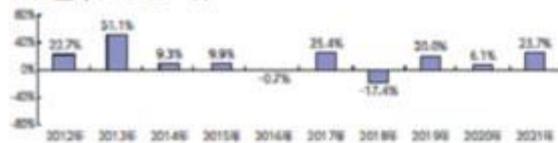
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	特殊債券	31 政保地方公共団	1.100	2021/12/14	10.97
日本	特殊債券	15 政保中部空港	0.900	2022/03/15	10.03
日本	特殊債券	149 政保道路機構	1.000	2021/11/30	5.70
日本	特殊債券	152 政保道路機構	1.100	2021/12/28	3.40
日本	特殊債券	39 政保地方公共団	0.801	2022/08/15	2.54
日本	社債券	11 セブンアンドアイ	0.514	2022/06/20	2.20
日本	特殊債券	33 政保地方公共団	0.900	2022/02/15	2.20
日本	社債券	9 ドンキホーテHD	0.800	2022/03/11	2.20
日本	社債券	10 日本たばこ産業	0.358	2022/07/15	2.20
日本	社債券	16 三菱ケミカルホールディ	0.433	2022/06/03	2.20

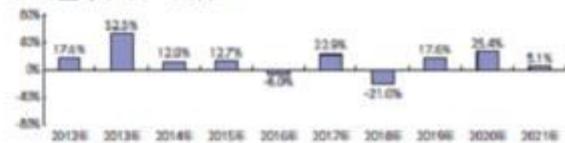
※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

（年間収益率の推移）

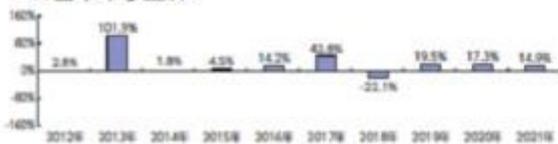
FW日本バリュー株



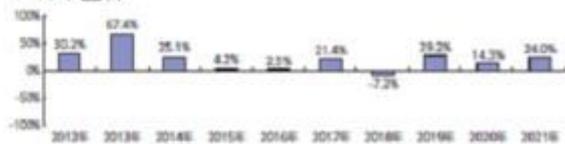
FW日本グロース株



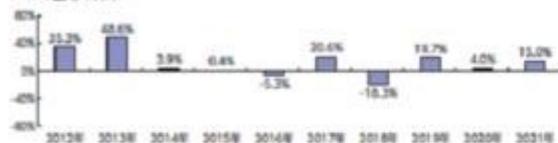
FW日本中小型株



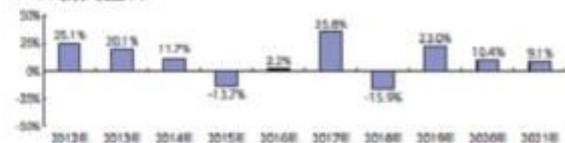
FW米国株



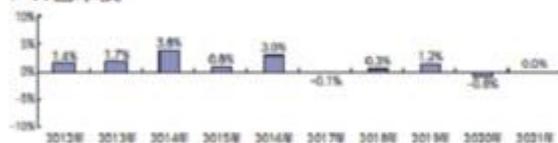
FW欧州株



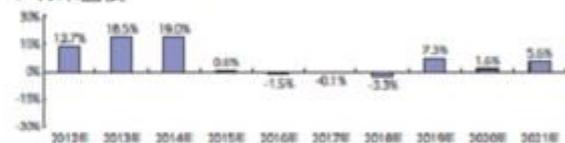
FW新興国株



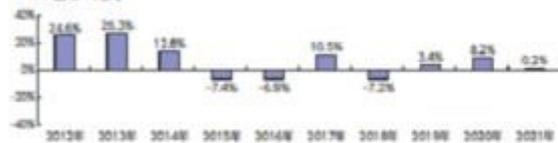
FW日本債



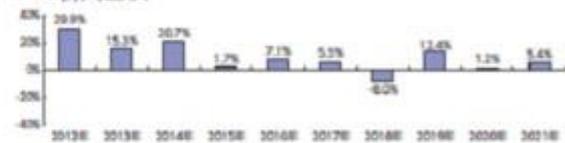
FW米国債



FW欧州債



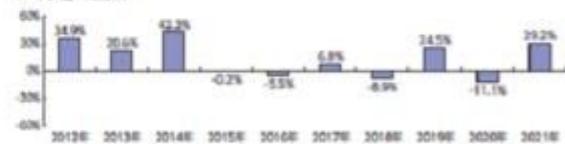
FW新興国債



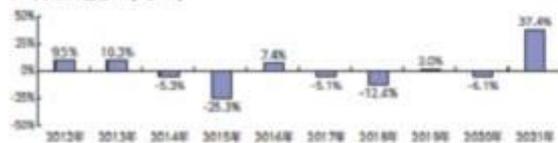
FWJ-REIT



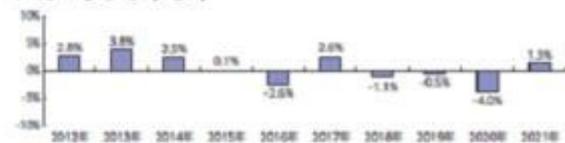
FWG-REIT



FWコモディティ



FWヘッジファンド



※換金時に費用・税金などがかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利益とは異なります。

※2021年のファンドの収益率は、年初から2021年9月30日までの実績率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(ロ)原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、組入投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ)当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(二) 申込不可日

上記にかかわらず、各ファンドにつき、取得申込日が以下の申込不可日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません(また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。)

ファンド名	申込不可日
F W米国株	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ ニューヨークの銀行の休業日 ・ 翌営業日がニューヨーク証券取引所の休業日 ・ 翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
F W欧州株	<ul style="list-style-type: none"> ・ 英国証券取引所の休業日 ・ ロンドンの銀行の休業日 ・ 翌営業日が英国証券取引所の休業日 ・ 翌営業日がロンドンの銀行の休業日
F W新興国株	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ ニューヨークの銀行の休業日 ・ 英国証券取引所の休業日 ・ ルクセンブルグの銀行の休業日 ・ 12月24日 ・ 翌営業日がニューヨーク証券取引所の休業日 ・ 翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・ 翌営業日が英国証券取引所の休業日 ・ 翌営業日がルクセンブルグの銀行の休業日 ・ 翌営業日が12月24日
F W米国債	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ ニューヨークの銀行の休業日 ・ その他米国債券市場の休業日 ・ 翌営業日がニューヨーク証券取引所の休業日 ・ 翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・ 翌営業日 その他米国債券市場の休業日
F W欧州債	<ul style="list-style-type: none"> ・ ロンドンの銀行の休業日 ・ 翌営業日がロンドンの銀行の休業日
F W新興国債	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ ニューヨークの銀行の休業日 ・ 英国証券取引所の休業日 ・ ロンドンの銀行の休業日 ・ 翌営業日がニューヨーク証券取引所の休業日 ・ 翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・ 翌営業日が英国証券取引所の休業日 ・ 翌営業日がロンドンの銀行の休業日

F WG-REIT	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨーク証券取引所の休業日
F Wコモディティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・ブルームバーグ商品指数の算出・公表されない日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日がロンドンの銀行の休業日 ・翌営業日がブルームバーグ商品指数の算出・公表されない日

F W日本バリュー株、F W日本グロース株、F W日本中小型株、F W日本債、F WJ-REIT、F Wヘッジファンドは、申込不可日はありません。

申込不可日は上記ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の変更に伴い変更される場合があります。

(ホ) 当ファンドは、S M B Cファンドラップに係る契約に基づき、投資一任口座の資金を運用するためのファンドであり、当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社において投資一任口座を開設した方に限るものとします。

商品性の維持等を目的に委託会社または販売会社が当ファンドを買付ける場合があります。

ロ 申込価額

各ファンドにつき、以下の通りとします。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ファンド名	申込価額
F W日本バリュー株 F W日本グロース株 F W日本中小型株 F W日本債 F WJ-REIT F Wヘッジファンド	取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
F W米国株 F W欧州株 F W新興国株 F W米国債 F W欧州債 F W新興国債 F WG-REIT F Wコモディティ	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額となります。

ハ 申込手数料

ありません。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、各ファンドにつき、以下の申込金額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由

して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

ファンド名	申込金額
FW日本バリュー株 FW日本グロース株 FW日本中小型株 FW日本債 FWJ-REIT FWヘッジファンド	取得申込受付日の翌営業日の基準価額 × 申込口数
FW米国株 FW欧州株 FW新興国株 FW米国債 FW欧州債 FW新興国債 FWG-REIT FWコモディティ	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額 × 申込口数

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、各ファンドにつき、以下の申込不可日に当たる場合には、解約請求の受け付けは行いません。

ファンド名	申込不可日
FW米国株	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ ニューヨークの銀行の休業日 ・ 翌営業日がニューヨーク証券取引所の休業日 ・ 翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
FW欧州株	<ul style="list-style-type: none"> ・ 英国証券取引所の休業日 ・ ロンドンの銀行の休業日 ・ 翌営業日が英国証券取引所の休業日 ・ 翌営業日がロンドンの銀行の休業日
FW新興国株	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ ニューヨークの銀行の休業日 ・ 英国証券取引所の休業日 ・ ルクセンブルクの銀行の休業日 ・ 12月24日 ・ 翌営業日がニューヨーク証券取引所の休業日 ・ 翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・ 翌営業日が英国証券取引所の休業日 ・ 翌営業日がルクセンブルクの銀行の休業日 ・ 翌営業日が12月24日
FW米国債	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ ニューヨークの銀行の休業日 ・ その他米国債券市場の休業日 ・ 翌営業日がニューヨーク証券取引所の休業日 ・ 翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・ 翌営業日がその他米国債券市場の休業日

FW欧州債	<ul style="list-style-type: none"> ・ロンドンの銀行の休業日 ・翌営業日がロンドンの銀行の休業日
FW新興国債	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・英国証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・翌営業日がニューヨーク証券取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日が英国証券取引所の休業日 ・翌営業日がロンドンの銀行の休業日
FWG-REIT	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨーク証券取引所の休業日
FWコモディティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・ブルームバーグ商品指数の算出・公表されない日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日がロンドンの銀行の休業日 ・翌営業日がブルームバーグ商品指数の算出・公表されない日

FW日本バリュー株、FW日本グロース株、FW日本中小型株、FW日本債、FWJ-REIT、FWヘッジファンドは、申込不可日はありません。

申込不可日は上記ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の変更に伴い変更される場合があります。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、各ファンドにつき、解約請求受付日から起算して以下の日からお支払いします。

ファンド名	一部解約金支払開始日
FW日本バリュー株 FW日本グロース株 FW日本中小型株 FW米国株 FW欧州株 FW日本債 FW米国債 FW欧州債 FW新興国債 FWJ-REIT FWG-REIT FWヘッジファンド	6営業日目
FW新興国株 FWコモディティ	7営業日目

一部解約価額は、各ファンドにつき、以下の基準価額となります。

ファンド名	一部解約価額
-------	--------

F W日本バリュー株 F W日本グロース株 F W日本中小型株 F W日本債 F WJ-REIT F Wヘッジファンド	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
F W米国株 F W欧州株 F W新興国株 F W米国債 F W欧州債 F W新興国債 F WG-REIT F Wコモディティ	解約請求受付日の翌々営業日の基準価額

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、組入投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。(基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。)なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象の評価方法>

有価証券等	評価方法
指定投資信託証券	指定投資信託証券が国内籍の場合は、原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。また、指定投資信託証券が外国籍の場合は、原則として、基準価額計算日に知り得る直近の純資産額(上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場)で評価します。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、以下の通り掲載されます。

ファンド名	掲載名	ファンド名	掲載名
F W日本バリュー株	F W日バ	F W米国債	F W米債
F W日本グロース株	F W日グ	F W欧州債	F W欧債
F W日本中小型株	F W中小	F W新興国債	F W興債
F W米国株	F W米株	F WJ-REIT	F W J R
F W欧州株	F W欧株	F WG-REIT	F W G R

FW新興国株	FW興株	FWコモディティ	FWコモ
FW日本債	FW日債	FWヘッジファンド	FWHF

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2007年2月20日から下記「(5)その他イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4)【計算期間】

毎年9月26日から翌年9月25日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの残存口数が30億口を下回るようになったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファ

ンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(二) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払われます。ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払われます。

八 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

二 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分にに応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳

細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

二 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約(監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。)または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となる場合は、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期(2020年9月26日から2021年9月27日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【SMBCFアンドラップ・日本バリュー株】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第14期 (2020年 9月25日現在)	第15期 (2021年 9月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	329,128,831
コール・ローン	1,641,405,399	1,791,900,588
投資信託受益証券	67,303,741,062	74,809,853,924
親投資信託受益証券	1,000,000	999,409
未収入金	58,296,592	-
流動資産合計	69,004,443,053	76,931,882,752
資産合計	69,004,443,053	76,931,882,752
負債の部		
流動負債		
未払解約金	161,936,691	124,255,132
未払受託者報酬	11,086,184	11,141,517
未払委託者報酬	171,774,414	92,846,400
その他未払費用	2,183,329	1,584,020
流動負債合計	346,980,618	229,827,069
負債合計	346,980,618	229,827,069
純資産の部		
元本等		
元本	53,766,293,426	41,644,370,455
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	14,891,169,009	35,057,685,228
(分配準備積立金)	12,031,168,071	23,635,647,368
元本等合計	68,657,462,435	76,702,055,683
純資産合計	68,657,462,435	76,702,055,683
負債純資産合計	69,004,443,053	76,931,882,752

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	第14期		第15期	
	自 2019年 9月26日	至 2020年 9月25日	自 2020年 9月26日	至 2021年 9月27日
営業収益				
受取利息		6,122		25,419
有価証券売買等損益		98,071,321		26,274,350,725
営業収益合計		98,065,199		26,274,376,144
営業費用				
支払利息		175,251		633,485
受託者報酬		24,031,545		22,714,368
委託者報酬		473,833,908		189,287,230
その他費用		2,183,329		1,584,024
営業費用合計		500,224,033		214,219,107
営業利益又は営業損失()		598,289,232		26,060,157,037
経常利益又は経常損失()		598,289,232		26,060,157,037
当期純利益又は当期純損失()		598,289,232		26,060,157,037
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		913,504,208		5,630,144,392
期首剰余金又は期首欠損金()		16,484,047,812		14,891,169,009
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,893,531,361		6,276,427,300
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,893,531,361		6,276,427,300
剰余金減少額又は欠損金増加額		3,801,625,140		6,539,923,726
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		3,801,625,140		6,539,923,726
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		14,891,169,009		35,057,685,228

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第15期	
	自 2020年9月26日 至 2021年9月27日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2020年9月26日から2021年9月27日までとなっております。</p>	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第14期	第15期
	(2020年9月25日現在)	(2021年9月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	53,766,293,426口	41,644,370,455口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2770円 (1万口当たりの純資産額12,770円)	1口当たり純資産額 1.8418円 (1万口当たりの純資産額18,418円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第14期	第15期
	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日	自 2020年9月26日 至 2021年9月27日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,378,513,075円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(23,561,190,764円)、および分配準備積立金(10,652,654,996円)より、分配対象収益は35,592,358,835円(1万口当たり6,619.83円)であります。が、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(16,362,709,064円)、収益調整金(20,294,758,869円)、および分配準備積立金(7,272,938,304円)より、分配対象収益は43,930,406,237円(1万口当たり10,548.94円)であります。が、分配を行っておりません。
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(金融商品に関する注記)

・金融商品の状況に関する事項

項目	第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第15期 (2021年9月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第14期(自 2019年9月26日 至 2020年9月25日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,691,338,647円
親投資信託受益証券	-円
合計	2,691,338,647円

第15期(自 2020年9月26日 至 2021年9月27日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	21,641,254,046円
親投資信託受益証券	591円
合計	21,641,253,455円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第14期	第15期
	(2020年9月25日現在)	(2021年9月27日現在)
期首元本額	60,752,726,575円	53,766,293,426円
期中追加設定元本額	6,945,135,428円	10,542,613,803円
期中一部解約元本額	13,931,568,577円	22,664,536,774円

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資信託受 益証券	SMDAM / FOF s用日本バ リュウ株F(適格機関投資家限 定)	49,552,794,545	74,809,853,924	
	投資信託受益証券 小計		74,809,853,924	
親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド	984,252	999,409	
	親投資信託受益証券 小計		999,409	
合 計			74,810,853,333	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【SMBCFاندラップ・日本グロース株】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第14期 (2020年 9月25日現在)	第15期 (2021年 9月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	267,825,490
コール・ローン	1,024,103,667	1,458,142,243
投資信託受益証券	43,445,323,857	58,557,185,660
親投資信託受益証券	170,278,126	170,177,568
未収入金	37,022,096	-
流動資産合計	44,676,727,746	60,453,330,961
資産合計	44,676,727,746	60,453,330,961
負債の部		
流動負債		
未払解約金	105,157,064	100,486,025
未払受託者報酬	7,121,362	8,645,654
未払委託者報酬	59,345,040	72,047,513
その他未払費用	1,316,159	1,403,330
流動負債合計	172,939,625	182,582,522
負債合計	172,939,625	182,582,522
純資産の部		
元本等		
元本	43,973,955,754	46,727,204,690
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	529,832,367	13,543,543,749
(分配準備積立金)	7,051,800,947	15,119,925,330
元本等合計	44,503,788,121	60,270,748,439
純資産合計	44,503,788,121	60,270,748,439
負債純資産合計	44,676,727,746	60,453,330,961

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第14期		第15期	
	自	2019年 9月26日 至 2020年 9月25日	自	2020年 9月26日 至 2021年 9月27日
営業収益				
受取利息		20,453		17,258
有価証券売買等損益		7,569,657,891		12,186,198,601
営業収益合計		7,569,678,344		12,186,215,859
営業費用				
支払利息		496,803		450,388
受託者報酬		13,383,518		15,973,425
委託者報酬		111,529,936		133,112,568
その他費用		1,317,678		1,403,333
営業費用合計		126,727,935		150,939,714
営業利益又は営業損失()		7,442,950,409		12,035,276,145
経常利益又は経常損失()		7,442,950,409		12,035,276,145
当期純利益又は当期純損失()		7,442,950,409		12,035,276,145
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		634,186,457		1,873,780,126
期首剰余金又は期首欠損金()		5,704,172,050		529,832,367
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,702,922,751		3,183,529,138
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,702,922,751		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		3,183,529,138
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,277,682,286		331,313,775
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		331,313,775
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,277,682,286		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		529,832,367		13,543,543,749

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第15期	
	自 2020年9月26日 至 2021年9月27日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2020年9月26日から2021年9月27日までとなっております。</p>	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第14期	第15期
	(2020年9月25日現在)	(2021年9月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	43,973,955,754口	46,727,204,690口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0120円 (1万口当たりの純資産額10,120円)	1口当たり純資産額 1.2898円 (1万口当たりの純資産額12,898円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第14期	第15期
	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日	自 2020年9月26日 至 2021年9月27日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(686,887円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(3,812,396,593円)、収益調整金(9,879,872,213円)、および分配準備積立金(3,238,717,467円)より、分配対象収益は16,931,673,160円(1万口当たり3,850.39円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(712,819円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(10,160,783,200円)、収益調整金(13,033,105,519円)、および分配準備積立金(4,958,429,311円)より、分配対象収益は28,153,030,849円(1万口当たり6,024.98円)であります。分配を行っておりません。
----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(金融商品に関する注記)

・金融商品の状況に関する事項

項目	第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
<p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第15期 (2021年9月27日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p>	<p>金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p>
<p>2. 時価の算定方法</p>	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第14期(自 2019年9月26日 至 2020年9月25日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	6,775,886,304円
親投資信託受益証券	104,952円
合計	6,775,781,352円

第15期(自 2020年9月26日 至 2021年9月27日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	10,755,796,718円
親投資信託受益証券	100,558円
合計	10,755,696,160円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第14期 (2020年9月25日現在)	第15期 (2021年9月27日現在)
期首元本額	42,774,788,276円	43,973,955,754円
期中追加設定元本額	13,281,697,406円	16,917,682,170円
期中一部解約元本額	12,082,529,928円	14,164,433,234円

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・グロース(適格機関投資家専用)	27,814,404,360	45,009,269,135	
	ティー・ロウ・プライス/FOFs用 日本株式ファンド(適格機関投資家専用)	8,565,956,326	13,547,916,525	
	投資信託受益証券 小計		58,557,185,660	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	167,596,581	170,177,568	
	親投資信託受益証券 小計		170,177,568	
合計			58,727,363,228	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【SMBCFアンドラップ・日本中小型株】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第14期 (2020年 9月25日現在)	第15期 (2021年 9月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	42,418,583
コール・ローン	193,223,751	230,942,645
投資信託受益証券	8,660,541,370	9,220,063,541
親投資信託受益証券	27,462,304	27,446,086
未収入金	9,694,724	-
流動資産合計	8,890,922,149	9,520,870,855
資産合計	8,890,922,149	9,520,870,855
負債の部		
流動負債		
未払解約金	21,975,087	15,869,607
未払受託者報酬	1,405,159	1,393,249
未払委託者報酬	11,709,943	11,610,767
その他未払費用	611,478	565,286
流動負債合計	35,701,667	29,438,909
負債合計	35,701,667	29,438,909
純資産の部		
元本等		
元本	5,241,657,875	4,222,364,363
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	3,613,562,607	5,269,067,583
(分配準備積立金)	1,549,649,555	3,024,967,981
元本等合計	8,855,220,482	9,491,431,946
純資産合計	8,855,220,482	9,491,431,946
負債純資産合計	8,890,922,149	9,520,870,855

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	第14期		第15期	
	自	2019年 9月26日	自	2020年 9月26日
	至	2020年 9月25日	至	2021年 9月27日
営業収益				
受取利息		4,591		3,055
有価証券売買等損益		1,115,414,730		2,551,426,389
営業収益合計		1,115,419,321		2,551,429,444
営業費用				
支払利息		113,420		75,458
受託者報酬		3,103,390		2,823,875
委託者報酬		25,862,223		23,533,031
その他費用		611,911		565,286
営業費用合計		29,690,944		26,997,650
営業利益又は営業損失()		1,085,728,377		2,524,431,794
経常利益又は経常損失()		1,085,728,377		2,524,431,794
当期純利益又は当期純損失()		1,085,728,377		2,524,431,794
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		137,185,279		475,322,160
期首剰余金又は期首欠損金()		3,139,869,033		3,613,562,607
剰余金増加額又は欠損金減少額		392,815,553		1,044,617,520
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		392,815,553		1,044,617,520
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,142,035,635		1,438,222,178
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,142,035,635		1,438,222,178
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		3,613,562,607		5,269,067,583

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第15期	
	自 2020年9月26日 至 2021年9月27日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2020年9月26日から2021年9月27日までとなっております。</p>	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第14期	第15期
	(2020年9月25日現在)	(2021年9月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	5,241,657,875口	4,222,364,363口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.6894円 (1万口当たりの純資産額16,894円)	1口当たり純資産額 2.2479円 (1万口当たりの純資産額22,479円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第14期	第15期
	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日	自 2020年9月26日 至 2021年9月27日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(90,721円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(161,125,897円)、収益調整金(3,123,191,944円)、および分配準備積立金(1,388,432,937円)より、分配対象収益は4,672,841,499円(1万口当たり8,914.82円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(111,173円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(2,048,998,461円)、収益調整金(2,788,294,576円)、および分配準備積立金(975,858,347円)より、分配対象収益は5,813,262,557円(1万口当たり13,767.79円)であります。分配を行っておりません。
----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(金融商品に関する注記)

・金融商品の状況に関する事項

項目	第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第15期 (2021年9月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第14期(自 2019年9月26日 至 2020年9月25日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,312,497,625円
親投資信託受益証券	19,404円
合計	1,312,478,221円

第15期(自 2020年9月26日 至 2021年9月27日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,157,103,386円
親投資信託受益証券	16,218円
合計	2,157,087,168円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第14期 (2020年9月25日現在)	第15期 (2021年9月27日現在)
期首元本額	6,882,451,174円	5,241,657,875円
期中追加設定元本額	858,937,669円	1,034,690,436円
期中一部解約元本額	2,499,730,968円	2,053,983,948円

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日興アセット/FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定)	3,549,523,184	4,711,992,026	
	SBI/FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定)	4,217,486,683	4,508,071,515	
	投資信託受益証券 小計		9,220,063,541	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	27,029,827	27,446,086	
	親投資信託受益証券 小計		27,446,086	
合計			9,247,509,627	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【S M B Cファンドラップ・米国株】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

	第14期 (2020年 9月25日現在)	第15期 (2021年 9月27日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	410,076,093	-
金銭信託	-	318,630,120
コール・ローン	1,060,371,797	1,734,741,676
投資信託受益証券	-	71,634,693,594
投資証券	56,248,210,823	-
親投資信託受益証券	-	999,704
未収入金	168,896,000	-
流動資産合計	57,887,554,713	73,689,065,094
資産合計		
57,887,554,713		
73,689,065,094		
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	84,505	-
未払解約金	141,173,187	75,421,527
未払受託者報酬	9,920,209	11,126,740
未払委託者報酬	330,674,934	92,723,191
その他未払費用	1,506,901	1,537,397
流動負債合計	483,359,736	180,808,855
負債合計		
483,359,736		
180,808,855		
純資産の部		
元本等		
元本	22,522,628,206	19,650,919,578
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	34,881,566,771	53,857,336,661
(分配準備積立金)	13,258,693,660	28,970,393,072
元本等合計	57,404,194,977	73,508,256,239
純資産合計		
57,404,194,977		
73,508,256,239		
負債純資産合計		
57,887,554,713		
73,689,065,094		

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第14期		第15期	
	自 2019年 9月26日 至 2020年 9月25日		自 2020年 9月26日 至 2021年 9月27日	
営業収益				
受取利息		583,205		35,802
有価証券売買等損益		6,022,676,374		24,732,132,516
為替差損益		783,063,393		538,943,944
営業収益合計		5,240,196,186		24,193,224,374
営業費用				
支払利息		411,083		789,742
受託者報酬		20,201,082		20,968,797
委託者報酬		673,372,288		300,327,137
その他費用		2,054,393		4,639,850
営業費用合計		696,038,846		326,725,526
営業利益又は営業損失()		4,544,157,340		23,866,498,848
経常利益又は経常損失()		4,544,157,340		23,866,498,848
当期純利益又は当期純損失()		4,544,157,340		23,866,498,848
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		444,803,491		4,024,806,059
期首剰余金又は期首欠損金()		35,032,640,361		34,881,566,771
剰余金増加額又は欠損金減少額		5,615,119,498		10,811,500,073
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		5,615,119,498		10,811,500,073
剰余金減少額又は欠損金増加額		9,865,546,937		11,677,422,972
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		9,865,546,937		11,677,422,972
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		34,881,566,771		53,857,336,661

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、投資証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p> <p>(2) 計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2020年9月26日から2021年9月27日までとなっております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(追加情報)

<p>第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日</p>

当ファンドは、2007年2月20日の設定以来運用指図にかかる権限をティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドへ委託し運用しておりましたが、SMBCFアンドンラップシリーズの他の投資信託と同様のファンド・オブ・ファンズ形式での運用とするため以下の内容につき約款変更を実施する手続きを進め、2020年10月16日にホームページ上に公告(電子公告)を掲載し、異議申立ての受付を行いました。

1. 重大な約款変更・・・異議申立手続きを行う。

(1) 運用指図にかかる権限の委託解除

(2) 申込に係る基準価額適用日

(3) 申込に係る受付不可日

2. 非重大な約款変更・・・上記重大な約款変更が可決された場合に変更を行う。

(1) 信託報酬

(2) 指定投資信託証券および親投資信託の追加

異議申立期間(2020年10月16日から2020年11月26日まで)中に異議の申立てのあった受益者の保有する受益権の口数が2020年10月16日現在の受益権総口数の2分の1を超えませんでしたので、信託約款を変更し、2020年12月26日付で適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第14期 (2020年9月25日現在)	第15期 (2021年9月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	22,522,628,206口	19,650,919,578口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.5487円 (1万口当たりの純資産額25,487円)	1口当たり純資産額 3.7407円 (1万口当たりの純資産額37,407円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第14期 自 2019年9月26日 至 2020年9月25日	第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
1. 委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 340,165,703円	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 87,215,894円
2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(151,723円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(3,557,551,254円)、収益調整金(21,622,873,111円)、および分配準備積立金(9,700,990,683円)より、分配対象収益は34,881,566,771円(1万口当たり15,487.34円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(19,842,361,100円)、収益調整金(24,887,611,900円)、および分配準備積立金(9,128,031,972円)より、分配対象収益は53,858,004,972円(1万口当たり27,407.37円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、投資証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第15期 (2021年9月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第14期(自 2019年9月26日 至 2020年9月25日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	4,789,262,896円
合計	4,789,262,896円

第15期(自 2020年9月26日 至 2021年9月27日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	11,480,550,274円
親投資信託受益証券	296円
合計	11,480,549,978円

(デリバティブ取引に関する注記)

第14期(2020年9月25日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち 1年超		
市場取引 以外の取 引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	49,875,397	-	49,959,902	84,505
	小計	49,875,397	-	49,959,902	84,505
	合 計	49,875,397	-	49,959,902	84,505

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

第15期(2021年9月27日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

<p>第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日</p>
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。</p>

(その他の注記)

項 目	第14期 (2020年9月25日現在)	第15期 (2021年9月27日現在)
期首元本額	25,498,034,798円	22,522,628,206円
期中追加設定元本額	4,245,204,478円	4,543,506,489円
期中一部解約元本額	7,220,611,070円	7,415,215,117円

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資信託受益証券	ティー・ロウ・プライス/ F O F s 用 米国大型バリュー株式ファンド(適格機関投資家専用)	22,368,447,375	27,432,663,860	
	ティー・ロウ・プライス/ F O F s 用 米国ブルーチップ株式ファンド(適格機関投資家専用)	34,684,580,771	44,202,029,734	
	投資信託受益証券 小計		71,634,693,594	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	984,543	999,704	
	親投資信託受益証券 小計		999,704	
合 計			71,635,693,298	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

【SMBCFアンドラップ・欧州株】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第14期 (2020年 9月25日現在)	第15期 (2021年 9月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	103,448,468
コール・ローン	440,540,625	563,212,193
投資信託受益証券	19,095,867,399	23,356,467,128
親投資信託受益証券	91,153,926	91,100,095
未収入金	18,883,938	-
流動資産合計	19,646,445,888	24,114,227,884
資産合計	19,646,445,888	24,114,227,884
負債の部		
流動負債		
未払解約金	30,629,443	24,911,278
未払受託者報酬	3,327,699	3,743,510
未払委託者報酬	27,731,161	31,196,228
その他未払費用	999,712	1,016,287
流動負債合計	62,688,015	60,867,303
負債合計	62,688,015	60,867,303
純資産の部		
元本等		
元本	17,332,304,232	15,971,118,299
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2,251,453,641	8,082,242,282
(分配準備積立金)	1,279,859,200	5,316,283,823
元本等合計	19,583,757,873	24,053,360,581
純資産合計	19,583,757,873	24,053,360,581
負債純資産合計	19,646,445,888	24,114,227,884

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	第14期		第15期	
	自 2019年 9月26日	至 2020年 9月25日	自 2020年 9月26日	至 2021年 9月27日
営業収益				
受取利息		10,022		6,936
有価証券売買等損益		717,047,244		6,033,378,001
営業収益合計		717,057,266		6,033,384,937
営業費用				
支払利息		252,105		179,365
受託者報酬		6,902,083		7,049,008
委託者報酬		57,518,030		58,742,376
その他費用		1,000,559		1,016,288
営業費用合計		65,672,777		66,987,037
営業利益又は営業損失()		651,384,489		5,966,397,900
経常利益又は経常損失()		651,384,489		5,966,397,900
当期純利益又は当期純損失()		651,384,489		5,966,397,900
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		15,729,939		935,931,702
期首剰余金又は期首欠損金()		1,941,173,891		2,251,453,641
剰余金増加額又は欠損金減少額		156,724,722		1,508,168,436
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		156,724,722		1,508,168,436
剰余金減少額又は欠損金増加額		513,559,400		707,845,993
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		513,559,400		707,845,993
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		2,251,453,641		8,082,242,282

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第15期	
	自 2020年9月26日	至 2021年9月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2020年9月26日から2021年9月27日までとなっております。</p>	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第14期	第15期
	(2020年9月25日現在)	(2021年9月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	17,332,304,232口	15,971,118,299口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.1299円 (1万口当たりの純資産額11,299円)	1口当たり純資産額 1.5061円 (1万口当たりの純資産額15,061円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第14期	第15期
	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日	自 2020年9月26日 至 2021年9月27日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(347,522円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(6,893,513,161円)、および分配準備積立金(1,279,511,678円)より、分配対象収益は8,173,372,361円(1万口当たり4,715.69円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(437,824円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(4,388,533,592円)、収益調整金(6,604,156,442円)、および分配準備積立金(927,312,407円)より、分配対象収益は11,920,440,265円(1万口当たり7,463.75円)ですが、分配を行っておりません。
----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(金融商品に関する注記)

・金融商品の状況に関する事項

項目	第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第15期 (2021年9月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第14期(自 2019年9月26日 至 2020年9月25日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	705,031,809円
親投資信託受益証券	62,749円
合計	704,969,060円

第15期(自 2020年9月26日 至 2021年9月27日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	5,446,448,165円
親投資信託受益証券	53,831円
合計	5,446,394,334円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第14期 (2020年9月25日現在)	第15期 (2021年9月27日現在)
期首元本額	19,012,441,840円	17,332,304,232円
期中追加設定元本額	3,740,708,658円	3,722,347,876円
期中一部解約元本額	5,420,846,266円	5,083,533,809円

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	シュローダー / F O F s 用欧州株 F (適格機関投資家限定)	15,337,842,874	23,356,467,128	
	投資信託受益証券 小計		23,356,467,128	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	89,718,432	91,100,095	
	親投資信託受益証券 小計		91,100,095	
合計			23,447,567,223	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【S M B Cファンドラップ・新興国株】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

	第14期 (2020年 9月25日現在)	第15期 (2021年 9月27日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	17,454,257	11,075,000
金銭信託	-	74,692,302
コール・ローン	424,710,927	406,652,859
投資信託受益証券	7,764,959,146	7,858,340,305
投資証券	8,058,247,815	8,323,764,214
親投資信託受益証券	62,088,810	62,052,143
派生商品評価勘定	-	8,748
未収入金	17,529,251	-
流動資産合計	16,344,990,206	16,736,585,571
資産合計		
	16,344,990,206	16,736,585,571
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	74,032	-
未払解約金	37,967,693	22,358,401
未払受託者報酬	2,667,610	2,756,417
未払委託者報酬	22,230,361	22,970,373
その他未払費用	865,925	888,743
流動負債合計	63,805,621	48,973,934
負債合計		
	63,805,621	48,973,934
純資産の部		
元本等		
元本	13,851,962,912	11,168,747,984
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	2,429,221,673	5,518,863,653
(分配準備積立金)	1,701,338,134	3,870,909,886
元本等合計	16,281,184,585	16,687,611,637
純資産合計		
	16,281,184,585	16,687,611,637
負債純資産合計		
	16,344,990,206	16,736,585,571

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第14期		第15期	
	自 2019年 9月26日	至 2020年 9月25日	自 2020年 9月26日	至 2021年 9月27日
営業収益				
受取利息		8,106		6,305
有価証券売買等損益		1,483,428,312		3,929,556,293
為替差損益		129,044,342		276,263,225
営業収益合計		1,354,392,076		4,205,825,823
営業費用				
支払利息		211,230		145,821
受託者報酬		5,358,251		5,559,174
委託者報酬		44,652,706		46,326,955
その他費用		872,510		894,683
営業費用合計		51,094,697		52,926,633
営業利益又は営業損失()		1,303,297,379		4,152,899,190
経常利益又は経常損失()		1,303,297,379		4,152,899,190
当期純利益又は当期純損失()		1,303,297,379		4,152,899,190
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		77,879,072		1,366,478,231
期首剰余金又は期首欠損金()		1,378,893,756		2,429,221,673
剰余金増加額又は欠損金減少額		159,005,665		1,292,319,827
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		159,005,665		1,292,319,827
剰余金減少額又は欠損金増加額		334,096,055		989,098,806
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		334,096,055		989,098,806
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		2,429,221,673		5,518,863,653

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第15期	
	自 2020年9月26日 至 2021年9月27日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、投資証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p> <p>(2) 計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2020年9月26日から2021年9月27日までとなっております。</p>	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第14期	第15期
	(2020年9月25日現在)	(2021年9月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	13,851,962,912口	11,168,747,984口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.1754円 (1万口当たりの純資産額11,754円)	1口当たり純資産額 1.4941円 (1万口当たりの純資産額14,941円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第14期	第15期
	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日	自 2020年9月26日 至 2021年9月27日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(214,351円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(605,119,531円)、収益調整金(5,267,558,140円)、および分配準備積立金(1,096,004,252円)より、分配対象収益は6,968,896,274円(1万口当たり5,030.98円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(273,728円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(2,786,147,231円)、収益調整金(4,534,479,485円)、および分配準備積立金(1,084,488,927円)より、分配対象収益は8,405,389,371円(1万口当たり7,525.81円)であります。分配を行っておりません。
----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(金融商品に関する注記)

・金融商品の状況に関する事項

項目	第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、投資証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
<p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該評価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第15期 (2021年9月27日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p>	<p>金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p>
<p>2. 時価の算定方法</p>	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、投資証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第14期(自 2019年9月26日 至 2020年9月25日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	393,049,862円
投資証券	1,027,013,115円
親投資信託受益証券	39,744円
合計	1,420,023,233円

第15期(自 2020年9月26日 至 2021年9月27日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,366,956,442円
投資証券	1,416,046,720円
親投資信託受益証券	36,667円
合計	2,782,966,495円

(デリバティブ取引に関する注記)

第14期(2020年9月25日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち 1年超		
市場取引 以外の取 引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	16,786,863	-	16,860,895	74,032
	小計	16,786,863	-	16,860,895	74,032
合 計		16,786,863	-	16,860,895	74,032

第15期(2021年9月27日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち 1年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	12,319,747	-	12,328,495	8,748
	小計	12,319,747	-	12,328,495	8,748

合 計	12,319,747	-	12,328,495	8,748
-----	------------	---	------------	-------

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

- 2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第14期 (2020年9月25日現在)	第15期 (2021年9月27日現在)
期首元本額	14,133,101,382円	13,851,962,912円
期中追加設定元本額	3,415,625,338円	2,609,800,393円
期中一部解約元本額	3,696,763,808円	5,293,015,321円

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資信託受益証券	日本・円	G I M / F O F s 用新興国株 F (適格機関投資家限定)	5,188,393,177	7,858,340,305	
		日本・円小計	5,188,393,177	7,858,340,305	

投資信託受益証券合計				7,858,340,305 (-)	
投資証券	アメリカ・ドル	Amundi Funds Emerging Markets Equity Focus	35,673.906	75,158,141.89	
	アメリカ・ドル小計		35,673.906	75,158,141.89 (8,323,764,214)	
投資証券合計				8,323,764,214 (8,323,764,214)	
親投資信託受益証券	日本・円	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	61,111,034	62,052,143	
	日本・円小計		61,111,034	62,052,143	
親投資信託受益証券合計				62,052,143 (-)	
合 計				16,244,156,662 (8,323,764,214)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	1銘柄	49.9%	100.0%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

【SMBCFاندラップ・日本債】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第14期 (2020年 9月25日現在)	第15期 (2021年 9月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	794,212,971
コール・ローン	3,939,542,551	4,323,992,778
投資信託受益証券	171,492,172,560	190,433,729,495
親投資信託受益証券	980,329,335	979,750,400
未収入金	219,286,347	-
流動資産合計	176,631,330,793	196,531,685,644
資産合計	176,631,330,793	196,531,685,644
負債の部		
流動負債		
未払解約金	474,720,274	285,410,278
未払受託者報酬	29,421,553	31,479,662
未払委託者報酬	196,144,001	209,864,672
その他未払費用	1,674,829	1,693,464
流動負債合計	701,960,657	528,448,076
負債合計	701,960,657	528,448,076
純資産の部		
元本等		
元本	151,082,783,209	168,226,108,855
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	24,846,586,927	27,777,128,713
(分配準備積立金)	4,634,879,601	3,712,789,757
元本等合計	175,929,370,136	196,003,237,568
純資産合計	175,929,370,136	196,003,237,568
負債純資産合計	176,631,330,793	196,531,685,644

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第14期		第15期	
	自	2019年 9月26日	自	2020年 9月26日
	至	2020年 9月25日	至	2021年 9月27日
営業収益				
受取利息		90,221		59,022
有価証券売買等損益		3,536,826,840		567,321,061
営業収益合計		3,536,736,619		567,380,083
営業費用				
支払利息		2,269,774		1,475,229
受託者報酬		62,442,511		59,889,445
委託者報酬		416,283,888		399,263,431
その他費用		1,683,201		1,693,475
営業費用合計		482,679,374		462,321,580
営業利益又は営業損失()		4,019,415,993		105,058,503
経常利益又は経常損失()		4,019,415,993		105,058,503
当期純利益又は当期純損失()		4,019,415,993		105,058,503
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		793,462,146		41,736,924
期首剰余金又は期首欠損金()		32,071,065,911		24,846,586,927
剰余金増加額又は欠損金減少額		4,540,253,195		8,350,498,684
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		4,540,253,195		8,350,498,684
剰余金減少額又は欠損金増加額		8,538,778,332		5,566,752,325
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		8,538,778,332		5,566,752,325
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		24,846,586,927		27,777,128,713

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第15期	
	自 2020年9月26日 至 2021年9月27日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2020年9月26日から2021年9月27日までとなっております。</p>	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第14期	第15期
	(2020年9月25日現在)	(2021年9月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	151,082,783,209口	168,226,108,855口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.1645円 (1万口当たりの純資産額11,645円)	1口当たり純資産額 1.1651円 (1万口当たりの純資産額11,651円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第14期	第15期
	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日	自 2020年9月26日 至 2021年9月27日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(20,211,707,326円)、および分配準備積立金(4,634,879,601円)より、分配対象収益は24,846,586,927円(1万口当たり1,644.57円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,231,690円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(26,502,081,811円)、および分配準備積立金(3,711,558,067円)より、分配対象収益は30,214,871,568円(1万口当たり1,796.09円)ですが、分配を行っておりません。
----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(金融商品に関する注記)

・金融商品の状況に関する事項

項目	第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第15期 (2021年9月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第14期(自 2019年9月26日 至 2020年9月25日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,856,656,069円
親投資信託受益証券	687,570円
合計	2,857,343,639円

第15期(自 2020年9月26日 至 2021年9月27日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	582,631,764円
親投資信託受益証券	578,935円
合計	582,052,829円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第14期 (2020年9月25日現在)	第15期 (2021年9月27日現在)
期首元本額	170,139,010,811円	151,082,783,209円
期中追加設定元本額	26,479,413,570円	51,018,896,651円
期中一部解約元本額	45,535,641,172円	33,875,571,005円

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資信託受 益証券	三井住友 / F O F s 用日本債 F (適格機関投資家限定)	154,937,539,253	190,433,729,495	
	投資信託受益証券 小計		190,433,729,495	
親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド	964,891,078	979,750,400	
	親投資信託受益証券 小計		979,750,400	
合 計			191,413,479,895	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【S M B Cファンドラップ・米国債】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

	第14期 (2020年 9月25日現在)	第15期 (2021年 9月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	129,905,132
コール・ローン	759,994,144	707,252,178
投資信託受益証券	30,214,313,420	31,172,003,101
親投資信託受益証券	139,064,560	138,982,435
未収入金	25,003,339	-
流動資産合計	31,138,375,463	32,148,142,846
資産合計	31,138,375,463	32,148,142,846
負債の部		
流動負債		
未払解約金	46,492,673	28,807,052
未払受託者報酬	5,176,810	5,057,621
未払委託者報酬	43,140,360	42,147,226
その他未払費用	1,162,218	1,171,525
流動負債合計	95,972,061	77,183,424
負債合計	95,972,061	77,183,424
純資産の部		
元本等		
元本	24,257,115,114	24,122,455,546
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	6,785,288,288	7,948,503,876
(分配準備積立金)	2,363,551,050	2,815,472,169
元本等合計	31,042,403,402	32,070,959,422
純資産合計	31,042,403,402	32,070,959,422
負債純資産合計	31,138,375,463	32,148,142,846

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第14期		第15期	
	自	2019年 9月26日	自	2020年 9月26日
	至	2020年 9月25日	至	2021年 9月27日
営業収益				
受取利息		15,369		10,644
有価証券売買等損益		1,512,369,822		1,264,008,472
営業収益合計		1,512,385,191		1,264,019,116
営業費用				
支払利息		374,407		257,005
受託者報酬		10,038,544		10,120,827
委託者報酬		83,655,265		84,340,840
その他費用		1,163,413		1,171,526
営業費用合計		95,231,629		95,890,198
営業利益又は営業損失()		1,417,153,562		1,168,128,918
経常利益又は経常損失()		1,417,153,562		1,168,128,918
当期純利益又は当期純損失()		1,417,153,562		1,168,128,918
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		155,426,011		62,650,986
期首剰余金又は期首欠損金()		5,262,322,805		6,785,288,288
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,168,253,506		2,190,981,659
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,168,253,506		2,190,981,659
剰余金減少額又は欠損金増加額		907,015,574		2,133,244,003
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		907,015,574		2,133,244,003
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		6,785,288,288		7,948,503,876

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第15期	
	自 2020年9月26日 至 2021年9月27日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2020年9月26日から2021年9月27日までとなっております。</p>	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第14期	第15期
	(2020年9月25日現在)	(2021年9月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	24,257,115,114口	24,122,455,546口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2797円 (1万口当たりの純資産額12,797円)	1口当たり純資産額 1.3295円 (1万口当たりの純資産額13,295円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第14期	第15期
	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日	自 2020年9月26日 至 2021年9月27日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(510,854円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(1,261,216,697円)、収益調整金(6,150,390,162円)、および分配準備積立金(1,101,823,499円)より、分配対象収益は8,513,941,212円(1万口当たり3,509.87円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(642,269円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(1,104,835,663円)、収益調整金(6,756,633,724円)、および分配準備積立金(1,709,994,237円)より、分配対象収益は9,572,105,893円(1万口当たり3,968.13円)であります。分配を行っておりません。
----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(金融商品に関する注記)

・金融商品の状況に関する事項

項目	第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
<p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第15期 (2021年9月27日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p>	<p>金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p>
<p>2. 時価の算定方法</p>	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第14期(自 2019年9月26日 至 2020年9月25日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,368,230,717円
親投資信託受益証券	94,935円
合計	1,368,135,782円

第15期(自 2020年9月26日 至 2021年9月27日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,221,548,736円
親投資信託受益証券	82,125円
合計	1,221,466,611円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第14期 (2020年9月25日現在)	第15期 (2021年9月27日現在)
期首元本額	23,900,827,180円	24,257,115,114円
期中追加設定元本額	4,420,446,060円	7,518,143,168円
期中一部解約元本額	4,064,158,126円	7,652,802,736円

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資信託受 益証券	ブラックロック / F O F s 用米 国債 F (適格機関投資家限定)	20,735,716,824	31,172,003,101	
	投資信託受益証券 小計		31,172,003,101	
親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド	136,874,567	138,982,435	
	親投資信託受益証券 小計		138,982,435	
合 計			31,310,985,536	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【S M B Cファンドラップ・欧州債】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

	第14期 (2020年 9月25日現在)	第15期 (2021年 9月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	35,073,670
コール・ローン	179,217,980	190,954,194
投資信託受益証券	9,192,195,976	8,572,948,117
親投資信託受益証券	69,434,712	69,393,707
未収入金	7,438,010	-
流動資産合計	9,448,286,678	8,868,369,688
資産合計		
9,448,286,678		
負債の部		
流動負債		
未払解約金	14,035,872	7,407,365
未払受託者報酬	1,570,101	1,434,899
未払委託者報酬	13,084,504	11,957,847
その他未払費用	701,774	594,491
流動負債合計	29,392,251	21,394,602
負債合計		
29,392,251		
純資産の部		
元本等		
元本	7,401,489,138	6,597,566,966
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	2,017,405,289	2,249,408,120
(分配準備積立金)	374,996,158	610,230,565
元本等合計	9,418,894,427	8,846,975,086
純資産合計		
9,418,894,427		
負債純資産合計		
9,448,286,678		

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第14期		第15期	
	自	2019年 9月26日	自	2020年 9月26日
	至	2020年 9月25日	至	2021年 9月27日
営業収益				
受取利息		4,915		2,563
有価証券売買等損益		253,244,651		519,438,464
営業収益合計		253,249,566		519,441,027
営業費用				
支払利息		133,740		63,924
受託者報酬		3,842,966		2,970,547
委託者報酬		32,025,313		24,755,264
その他費用		702,414		594,491
営業費用合計		36,704,433		28,384,226
営業利益又は営業損失()		216,545,133		491,056,801
経常利益又は経常損失()		216,545,133		491,056,801
当期純利益又は当期純損失()		216,545,133		491,056,801
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		153,990,933		141,423,681
期首剰余金又は期首欠損金()		2,496,160,135		2,017,405,289
剰余金増加額又は欠損金減少額		329,356,729		556,896,675
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		329,356,729		556,896,675
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,178,647,641		674,526,964
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,178,647,641		674,526,964
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		2,017,405,289		2,249,408,120

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第15期	
	自 2020年9月26日	至 2021年9月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2020年9月26日から2021年9月27日までとなっております。</p>	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第14期	第15期
	(2020年9月25日現在)	(2021年9月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	7,401,489,138口	6,597,566,966口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2726円 (1万口当たりの純資産額12,726円)	1口当たり純資産額 1.3409円 (1万口当たりの純資産額13,409円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第14期	第15期
	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日	自 2020年9月26日 至 2021年9月27日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(226,927円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(156,414,382円)、収益調整金(2,044,713,137円)、および分配準備積立金(218,354,849円)より、分配対象収益は2,419,709,295円(1万口当たり3,269.22円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(367,513円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(349,265,607円)、収益調整金(1,896,280,052円)、および分配準備積立金(260,597,445円)より、分配対象収益は2,506,510,617円(1万口当たり3,799.14円)であります。分配を行っておりません。
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(金融商品に関する注記)

・金融商品の状況に関する事項

項目	第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第15期 (2021年9月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第14期(自 2019年9月26日 至 2020年9月25日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	417,439,119円
親投資信託受益証券	49,252円
合計	417,389,867円

第15期(自 2020年9月26日 至 2021年9月27日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	410,390,701円
親投資信託受益証券	41,005円
合計	410,349,696円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第14期 (2020年9月25日現在)	第15期 (2021年9月27日現在)
期首元本額	11,311,393,799円	7,401,489,138円
期中追加設定元本額	1,418,773,301円	1,637,500,290円
期中一部解約元本額	5,328,677,962円	2,441,422,462円

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ドイチェノFOFs用欧州債F (適格機関投資家限定)	6,103,914,644	8,572,948,117	
	投資信託受益証券 小計		8,572,948,117	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド	68,341,252	69,393,707	
	親投資信託受益証券 小計		69,393,707	
合計			8,642,341,824	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【S M B Cファンドラップ・新興国債】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

	第14期 (2020年 9月25日現在)	第15期 (2021年 9月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	49,636,579
コール・ローン	309,986,279	270,240,119
投資信託受益証券	12,504,902,431	12,104,469,994
親投資信託受益証券	55,837,352	55,804,377
未収入金	12,709,571	-
流動資産合計	12,883,435,633	12,480,151,069
資産合計	12,883,435,633	12,480,151,069
負債の部		
流動負債		
未払解約金	20,278,279	10,416,392
未払受託者報酬	2,142,776	1,961,740
未払委託者報酬	17,856,864	16,348,219
その他未払費用	769,489	738,308
流動負債合計	41,047,408	29,464,659
負債合計	41,047,408	29,464,659
純資産の部		
元本等		
元本	6,808,731,862	5,970,048,717
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	6,033,656,363	6,480,637,693
(分配準備積立金)	888,800,666	1,604,763,295
元本等合計	12,842,388,225	12,450,686,410
純資産合計	12,842,388,225	12,450,686,410
負債純資産合計	12,883,435,633	12,480,151,069

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	第14期		第15期	
	自 2019年 9月26日 至 2020年 9月25日		自 2020年 9月26日 至 2021年 9月27日	
営業収益				
受取利息		6,698		4,023
有価証券売買等損益		7,287,973		1,256,450,830
営業収益合計		7,281,275		1,256,454,853
営業費用				
支払利息		163,570		98,729
受託者報酬		4,394,841		4,058,819
委託者報酬		36,624,383		33,824,237
その他費用		770,064		738,308
営業費用合計		41,952,858		38,720,093
営業利益又は営業損失()		49,234,133		1,217,734,760
経常利益又は経常損失()		49,234,133		1,217,734,760
当期純利益又は当期純損失()		49,234,133		1,217,734,760
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		54,661,439		210,094,480
期首剰余金又は期首欠損金()		6,470,868,137		6,033,656,363
剰余金増加額又は欠損金減少額		946,955,032		1,620,327,420
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		946,955,032		1,620,327,420
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,389,594,112		2,180,986,370
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,389,594,112		2,180,986,370
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		6,033,656,363		6,480,637,693

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第15期	
	自 2020年9月26日 至 2021年9月27日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2020年9月26日から2021年9月27日までとなっております。</p>	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第14期	第15期
	(2020年9月25日現在)	(2021年9月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	6,808,731,862口	5,970,048,717口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.8862円 (1万口当たりの純資産額18,862円)	1口当たり純資産額 2.0855円 (1万口当たりの純資産額20,855円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第14期	第15期
	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日	自 2020年9月26日 至 2021年9月27日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(26,871円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(5,400,435円)、収益調整金(5,144,855,697円)、および分配準備積立金(883,373,360円)より、分配対象収益は6,033,656,363円(1万口当たり8,861.64円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(265,081円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(1,007,375,199円)、収益調整金(4,875,874,398円)、および分配準備積立金(597,123,015円)より、分配対象収益は6,480,637,693円(1万口当たり10,855.25円)であります。分配を行っておりません。
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
<p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第15期 (2021年9月27日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p>	<p>金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2. 時価の算定方法</p>	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第14期(自 2019年9月26日 至 2020年9月25日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	45,664,373円
親投資信託受益証券	39,008円
合計	45,625,365円

第15期(自 2020年9月26日 至 2021年9月27日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,086,877,424円
親投資信託受益証券	32,975円
合計	1,086,844,449円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第14期 (2020年9月25日現在)	第15期 (2021年9月27日現在)
期首元本額	7,200,338,250円	6,808,731,862円
期中追加設定元本額	1,167,512,280円	1,606,288,673円
期中一部解約元本額	1,559,118,668円	2,444,971,818円

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	FOFs用新興国債F(適格機関投資家限定)	5,410,544,428	12,104,469,994	
	投資信託受益証券 小計		12,104,469,994	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	54,958,024	55,804,377	
	親投資信託受益証券 小計		55,804,377	
合計			12,160,274,371	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【SMBCFاندラップ・J-REIT】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第14期 (2020年 9月25日現在)	第15期 (2021年 9月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	49,347,944
コール・ローン	110,030,162	268,668,686
投資信託受益証券	8,609,515,160	9,797,759,577
親投資信託受益証券	1,000,000	999,409
未収入金	11,379,950	-
流動資産合計	8,731,925,272	10,116,775,616
資産合計	8,731,925,272	10,116,775,616
負債の部		
流動負債		
未払解約金	21,114,516	15,807,335
未払受託者報酬	1,399,635	1,616,868
未払委託者報酬	17,979,667	13,474,293
その他未払費用	707,183	617,711
流動負債合計	41,201,001	31,516,207
負債合計	41,201,001	31,516,207
純資産の部		
元本等		
元本	6,058,419,078	5,720,584,873
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2,632,305,193	4,364,674,536
(分配準備積立金)	1,986,542,103	2,205,433,763
元本等合計	8,690,724,271	10,085,259,409
純資産合計	8,690,724,271	10,085,259,409
負債純資産合計	8,731,925,272	10,116,775,616

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	第14期		第15期	
	自	2019年 9月26日	自	2020年 9月26日
	至	2020年 9月25日	至	2021年 9月27日
営業収益				
受取利息		355		2,678
有価証券売買等損益		1,051,735,541		1,937,078,414
営業収益合計		1,051,735,186		1,937,081,092
営業費用				
支払利息		10,043		75,105
受託者報酬		2,838,848		3,088,350
委託者報酬		43,886,142		25,737,045
その他費用		707,183		617,711
営業費用合計		47,442,216		29,518,211
営業利益又は営業損失()		1,099,177,402		1,907,562,881
経常利益又は経常損失()		1,099,177,402		1,907,562,881
当期純利益又は当期純損失()		1,099,177,402		1,907,562,881
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		199,458,572		328,052,361
期首剰余金又は期首欠損金()		3,597,315,796		2,632,305,193
剰余金増加額又は欠損金減少額		693,264,314		1,054,182,090
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		693,264,314		1,054,182,090
剰余金減少額又は欠損金増加額		758,556,087		901,323,267
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		758,556,087		901,323,267
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		2,632,305,193		4,364,674,536

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第15期	
	自 2020年9月26日 至 2021年9月27日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2020年9月26日から2021年9月27日までとなっております。</p>	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第14期	第15期
	(2020年9月25日現在)	(2021年9月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	6,058,419,078口	5,720,584,873口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.4345円 (1万口当たりの純資産額14,345円)	1口当たり純資産額 1.7630円 (1万口当たりの純資産額17,630円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第14期	第15期
	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日	自 2020年9月26日 至 2021年9月27日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(193,180,300円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(3,397,848,527円)、および分配準備積立金(1,793,361,803円)より、分配対象収益は5,384,390,630円(1万口当たり8,887.45円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(814,156,271円)、収益調整金(3,692,882,341円)、および分配準備積立金(1,391,277,492円)より、分配対象収益は5,898,316,104円(1万口当たり10,310.69円)であります。分配を行っておりません。
----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(金融商品に関する注記)

・金融商品の状況に関する事項

項目	第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
<p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第15期 (2021年9月27日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p>	<p>金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p>
<p>2. 時価の算定方法</p>	<p>(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第14期(自 2019年9月26日 至 2020年9月25日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	147,211,200円
親投資信託受益証券	-円
合計	147,211,200円

第15期(自 2020年9月26日 至 2021年9月27日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,706,590,980円
親投資信託受益証券	591円
合計	1,706,590,389円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第14期 (2020年9月25日現在)	第15期 (2021年9月27日現在)
期首元本額	5,232,333,055円	6,058,419,078円
期中追加設定元本額	2,004,324,047円	1,711,647,550円
期中一部解約元本額	1,178,238,024円	2,049,481,755円

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	SMDAM / FOFs用J-R EIT(適格機関投資家限定)	7,640,770,161	9,797,759,577	
	投資信託受益証券 小計		9,797,759,577	
親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド	984,252	999,409	
	親投資信託受益証券 小計		999,409	
合計			9,798,758,986	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【SMBCFاندラップ・G-REIT】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第14期 (2020年 9月25日現在)	第15期 (2021年 9月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	84,248,838
コール・ローン	352,030,124	458,682,220
投資信託受益証券	14,465,341,355	20,771,878,840
親投資信託受益証券	94,506,453	94,450,642
未収入金	15,356,266	-
流動資産合計	14,927,234,198	21,409,260,540
資産合計	14,927,234,198	21,409,260,540
負債の部		
流動負債		
未払解約金	23,833,098	20,144,950
未払受託者報酬	2,559,043	3,224,356
未払委託者報酬	21,325,753	26,869,863
その他未払費用	816,695	917,474
流動負債合計	48,534,589	51,156,643
負債合計	48,534,589	51,156,643
純資産の部		
元本等		
元本	14,501,416,890	14,130,507,317
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	377,282,719	7,227,596,580
(分配準備積立金)	1,513,646,971	5,429,348,218
元本等合計	14,878,699,609	21,358,103,897
純資産合計	14,878,699,609	21,358,103,897
負債純資産合計	14,927,234,198	21,409,260,540

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第14期		第15期	
	自 2019年 9月26日 至 2020年 9月25日		自 2020年 9月26日 至 2021年 9月27日	
営業収益				
受取利息		6,486		5,534
有価証券売買等損益		2,200,617,700		6,725,330,660
その他収益		1,291,066		45,718
営業収益合計		2,199,320,148		6,725,381,912
営業費用				
支払利息		192,420		140,008
受託者報酬		4,868,035		5,870,931
委託者報酬		40,567,698		48,924,947
その他費用		817,278		917,474
営業費用合計		46,445,431		55,853,360
営業利益又は営業損失()		2,245,765,579		6,669,528,552
経常利益又は経常損失()		2,245,765,579		6,669,528,552
当期純利益又は当期純損失()		2,245,765,579		6,669,528,552
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		200,663,350		845,136,611
期首剰余金又は期首欠損金()		2,826,124,328		377,282,719
剰余金増加額又は欠損金減少額		141,734,022		1,188,839,194
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		141,734,022		1,188,839,194
剰余金減少額又は欠損金増加額		545,473,402		162,917,274
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		545,473,402		162,917,274
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		377,282,719		7,227,596,580

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第15期	
	自 2020年9月26日 至 2021年9月27日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2020年9月26日から2021年9月27日までとなっております。</p>	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第14期	第15期
	(2020年9月25日現在)	(2021年9月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	14,501,416,890口	14,130,507,317口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0260円 (1万口当たりの純資産額10,260円)	1口当たり純資産額 1.5115円 (1万口当たりの純資産額15,115円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第14期	第15期
	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日	自 2020年9月26日 至 2021年9月27日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(5,773,867,320円)、および分配準備積立金(1,513,646,971円)より、分配対象収益は7,287,514,291円(1万口当たり5,025.38円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(533,217円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(4,303,684,089円)、収益調整金(5,975,987,668円)、および分配準備積立金(1,125,130,912円)より、分配対象収益は11,405,335,886円(1万口当たり8,071.43円)であります。分配を行っておりません。
----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(金融商品に関する注記)

・金融商品の状況に関する事項

項目	第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
<p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第15期 (2021年9月27日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p>	<p>金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p>
<p>2. 時価の算定方法</p>	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第14期(自 2019年9月26日 至 2020年9月25日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,013,532,044円
親投資信託受益証券	54,010円
合計	2,013,586,054円

第15期(自 2020年9月26日 至 2021年9月27日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	6,178,596,577円
親投資信託受益証券	55,811円
合計	6,178,540,766円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第14期 (2020年9月25日現在)	第15期 (2021年9月27日現在)
期首元本額	11,065,174,115円	14,501,416,890円
期中追加設定元本額	6,130,540,634円	3,721,230,083円
期中一部解約元本額	2,694,297,859円	4,092,139,656円

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	大和住銀ノプリンシパルFOFs用外国リートF(適格機関投資家限定)	13,999,109,611	20,771,878,840	
	投資信託受益証券 小計		20,771,878,840	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	93,018,163	94,450,642	
	親投資信託受益証券 小計		94,450,642	
合計			20,866,329,482	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【S M B Cファンドラップ・コモディティ】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

	第14期 (2020年 9月25日現在)	第15期 (2021年 9月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	24,051,293
コール・ローン	102,783,921	130,944,246
投資信託受益証券	4,989,242,778	6,097,374,677
親投資信託受益証券	31,376,170	31,357,641
未収入金	7,071,193	-
流動資産合計	5,130,474,062	6,283,727,857
資産合計	5,130,474,062	6,283,727,857
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,646,149	8,495,746
未払受託者報酬	794,234	947,248
未払委託者報酬	6,618,910	7,894,124
その他未払費用	296,353	359,763
流動負債合計	18,355,646	17,696,881
負債合計	18,355,646	17,696,881
純資産の部		
元本等		
元本	14,089,545,680	12,208,487,386
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	8,977,427,264	5,942,456,410
(分配準備積立金)	83,937	1,053,026,254
元本等合計	5,112,118,416	6,266,030,976
純資産合計	5,112,118,416	6,266,030,976
負債純資産合計	5,130,474,062	6,283,727,857

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	第14期		第15期	
	自 2019年 9月26日	至 2020年 9月25日	自 2020年 9月26日	至 2021年 9月27日
営業収益				
受取利息		1,932		1,576
有価証券売買等損益		249,966,966		1,861,904,198
営業収益合計		249,965,034		1,861,905,774
営業費用				
支払利息		53,732		40,858
受託者報酬		1,482,079		1,797,773
委託者報酬		12,351,352		14,982,191
その他費用		296,537		359,763
営業費用合計		14,183,700		17,180,585
営業利益又は営業損失()		264,148,734		1,844,725,189
経常利益又は経常損失()		264,148,734		1,844,725,189
当期純利益又は当期純損失()		264,148,734		1,844,725,189
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		45,618,417		243,503,884
期首剰余金又は期首欠損金()		6,535,058,027		8,977,427,264
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,195,749,754		2,880,030,999
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,195,749,754		2,880,030,999
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		3,419,588,674		1,446,281,450
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		3,419,588,674		1,446,281,450
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		8,977,427,264		5,942,456,410

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第15期	
	自 2020年9月26日 至 2021年9月27日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2020年9月26日から2021年9月27日までとなっております。</p>	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第14期	第15期
	(2020年9月25日現在)	(2021年9月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	14,089,545,680口	12,208,487,386口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 8,977,427,264円	元本の欠損 5,942,456,410円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.3628円 (1万口当たりの純資産額3,628円)	1口当たり純資産額 0.5133円 (1万口当たりの純資産額5,133円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第14期	第15期
	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日	自 2020年9月26日 至 2021年9月27日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(302,322,724円)、および分配準備積立金(83,937円)より、分配対象収益は302,406,661円(1万口当たり214.63円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(166,229円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(1,052,801,574円)、収益調整金(261,967,144円)、および分配準備積立金(58,451円)より、分配対象収益は1,314,993,398円(1万口当たり1,077.11円)であります。分配を行っておりません。
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(金融商品に関する注記)

・金融商品の状況に関する事項

項目	第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第15期 (2021年9月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第14期(自 2019年9月26日 至 2020年9月25日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	204,220,294円
親投資信託受益証券	18,718円
合計	204,239,012円

第15期(自 2020年9月26日 至 2021年9月27日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,685,938,802円
親投資信託受益証券	18,529円
合計	1,685,920,273円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第14期 (2020年9月25日現在)	第15期 (2021年9月27日現在)
期首元本額	10,835,464,791円	14,089,545,680円
期中追加設定元本額	5,208,159,748円	2,656,756,158円
期中一部解約元本額	1,954,078,859円	4,537,814,452円

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	パインブリッジ/FOFs用コモディティF(適格機関投資家限定)	12,000,343,785	6,097,374,677	
	投資信託受益証券 小計		6,097,374,677	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	30,882,058	31,357,641	
	親投資信託受益証券 小計		31,357,641	
合計			6,128,732,318	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【SMBCFاندラップ・ヘッジファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第14期 (2020年 9月25日現在)	第15期 (2021年 9月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	259,884,758
コール・ローン	1,262,817,327	1,414,909,930
投資信託受益証券	57,715,436,727	62,192,284,046
親投資信託受益証券	316,196,359	316,009,629
未収入金	175,986,600	-
流動資産合計	59,470,437,013	64,183,088,363
資産合計	59,470,437,013	64,183,088,363
負債の部		
流動負債		
未払解約金	212,085,744	81,547,024
未払受託者報酬	9,882,355	10,333,895
未払委託者報酬	82,353,204	86,116,211
その他未払費用	1,471,604	1,509,075
流動負債合計	305,792,907	179,506,205
負債合計	305,792,907	179,506,205
純資産の部		
元本等		
元本	59,908,320,866	64,391,515,614
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	743,676,760	387,933,456
(分配準備積立金)	361,106,536	289,091,465
元本等合計	59,164,644,106	64,003,582,158
純資産合計	59,164,644,106	64,003,582,158
負債純資産合計	59,470,437,013	64,183,088,363

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第14期		第15期	
	自	2019年 9月26日	自	2020年 9月26日
	至	2020年 9月25日	至	2021年 9月27日
営業収益				
受取利息		27,144		19,420
有価証券売買等損益		1,337,664,321		569,498,082
営業収益合計		1,337,637,177		569,517,502
営業費用				
支払利息		636,069		494,934
受託者報酬		18,861,762		19,943,819
委託者報酬		157,181,954		166,199,354
その他費用		1,473,897		1,509,078
営業費用合計		178,153,682		188,147,185
営業利益又は営業損失()		1,515,790,859		381,370,317
経常利益又は経常損失()		1,515,790,859		381,370,317
当期純利益又は当期純損失()		1,515,790,859		381,370,317
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		75,722,609		16,735,462
期首剰余金又は期首欠損金()		721,254,570		743,676,760
剰余金増加額又は欠損金減少額		115,767,359		172,566,406
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		172,566,406
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		115,767,359		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		140,630,439		214,928,881
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		140,630,439		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		214,928,881
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		743,676,760		387,933,456

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第15期	
	自 2020年9月26日 至 2021年9月27日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適切ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2020年9月26日から2021年9月27日までとなっております。</p>	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第14期	第15期
	(2020年9月25日現在)	(2021年9月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	59,908,320,866口	64,391,515,614口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 743,676,760円	元本の欠損 387,933,456円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.9876円 (1万口当たりの純資産額9,876円)	1口当たり純資産額 0.9940円 (1万口当たりの純資産額9,940円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第14期	第15期
	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日	自 2020年9月26日 至 2021年9月27日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(3,710,917,397円)、および分配準備積立金(361,106,536円)より、分配対象収益は4,072,023,933円(1万口当たり679.71円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,118,648円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(4,088,734,089円)、および分配準備積立金(287,972,817円)より、分配対象収益は4,377,825,554円(1万口当たり679.88円)であります。分配を行っておりません。
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(金融商品に関する注記)

・金融商品の状況に関する事項

項目	第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第15期 (2021年9月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第14期(自 2019年9月26日 至 2020年9月25日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	902,535,721円
親投資信託受益証券	194,786円
合計	902,730,507円

第15期(自 2020年9月26日 至 2021年9月27日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	590,507,556円
親投資信託受益証券	186,730円
合計	590,320,826円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第15期 自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第14期 (2020年9月25日現在)	第15期 (2021年9月27日現在)
期首元本額	53,693,372,914円	59,908,320,866円
期中追加設定元本額	17,138,835,687円	18,114,732,699円
期中一部解約元本額	10,923,887,735円	13,631,537,951円

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	SOMPO / FOFs用日本株MN (適格機関投資家限定)	16,819,311,078	14,489,836,493	
	ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用)	30,755,669,249	31,456,898,507	
	SMDAM / FOFs用日本グロース株MN (適格機関投資家限定)	14,967,338,351	16,245,549,046	
	投資信託受益証券 小計		62,192,284,046	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	311,216,889	316,009,629	
	親投資信託受益証券 小計		316,009,629	
合計			62,508,293,675	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「SMBCファンドラップ・日本バリュー株」、「SMBCファンドラップ・日本グロース株」、「SMBCファンドラップ・日本中小型株」、「SMBCファンドラップ・米国株」、「SMBCファンドラップ・欧州株」、「SMBCファンドラップ・新興国株」、「SMBCファンドラップ・日本債」、「SMBCファンドラップ・米国債」、「SMBCファンドラップ・欧州債」、「SMBCファンドラップ・新興国債」、「SMBCファンドラップ・J-REIT」、「SMBCファンドラップ・G-REIT」、「SMBCファンドラップ・コモディティ」および「SMBCファンドラップ・ヘッジファンド」は、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(2020年9月25日現在)	(2021年9月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	304,595,789
コール・ローン	856,226,520	1,658,333,521
地方債証券	300,634,000	-
特殊債券	2,620,577,200	1,891,365,484
社債券	801,166,500	801,468,200
未収利息	9,067,218	6,196,794
前払費用	1,388,853	1,122,020
流動資産合計	4,589,060,291	4,663,081,808
資産合計	4,589,060,291	4,663,081,808

負債の部		
流動負債		
未払金	100,138,000	100,293,000
未払解約金	937,111	106,163
その他未払費用	715	4,197
流動負債合計	101,075,826	100,403,360
負債合計	101,075,826	100,403,360
純資産の部		
元本等		
元本	4,417,496,539	4,493,425,434
剰余金		
剰余金又は欠損金()	70,487,926	69,253,014
元本等合計	4,487,984,465	4,562,678,448
純資産合計	4,487,984,465	4,562,678,448
負債純資産合計	4,589,060,291	4,663,081,808

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2020年9月25日現在)	(2021年9月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	4,417,496,539口	4,493,425,434口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0160円 (1万口当たりの純資産額10,160円)	1口当たり純資産額 1.0154円 (1万口当たりの純資産額10,154円)

(金融商品に関する注記)

・金融商品の状況に関する事項

項目	自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
<p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	(2021年9月27日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p>	<p>金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2. 時価の算定方法</p>	<p>(1) 有価証券（特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2020年9月26日 至 2021年9月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2020年9月25日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	3,701,000,741円
同期中における追加設定元本額	5,227,762,221円
同期中における一部解約元本額	4,511,266,423円
2020年9月25日現在の元本の内訳	
S M B Cファンドラップ・日本バリュー株	984,252円
S M B Cファンドラップ・J - R E I T	984,252円
S M B Cファンドラップ・G - R E I T	93,018,163円
S M B Cファンドラップ・ヘッジファンド	311,216,889円
S M B Cファンドラップ・欧州株	89,718,432円
S M B Cファンドラップ・新興国株	61,111,034円
S M B Cファンドラップ・コモディティ	30,882,058円
S M B Cファンドラップ・米国債	136,874,567円
S M B Cファンドラップ・欧州債	68,341,252円
S M B Cファンドラップ・新興国債	54,958,024円
S M B Cファンドラップ・日本グロース株	167,596,581円
S M B Cファンドラップ・日本中小型株	27,029,827円
S M B Cファンドラップ・日本債	964,891,078円
エマージング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型)	36,545,313円
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース(毎月分配型)	130,604,200円
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース(毎月分配型)	6,059,780円
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース(毎月分配型)	146,670,647円
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース(毎月分配型)	5,392,215円
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース(毎月分配型)	47,173,770円
エマージング・ボンド・ファンド(マネー・プールファンド)	313,838,927円
大和住銀 中国株式ファンド(マネー・ポートフォリオ)	82,975,040円
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース(毎月分配型)	1,339,775円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース	18,658,181円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース	9,783円
日本株225・米ドルコース	49,237円
日本株225・ブラジルリアルコース	393,895円

日本株225・豪ドルコース	147,711円
日本株225・資源3通貨コース	49,237円
グローバルCBオープン・高金利通貨コース	598,533円
グローバルCBオープン・円コース	827,757円
グローバルCBオープン(マネープールファンド)	1,941,594円
オーストラリア高配当株プレミアム(毎月分配型)	1,057,457円
スマート・ストラテジー・ファンド(毎月決算型)	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド(年2回決算型)	4,566,053円
カナダ高配当株ツイン(毎月分配型)	66,417,109円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円
エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース(毎月分配型)	320,670円
エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース(毎月分配型)	2,042,379円
カナダ高配当株ファンド	984円
米国短期社債戦略ファンド2017-03(為替ヘッジあり)	1,751,754円
世界リアルアセット・バランス(毎月決算型)	1,451,601円
世界リアルアセット・バランス(資産成長型)	2,567,864円
米国分散投資戦略ファンド(1倍コース)	349,729,400円
米国分散投資戦略ファンド(3倍コース)	1,071,521,743円
米国分散投資戦略ファンド(5倍コース)	445,153円
グローバルDX関連株式ファンド(予想分配金提示型)	295,276円
グローバルDX関連株式ファンド(資産成長型)	1,968,504円
大和住銀マルチ・ストラテジー・ファンド(ヘッジ付)(適格機関投資家限定)	98,396,143円
合計	4,417,496,539円

(2021年9月27日現在)

開示対象ファンドの

期首における当該親投資信託の元本額	4,417,496,539円
同期中における追加設定元本額	6,255,220,931円
同期中における一部解約元本額	6,179,292,036円

2021年9月27日現在の元本の内訳

S M B Cファンドラップ・日本バリュー株	984,252円
S M B Cファンドラップ・J - R E I T	984,252円
S M B Cファンドラップ・G - R E I T	93,018,163円
S M B Cファンドラップ・ヘッジファンド	311,216,889円
S M B Cファンドラップ・米国株	984,543円
S M B Cファンドラップ・欧州株	89,718,432円
S M B Cファンドラップ・新興国株	61,111,034円
S M B Cファンドラップ・コモディティ	30,882,058円
S M B Cファンドラップ・米国債	136,874,567円
S M B Cファンドラップ・欧州債	68,341,252円
S M B Cファンドラップ・新興国債	54,958,024円
S M B Cファンドラップ・日本グロース株	167,596,581円
S M B Cファンドラップ・日本中小型株	27,029,827円
S M B Cファンドラップ・日本債	964,891,078円
D C日本国債プラス	956,020,916円

エマージング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型)	2,076,138円
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース(毎月分配型)	2,575,836円
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース(毎月分配型)	1,135,612円
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース(毎月分配型)	8,793,948円
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース(毎月分配型)	468,047円
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース(毎月分配型)	886,592円
エマージング・ボンド・ファンド(マネー・プールファンド)	260,666,634円
大和住銀 中国株式ファンド(マネー・ポートフォリオ)	67,680,364円
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース(毎月分配型)	354,941円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース	438,760円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース	9,783円
日本株225・米ドルコース	49,237円
日本株225・ブラジルリアルコース	393,895円
日本株225・豪ドルコース	147,711円
日本株225・資源3通貨コース	49,237円
グローバルCBオープン・高金利通貨コース	598,533円
グローバルCBオープン・円コース	827,757円
グローバルCBオープン(マネー・プールファンド)	1,943,569円
オーストラリア高配当株プレミアム(毎月分配型)	269,590円
スマート・ストラテジー・ファンド(毎月決算型)	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド(年2回決算型)	4,566,053円
カナダ高配当株ツイン(毎月分配型)	433,260円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円
エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース(毎月分配型)	25,219円
エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース(毎月分配型)	565,128円
世界リアルアセット・バランス(毎月決算型)	466,767円
世界リアルアセット・バランス(資産成長型)	598,196円
米国分散投資戦略ファンド(1倍コース)	346,684,583円
米国分散投資戦略ファンド(3倍コース)	710,566,109円
米国分散投資戦略ファンド(5倍コース)	445,153円
グローバルDX関連株式ファンド(予想分配金提示型)	295,276円
グローバルDX関連株式ファンド(資産成長型)	1,968,504円
日興FWS・日本株クオリティ	19,697円
日興FWS・日本株市場型アクティブ	19,697円
日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・日本債アクティブ	19,697円
日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円

日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・Jリートアクティブ	19,697円
日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略	19,697円
日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略	19,697円
大和住銀マルチ・ストラテジー・ファンド(ヘッジ付)(適格機関投資家限定)	98,396,143円
合計	4,493,425,434円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	145 政保道路機構	100,000,000	100,005,000	
	149 政保道路機構	260,000,000	260,447,200	
	152 政保道路機構	155,000,000	155,420,360	
	31 政保地方公共団	500,000,000	501,156,000	
	33 政保地方公共団	100,000,000	100,344,200	
	39 政保地方公共団	115,000,000	115,814,660	
	15 政保中部空港	456,000,000	457,935,264	
	58 日本学生支援	100,000,000	99,991,800	
	11 国際協力機構	100,000,000	100,251,000	
		特殊債券 小計		1,891,365,484
社債券	10 日本たばこ産業	100,000,000	100,271,800	
	11 セブンアンドアイ	100,000,000	100,359,900	
	16 三菱ケミカルホールデイ	100,000,000	100,260,500	
	14 ZHD	100,000,000	100,009,700	
	13 パナソニック	100,000,000	100,228,300	
	9 ドンキホーテHD	100,000,000	100,326,400	
	25 リコーリース	100,000,000	100,011,600	
	43 三菱UFJリース	100,000,000	100,000,000	
		社債券 小計		801,468,200
	合計		2,692,833,684	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

S M B C ファンドラップ・日本バリュー株

	2021年9月30日	現在
資産総額	75,784,911,857	円
負債総額	106,832,734	円
純資産総額(-)	75,678,079,123	円
発行済口数	41,899,434,579	口
1口当たり純資産額(/)	1.8062	円
(1万口当たり純資産額	18,062	円)

S M B C ファンドラップ・日本グロース株

	2021年9月30日	現在
資産総額	58,471,561,278	円
負債総額	85,566,040	円
純資産総額(-)	58,385,995,238	円
発行済口数	47,013,876,895	口
1口当たり純資産額(/)	1.2419	円
(1万口当たり純資産額	12,419	円)

S M B C ファンドラップ・日本中小型株

	2021年9月30日	現在
資産総額	9,365,934,478	円
負債総額	13,329,225	円
純資産総額(-)	9,352,605,253	円
発行済口数	4,248,483,345	口
1口当たり純資産額(/)	2.2014	円
(1万口当たり純資産額	22,014	円)

S M B C ファンドラップ・米国株

	2021年9月30日	現在
資産総額	72,804,490,094	円
負債総額	64,908,635	円
純資産総額(-)	72,739,581,459	円
発行済口数	19,754,678,715	口
1口当たり純資産額(/)	3.6821	円
(1万口当たり純資産額	36,821	円)

S M B C ファンドラップ・欧州株

	2021年9月30日	現在
資産総額	23,509,997,611	円
負債総額	20,642,478	円
純資産総額(-)	23,489,355,133	円
発行済口数	16,056,323,383	口
1口当たり純資産額(/)	1.4629	円
(1万口当たり純資産額	14,629	円)

S M B C ファンドラップ・新興国株

	2021年9月30日	現在
資産総額	16,918,628,430	円
負債総額	88,952,287	円
純資産総額(-)	16,829,676,143	円
発行済口数	11,228,746,606	口
1口当たり純資産額(/)	1.4988	円
(1万口当たり純資産額	14,988	円)

S M B C ファンドラップ・日本債

	2021年9月30日	現在
資産総額	197,048,063,116	円
負債総額	213,922,641	円
純資産総額(-)	196,834,140,475	円
発行済口数	169,089,052,651	口
1口当たり純資産額(/)	1.1641	円
(1万口当たり純資産額	11,641	円)

S M B C ファンドラップ・米国債

	2021年9月30日	現在
資産総額	32,438,738,125	円
負債総額	27,211,629	円
純資産総額(-)	32,411,526,496	円
発行済口数	24,268,244,258	口
1口当たり純資産額(/)	1.3356	円
(1万口当たり純資産額	13,356	円)

S M B C ファンドラップ・欧州債

	2021年9月30日	現在
資産総額	8,883,835,450	円
負債総額	7,334,908	円
純資産総額(-)	8,876,500,542	円
発行済口数	6,635,749,569	口
1口当たり純資産額(/)	1.3377	円

(1万口当たり純資産額 13,377 円)

S M B C ファンドラップ・新興国債

	2021年9月30日 現在
資産総額	12,479,925,752 円
負債総額	11,663,435 円
純資産総額 (-)	12,468,262,317 円
発行済口数	6,004,923,953 口
1口当たり純資産額 (/)	2.0763 円
(1万口当たり純資産額	20,763 円)

S M B C ファンドラップ・J - R E I T

	2021年9月30日 現在
資産総額	10,203,687,021 円
負債総額	13,048,854 円
純資産総額 (-)	10,190,638,167 円
発行済口数	5,754,207,915 口
1口当たり純資産額 (/)	1.7710 円
(1万口当たり純資産額	17,710 円)

S M B C ファンドラップ・G - R E I T

	2021年9月30日 現在
資産総額	21,024,250,995 円
負債総額	18,405,661 円
純資産総額 (-)	21,005,845,334 円
発行済口数	14,208,999,112 口
1口当たり純資産額 (/)	1.4783 円
(1万口当たり純資産額	14,783 円)

S M B C ファンドラップ・コモディティ

	2021年9月30日 現在
資産総額	6,503,027,728 円
負債総額	8,833,795 円
純資産総額 (-)	6,494,193,933 円
発行済口数	12,273,663,220 口
1口当たり純資産額 (/)	0.5291 円
(1万口当たり純資産額	5,291 円)

S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

	2021年9月30日 現在
資産総額	64,325,426,602 円

負債総額	73,693,352 円
純資産総額（ - ）	64,251,733,250 円
発行済口数	64,710,571,026 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9929 円
（1万口当たり純資産額	9,929 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記 a の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2021年9月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

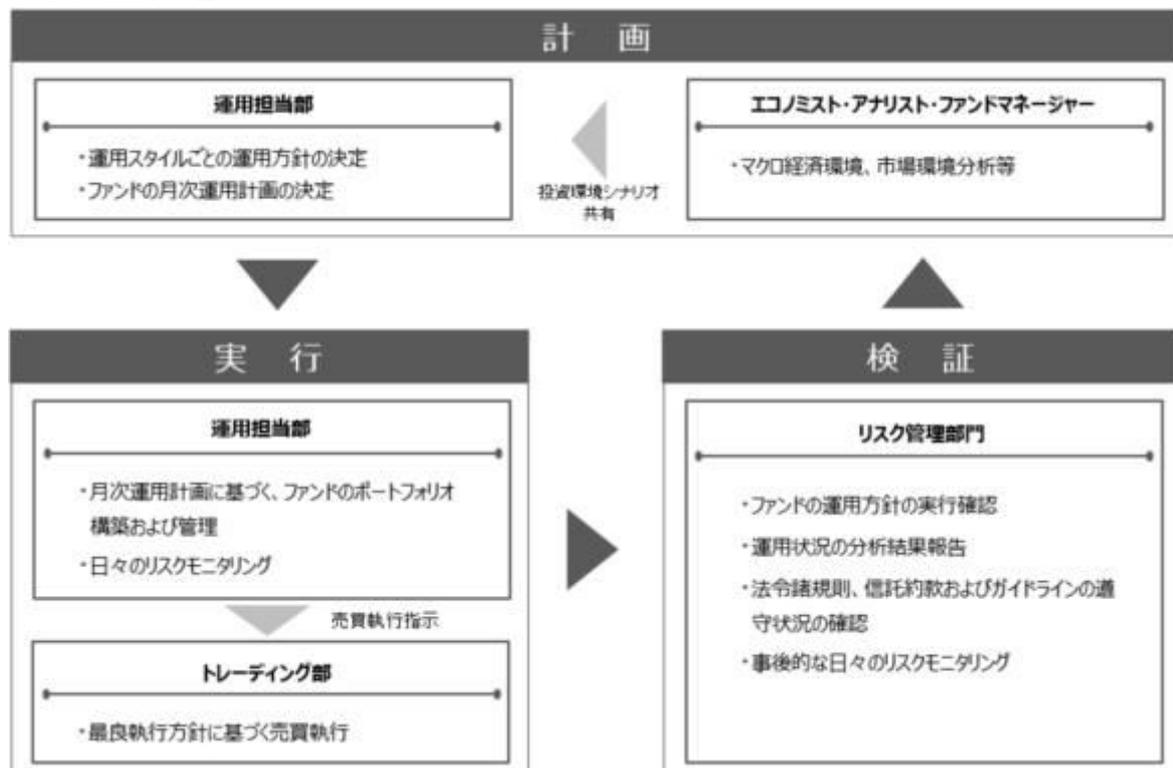
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

二 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2021年9月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(親投資信託は除きます)は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	747	9,430,017
単位型株式投資信託	104	569,236
追加型公社債投資信託	1	28,911
単位型公社債投資信託	189	433,339
合計	1,041	10,461,505

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	33,264,545	33,048,142
顧客分別金信託	300,021	300,036
前払費用	515,226	449,748
未収入金	602,605	132,419
未収委託者報酬	8,404,880	9,936,096
未収運用受託報酬	2,199,785	2,247,156
未収投資助言報酬	299,826	398,108
未収収益	37,702	39,975
その他の流動資産	40,119	6,981
流動資産合計	45,664,712	46,558,665
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	101,609	1,509,450
器具備品	783,224	870,855
土地	710	710
リース資産	968	13,483

建設仮勘定	66,498	-
有形固定資産合計	953,010	2,394,500
無形固定資産		
ソフトウェア	909,133	1,347,889
ソフトウェア仮勘定	508,733	1,029,033
のれん	34,397,824	3,654,491
顧客関連資産	17,785,166	15,671,890
電話加入権	12,739	12,727
商標権	54	48
無形固定資産合計	53,613,651	21,716,080
投資その他の資産		
投資有価証券	19,436,480	22,866,282
関係会社株式	11,246,398	11,246,398
長期差入保証金	2,523,637	1,409,091
長期前払費用	113,852	116,117
会員権	90,479	90,479
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産合計	33,390,098	35,707,619
固定資産合計	87,956,760	59,818,200
資産合計	133,621,473	106,376,866

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,064	5,153
顧客からの預り金	14,285	20,077
その他の預り金	146,200	169,380
未払金		
未払収益分配金	1,629	1,646
未払償還金	131,338	43,523
未払手数料	3,776,873	4,480,697
その他未払金	502,211	270,290
未払費用	3,935,582	5,940,121
未払消費税等	305,513	235,647
未払法人税等	489,151	762,648
賞与引当金	1,716,321	1,516,622
その他の流動負債	30,951	9,710
流動負債合計	11,051,125	13,455,519
固定負債		
リース債務	-	9,678
繰延税金負債	2,963,538	2,566,958
退職給付引当金	5,299,814	5,258,448
賞与引当金	14,767	-
その他の固定負債	172,918	40,950
固定負債合計	8,451,038	7,876,035
負債合計	19,502,164	21,331,554
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	81,927,000	81,927,000

資本剰余金合計	90,555,984	90,555,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	19,364,265	10,281,242
利益剰余金合計	21,185,470	8,460,037
株主資本計	113,741,454	84,095,946
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	377,855	949,365
評価・換算差額等合計	377,855	949,365
純資産合計	114,119,309	85,045,311
負債・純資産合計	133,621,473	106,376,866

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	2019年4月1日	(自	2020年4月1日
	至	2020年3月31日)	至	2021年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		54,615,133		50,610,457
運用受託報酬		9,389,058		9,450,169
投資助言報酬		1,303,595		1,270,584
その他営業収益				
サービス支 hands 手数料		181,061		200,807
その他		32,421		32,820
営業収益計		65,521,269		61,564,839
営業費用				
支払手数料		24,888,040		22,784,919
広告宣伝費		447,024		365,317
調査費				
調査費		3,214,679		3,061,987
委託調査費		7,702,309		7,810,157
営業雑経費				
通信費		70,007		95,163
印刷費		612,249		554,920
協会費		45,117		40,044
諸会費		32,199		29,473
情報機器関連費		4,349,174		4,562,612
販売促進費		68,688		23,614
その他		154,201		163,332
営業費用合計		41,583,691		39,491,542
一般管理費				
給料				
役員報酬		264,325		277,027
給料・手当		9,789,691		9,280,730
賞与		914,702		950,630
賞与引当金繰入額		1,726,013		1,501,855
交際費		30,898		11,815
寄付金		2,022		949
事務委託費		956,931		844,255
旅費交通費		249,359		21,023

租税公課	389,032	389,819
不動産賃借料	1,121,553	1,639,529
退職給付費用	797,158	790,144
固定資産減価償却費	3,044,658	3,040,894
のれん償却費	2,645,986	2,645,986
諸経費	482,324	608,206
一般管理費合計	22,414,658	22,002,869
営業利益	1,522,919	70,426

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	778,113	13,164
受取利息	947	2,736
時効成立分配金・償還金	1,041	88,335
原稿・講演料	2,061	2,603
投資有価証券償還益	6,398	57,388
投資有価証券売却益	24,206	162,941
雑収入	53,484	72,933
営業外収益合計	866,254	400,104
営業外費用		
為替差損	72,457	766
投資有価証券償還損	129,006	11,762
投資有価証券売却損	12,906	34,473
雑損失	8,334	1,240
営業外費用合計	222,704	48,243
経常利益	2,166,469	422,288
特別損失		
固定資産除却損	1 110,668	54,493
減損損失	2 46,417	28,097,346
合併関連費用	42,800	-
早期退職費用	3 -	216,200
本社移転費用	4 133,168	127,044
その他特別損失	-	5,460
特別損失合計	333,054	28,500,544
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失()	1,833,414	28,078,256
法人税、住民税及び事業税	1,874,278	1,549,173
法人税等調整額	619,676	693,192
法人税等合計	1,254,602	855,980
当期純利益又は 当期純損失()	578,811	28,934,237

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,000,000	8,628,984	-	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054
当期変動額								
剰余金の配当								2,469,600
当期純利益								578,811
合併による増加			81,927,000	81,927,000				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	81,927,000	81,927,000	-	-	-	1,890,788
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	利益剰余金合計					
当期首残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304	
当期変動額						
剰余金の配当	2,469,600	2,469,600			2,469,600	
当期純利益	578,811	578,811			578,811	
合併による増加		81,927,000			81,927,000	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			216,206	216,206	216,206	
当期変動額合計	1,890,788	80,036,211	216,206	216,206	79,820,005	
当期末残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309	

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265
当期変動額								
剰余金の配当								711,271
当期純損失（ ）								28,934,237
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	29,645,508
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	10,281,242

	株主資本	評価・換算差額等
--	------	----------

	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
	利益剰余金 合計				
当期首残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309
当期変動額					
剰余金の配当	711,271	711,271		-	711,271
当期純損失（ ）	28,934,237	28,934,237		-	28,934,237
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	571,510	571,510	571,510
当期変動額合計	29,645,508	29,645,508	571,510	571,510	29,073,997
当期末残高	8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定

式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

当社は「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第31号 2019年7月4日)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物	466,875千円	102,329千円
器具備品	1,225,261千円	1,153,649千円
リース資産	1,452千円	2,830千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	-千円	-千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.	132,559千円	93,374千円

(損益計算書関係)

1 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	879千円	18,278千円
器具備品	119千円	28,604千円
リース資産	5,377千円	-千円
ソフトウェア	1,596千円	7,610千円
ソフトウェア仮勘定	102,695千円	-千円

2 減損損失

前事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
千代田区	事業用資産	建物	46,417

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

上記事業用資産については、霞ヶ関オフィスの移転に係る意思決定をしたことに伴い将来の使用が見込めなくなった資産につき、回収可能額を零と見積もり、当該減少額を減損損失に計上しております。その内訳は、建物に計上した資産除去債務に対応する原状回復費用相当額であります。

当事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
-	その他	のれん	28,097,346

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

当社は、当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併に伴って発生したのれんを計上しております。当該のれんについて下期以降の業績は上向いているものの、通期では業績計画を下回る結果となったことを踏まえて将来キャッシュ・フローを見直した結果、のれんの帳簿価額の回収が見込まれなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを9.2%で割り引いて算出しております。

3 早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

4 本社移転費用

前事業年度の本社移転費用は、本社事務所移転に伴い解約日までに賃貸期間の残存分(2020年7月13日から2020年9月30日まで)の賃料及び共益費相当額として133,168千円支払うものであります。

当事業年度の本社移転費用は、本社移転に伴うものであり、主に設備撤去費用、引越費用などであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

合併に伴う普通株式の発行により16,230,060株増加しております。

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640,000株	16,230,060株	-	33,870,060株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月24日 臨時株主総会	普通株式	2,469,600	140.00	2019年 3月28日	2019年 6月25日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	711,271	21.00	2020年 3月31日	2020年 6月30日

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2.剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	711,271	21.00	2020年 3月31日	2020年 6月30日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
1年以内	1,618,641	1,194,699
1年超	5,844,934	3,497,258
合計	7,463,576	4,691,958

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれていません(注2)参照)。

前事業年度(2020年3月31日)

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	33,264,545	33,264,545	-
(2)顧客分別金信託	300,021	300,021	-
(3)未収委託者報酬	8,404,880	8,404,880	-
(4)未収運用受託報酬	2,199,785	2,199,785	-
(5)未収投資助言報酬	299,826	299,826	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	19,391,111	19,391,111	-
(7)長期差入保証金	2,523,637	2,523,637	-
資産計	66,383,807	66,383,807	-
(1)顧客からの預り金	14,285	14,285	-
(2)未払手数料	3,776,873	3,776,873	-
負債計	3,791,158	3,791,158	-

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	33,048,142	33,048,142	-
(2)顧客分別金信託	300,036	300,036	-
(3)未収委託者報酬	9,936,096	9,936,096	-
(4)未収運用受託報酬	2,247,156	2,247,156	-
(5)未収投資助言報酬	398,108	398,108	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	22,826,472	22,826,472	-
(7)長期差入保証金	1,409,091	1,409,091	-
資産計	70,165,105	70,165,105	-
(1)顧客からの預り金	20,077	20,077	-
(2)未払手数料	4,480,697	4,480,697	-
負債計	4,500,774	4,500,774	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
その他有価証券		
非上場株式	45,369	39,809
合計	45,369	39,809
子会社株式		
非上場株式	11,246,398	11,246,398
合計	11,246,398	11,246,398

その他有価証券については、市場価格がないため、「(6) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

また時価をもって貸借対照表計上額としている「(6) その他有価証券」は、全て投資信託で構成されております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	33,264,545	-	-	-
顧客分別金信託	300,021	-	-	-
未収委託者報酬	8,404,880	-	-	-
未収運用受託報酬	2,199,785	-	-	-
未収投資助言報酬	299,826	-	-	-
長期差入保証金	1,125,292	1,398,345	-	-
合計	45,594,350	1,398,345	-	-

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超

現金及び預金	33,048,142	-	-	-
顧客分別金信託	300,036	-	-	-
未収委託者報酬	9,936,096	-	-	-
未収運用受託報酬	2,247,156	-	-	-
未収投資助言報酬	398,108	-	-	-
長期差入保証金	42,007	1,367,084	-	-
合計	45,971,548	1,367,084	-	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式

前事業年度(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2021年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	12,411,812	13,327,652	915,839
小計	12,411,812	13,327,652	915,839
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,413,317	6,063,458	349,858
小計	6,413,317	6,063,458	349,858
合計	18,825,130	19,391,111	565,980

(注) 非上場株式等(貸借対照表計上額 45,369千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	14,397,606	16,097,433	1,699,827
小計	14,397,606	16,097,433	1,699,827
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,994,762	6,729,039	265,723
小計	6,994,762	6,729,039	265,723
合計	21,392,369	22,826,472	1,434,103

(注) 非上場株式等(貸借対照表計上額 39,809千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,814,360	24,206	12,906

(単位:千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
3,631,425	6,398	129,006

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,978,622	162,941	34,473

(単位:千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,630,219	57,388	11,762

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について1,560千円（その他有価証券1,560千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,418,601	5,299,814
勤務費用	523,396	476,308
利息費用	-	-
数理計算上の差異の発生額	195	67,476
退職給付の支払額	349,050	585,151
過去勤務費用の発生額	-	-
合併による発生額	1,707,062	-
退職給付債務の期末残高	5,299,814	5,258,448

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年 3月31日)	当事業年度 (2021年 3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	5,299,814	5,258,448
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	5,299,814	5,258,448

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
勤務費用	492,511	476,308
利息費用	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	195	67,476
その他	304,842	246,359
確定給付制度に係る退職給付費用	797,158	790,144

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
割引率	0.000%	0.020%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度248,932千円、当事業年度239,162千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,622,803	1,610,136
賞与引当金	530,059	464,389
調査費	178,573	247,208
未払金	162,557	206,090
未払事業税	46,423	66,891
ソフトウェア償却	91,937	90,431
子会社株式評価損	114,876	114,876
その他有価証券評価差額金	150,771	131,391
その他	88,250	35,930
繰延税金資産小計	2,986,254	2,967,346
評価性引当額(注)	193,485	218,966
繰延税金資産合計	2,792,768	2,748,380
繰延税金負債		
無形固定資産	5,445,817	4,798,732
その他有価証券評価差額金	310,488	516,605
繰延税金負債合計	5,756,306	5,315,338
繰延税金資産(負債)の純額	2,963,538	2,566,958

(注) 評価性引当額が25,480千円増加しております。この増加の内容は、主としてその他有価証券評価差額金に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	税引前当期純損失のため記載を省略しております。
(調整)		
評価性引当額の増減	3.5	
受取配当等永久に益金に算入されない項目	13.9	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.3	
住民税均等割等	0.5	
所得税額控除による税額控除	0.5	
のれん償却費	44.1	
その他	3.3	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	68.4	

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	54,615,133	9,389,058	1,303,595	213,482	65,521,269

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至2021年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	50,610,457	9,450,169	1,270,584	233,628	61,564,839

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	3,703,669	未払 手数料	644,246
親会社の 子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,265,593	未払 手数料	890,935

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	3,728,851	未払 手数料	863,159
親会社の 子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,578,226	未払 手数料	1,070,559

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(1) 株当たり情報

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	3,369.33円	2,510.93円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()	17.09円	854.27円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益又は当期純損失		
当期純利益又は当期純損失()(千円)	578,811	28,934,237
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失()(千円)	578,811	28,934,237
期中平均株式数(株)	33,870,060	33,870,060

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

該当ありません。

(ロ) その他の重要事項

当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併（2019年4月1日付）に伴って発生したのれんについて、2021年3月期決算において28,097,346千円の減損損失を計上しました。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

(イ) 名称 三井住友信託銀行株式会社

(ロ) 資本金の額 342,037百万円（2021年3月末現在）

(ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

・ 名称 株式会社日本カストディ銀行

- ・ 資本金の額 51,000百万円（2021年3月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

□ 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2021年3月末現在	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

□ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

（持株比率5%以上を記載しています。）

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年10月14日	有価証券届出書の訂正届出書
2020年12月4日	臨時報告書
2020年12月4日	臨時報告書
2020年12月25日	有価証券届出書
2020年12月25日	有価証券報告書
2021年 6月24日	半期報告書
2021年 6月24日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

2021年6月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 太 典 明 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 野 雅 子 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 栄 裕 印**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財

務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月5日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFアセットマネジメント・日本バリュー株の2020年9月26日から2021年9月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMBCFアセットマネジメント・日本バリュー株の2021年9月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月5日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFアセットマネジメント・日本グロース株の2020年9月26日から2021年9月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMBCFアセットマネジメント・日本グロース株の2021年9月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月5日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・日本中小型株の2020年9月26日から2021年9月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・日本中小型株の2021年9月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月5日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・米国株の2020年9月26日から2021年9月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・米国株の2021年9月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに

対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月5日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・欧州株の2020年9月26日から2021年9月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・欧州株の2021年9月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに

対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月5日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFアンドラップ・新興国株の2020年9月26日から2021年9月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMBCFアンドラップ・新興国株の2021年9月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月5日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・日本債の2020年9月26日から2021年9月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・日本債の2021年9月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに

対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月5日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・米国債の2020年9月26日から2021年9月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・米国債の2021年9月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに

対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月5日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・欧州債の2020年9月26日から2021年9月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・欧州債の2021年9月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに

対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月5日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFاندラップ・新興国債の2020年9月26日から2021年9月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMBCFاندラップ・新興国債の2021年9月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月5日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・J - R E I Tの2020年9月26日から2021年9月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・J - R E I Tの2021年9月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月5日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・G - R E I Tの2020年9月26日から2021年9月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・G - R E I Tの2021年9月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月5日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・コモディティの2020年9月26日から2021年9月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・コモディティの2021年9月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月5日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・ヘッジファンドの2020年9月26日から2021年9月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・ヘッジファンドの2021年9月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。